

令和 6 事業年度業務実績報告書

独立行政法人通則法第 32 条第 2 項及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第 6 条の規定により、令和 6 事業年度における独立行政法人医薬品医療機器総合機構の概況及び業務の実施状況を次のとおり報告する。

I. 当機構の概況は、次のとおりである。

1. 事業内容

(1) 健康被害救済業務

- ・医薬品や再生医療等製品による副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付
- ・スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV 感染者、発症者への受託給付
- ・「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給

(2) 審査関連業務

- ・医薬品医療機器法に基づく医薬品、医療機器及び再生医療等製品の承認審査
- ・治験などに関する指導及び助言
- ・承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についての GCP、GLP 等の基準への適合性の調査
- ・GMP/QMS/GCTP 調査による製造設備、工程、品質管理の調査
- ・医薬品医療機器法に基づく医薬品・医療機器・再生医療等製品の再審査、再評価、医療機器の使用成績評価
- ・医薬品、医療機器等の基準作成に関する調査

(3) 安全対策業務

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析及び情報提供
- ・消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談
- ・医薬品、医療機器等の安全性向上のための製造業者等への指導及び助言
- ・電子診療情報を活用した、有害事象発現リスクの定量的評価、安全対策措置の影響評価、処方実態調査及び医療情報データベースの構築

2. 事務所の所在地

東京都千代田区霞が関3丁目3番地2号 新霞が関ビル

3. 資本金の状況（令和6事業年度末）

1,179,844,924円（全額政府出資）

4. 沿革その他の概要

（1）沿 革

昭和54年10月15日 医薬品副作用被害救済基金として設立

昭和62年10月1日 医薬品副作用被害救済・研究振興基金に改組し、研究振興業務を開始

平成6年4月1日 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に改組し、調査指導業務を開始

平成9年4月1日 治験指導業務及び適合性調査業務を開始

平成14年12月20日 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法公布

平成16年4月1日 独立行政法人医薬品医療機器総合機構発足

（国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合）

平成17年4月1日 研究開発振興業務を独立行政法人医薬基盤研究所へ移管

（2）設立根拠法

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）

（3）主管省庁

厚生労働省医薬局総務課

5. 役員の状況

（1）定 数（令和7年3月31日現在）

役員の定数：6人以内

理 事 長：1人

理 事：3人

監 事：2人

(2) 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和7年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	藤原 康弘	自 平成31年4月1日 (再 令和6年4月1日) 至 ※1		・(国研) 国立がん研究センター執行役員 企画戦略局長 同 中央病院副院長(研究担当)併任
理事 (技監)	近藤 恵美子	自 令和6年7月1日 至 令和8年6月30日	技術総括・ 安全等担当	・消費者庁食品衛生基準審査課長 ・厚生労働省大臣官房付(役員出向)
理事	矢田 真司	自 令和3年9月14日 (再 令和4年9月2日) (再 令和6年9月2日) 至 令和8年9月1日	総合調整・ 救済担当	・(独)医薬品医療機器総合機構理事長特 任補佐(改正医薬品医療機器等法施行準 備担当) ・厚生労働省大臣官房付(役員出向)
理事	鈴木 洋史	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	審査等担当	・(独)医薬品医療機器総合機構審査センタ ー長 同 RS センター長併任
監事	池田 浩之	自 令和6年7月1日 至 ※2		・第一生命保険(株)人事部フェロー
監事 (非常勤)	鳥山 亜弓	自 令和6年7月1日 至 ※2		・千代田国際法律会計事務所所長

※1：独立行政法人通則法第21条第1項に基づき、任命の日から、中期目標の期間の末日まで。

※2：独立行政法人通則法第21条第2項に基づき、任命の日から、当該対応する中期目標の期間の最後の事業年度
についての財務諸表承認日まで。

II. 当機構の令和6事業年度の業務の実施状況は、別紙のとおりである。

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構			
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度（第5期）		
	中期目標期間	令和6年度～令和10年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	厚生労働大臣			
	法人所管部局	医薬局	担当課、責任者	総務課 課長 ○○
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 参事官 ○○
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項				
4. その他評価に関する重要事項				

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

[illegible]

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、令和6年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
5．機構の役割及び社会的立場を踏 まえたガバナンス体制の構築等	B○ 重					2－1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
6．経費節減、予算、資金計画等	B					2－2	指標設 定困難
Ⅳ．その他の事項							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	健康被害救済給付業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要がある。 【困難度：高】先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途をたどっている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学・薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、難解な請求事案が一層増加することが予測される。請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の 65%以上を 6 月以内に処理することは、極めて難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度				6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
請求から支給・不支給決定までの事務処理期間等（計画値）	決定をした全決定件数のうち、65 % 以上を6ヶ月以内に処理	決定をした全決定件数のうち、65%以上を6ヶ月以内に処理	決定をした全決定件数のうち、65%以上を6ヶ月以内に処理							予算額（千円）	4,613,338				
請求から支給・不支給決定までの事務処理期間等（実績	－	－	88.2%							決算額（千円）	3,901,401				

	値)															
											経常費用（千円）	4,059,001				
											経常利益（千円）	172,202				
											行政コスト（千円）	4,059,001				
											従事人員数	40 人				

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	1 健康被害救済給付業務 健康被害救済給付業務（以下「救済業務」という。）については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このため、以下の目標を設定する。 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充 医薬品等の副作用等により健康被害	1 健康被害救済給付業務 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）は、審査及び安全対策とともにセイフティ・トライアングルの一 corner を担う我が国独自の制度であり、国民が、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けた際、医師や薬剤師等に相談することで確実に制度の利用に結びつけるとともに、引き続き、迅速な請求事案の処理など適切な運用を行う必要があることから、以下の措置をとることとする。 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充	1 健康被害救済給付業務 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充	＜評価の視点＞ 救済制度に関する広報等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞ 評価： A 各項目について業務を着実に実施し、中でも、以下のような特筆すべき成果があったことから、A 評価とする。 （制度広報関係） 医療関係者に対しては、救済制度への一層の理解を促すため、院内研修等への依頼に対して、積極的に対応するとともに、e-ラーニングについても、給付事例（不支給の事例やその理由を含む）に関する情報の更新・充実を図り、視聴・受講の更なる促進に取り組んだ。 一般国民に向けては、訴求効果の高い広報コンテンツを使用し、メディアの特性を踏まえた広報を積極的に展開して、救済制度特設サイト等への誘導を図った。 また、電子版お薬手帳における救済制度案内の掲載も引き続き行うとともに、医療機関・薬局ビジョンでのCM放映など医薬品を使用する機会を捉えた広報の取組についても積極的に行った。 こうした取組によって、e-ラーニング講座の受講者累計は 17,212 人（前年度は 15,913 人、10 月から 3 部構成となり 11,536 人）となった。 また、救済制度の特設サイトへのアクセス数は 888,376 件（前年度 867,434 件）となり過去最高を記録した。	評価 ＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）	

	に遭われた方が、救済の必要な時に確実に救済制度を利用することができるようにするための広報を積極的に行うこと。	ア 救済制度の確実な利用に結びつけるための広報活動の積極的展開 - 健康被害を受けた方が確実に救済制度を利用できるよう、一般国民、医療関係者における救済制度の認知・理解度の一層の向上を目指し、インターネットやSNS、テレビ、新聞等のメディアの活用や関係団体等との連携による効果的な周知・広報活動を積極的に展開する。 - 医療機関が実施する医薬品の安全使用のための研修等において、救済制度をテーマとした研修等を企画・実施するとともに当機構職員による講義やeラーニング講座を活用するよう促していく。	ア 救済制度の確実な利用に結びつけるための広報活動の積極的展開 - 救済制度に関するこれまでの広報の実績や認知度調査の結果を踏まえ、広告会社等を活用し、創意工夫を凝らした、より効果的な広報を検討し、実施する。 - ホームページやインターネット、テレビ、新聞、雑誌、ポスター、リーフレット及び医療関係者向け小冊子等の各種広報媒体を有効に活用し、より多くの方に救済制度の周知を図る。 - 国民、医療関係者等に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、関係団体等との連携による周知の徹底をはじめとした既存の施策を推進するとともに、健康被害救済制度の運		- これまでの制度広報の実績や認知度調査の結果、広告会社からの提案を積極的に取り入れつつ、 - 若年層をはじめとした特定のターゲット層に向けては、コストパフォーマンスが高く効果的な訴求が可能なインターネット広報を、高齢層に向けては、メディアとしての信頼性が高く訴求効果が高いテレビや新聞といったマスメディアによる広報を複合的に展開 - 本制度に対する認知度の高い医療関係者に向けては、更に理解の深化を促すため、引き続き院内研修等の機会に PMDA 職員による出前講座を積極的に実施するとともに、eラーニング講座の再周知と視聴・受講をさらに促進する取組を実施(eラーニング講座に関しては、医学・薬学・看護系の大学の教員・学生に向けた再周知等も実施) - 一般国民に向けては、訴求効果の高い広報コンテンツを使って様々な媒体で放映・配信等を行うとともに、引き続き医薬品を使用する機会を捉えた制度広報を強化し、ジオターゲティングの手法による医療機関・薬局等への来院・来店者に対する広告配信、利用者の多い電子お薬手帳アプリへの制度案内の掲載、医療機関・薬局のビジョンでのCM放映等を実施するなどの取組を行った。	令和6年度に実施した認知度調査の結果では、 一般国民及び医療関係者全体での認知率は昨年度より、若干下回った※が、著名人を起用したテレビCMの認知率は一般国民で 16.3%（前年度 9.3%）と上がっており、今後、認知率の引き上げに寄与するようなCMの利用方法について検討していきたい。 ※一般国民の認知率は 26.3%（前年度 32.8%）、医療関係者の認知率は 82.4%（前年度 84.3%）。 （請求事案の処理関係） 個別請求事案について、臨床経過や検査データ等から事実関係の確認を行い、医学・薬学的な評価・判断に必要な情報が不足している場合には、医療機関等から追加補足資料の提供を受けるなどして調査を丁寧かつ適切に行った。また、調査を行った事案について、症例経過概要表及び調査報告書を作成し、厚生労働大臣への判定申出の際に提出した。 こうした中で、請求事案の処理の一層の迅速化を図るべく業務実績欄に記載の取組を行い、その結果、支給・不支給決定を行った全事案のうち、請求から決定まで6ヶ月以内に処理を行った事案の割合は、88.2%（1,112 件/1,261 件）（前年度 92.1%、（1,142 件/1,240 件））と、迅速処理の指標としている 65%を大幅に上回った。 （その他） 請求者・受給者の利便性向上に向け、住民基本台帳ネットワークシステムの情報の利用を令和6年10月から開始し、令和7年3月ま
--	---	---	--	--	---	--

		用改善等に関する検討会のとりまとめも踏まえて次の取組を継続して実施することにより、認知度・理解度の向上を図る。また、その成果についての検証も行う。 ① 医療関係者に対する制度の周知や理解の促進を目的に作成したeラーニング講座について、支給・不支給事例に関する情報等の充実を図り、患者やその家族に必要な援助を行っている医療ソーシャルワーカー等を含めた幅広い医療関係者への一層の周知と視聴・受講の促進を図っていく。また、医学、薬学、看護系の大学関係者や学生にも視聴・受講を促していく。 ② 医療機関が実施する従事者に対する医薬品の安全使用のための研修等において、救済制度が取り上げられるよう関係機関に働きかけを行う。ま		① 救済制度のe-ラーニング講座については、 i) 講座内容について救済給付の対象・対象外とされた請求事例などの情報を更新・充実させた上、各職能団体・医療機関団体の協力を得て団体会員への周知を実施した。(令和6年9月26日付理事長通知) ii) 医療系専門誌へ記事体広告を掲載し、17学会(前年度21学会)でポスター等を掲示した。 iii) 医師・薬剤師・歯科医師等の免許交付時に同封するメディナビリーフレットに案内を掲載した。 iv) 全国医学部長病院長会議など医学・薬学・看護の関係教育機関の協力を得て各大学・学部の関係者にも大学教育におけるe-ラーニング講座の活用についてあらためて依頼する等の取組を実施した。 上記の取組により、e-ラーニング講座の視聴・受講者累計は17,212人(前年度は15,913人)だった。 ② 医療機関が実施する院内研修等において、PMDA職員が講義を行う出前講座について、対面・オンラインを問わず医療機関等からの要請に積極的に対応するとともに、医療系独立行政法人を訪問し、研修等での利活用を依頼した。 令和6年度の講義実施回数は33件(前年度44件)であり、さらにeラーニングの内	でに245件の届出手続きで活用した。 また、救済給付業務の業務プロセス全体の見直し結果等を踏まえ、業務遂行の効率化・デジタル化に資するため、新たな救済業務システムの開発を行い、令和7年2月から運用を開始した。 ＜課題と対応＞ 引き続き、「健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会」のとりまとめを踏まえた施策を確実に実施していく。 個別請求事案の調査等を丁寧かつ適切に行いつつ、迅速な処理を実現するためには、医学・薬学に関する高度で幅広い知識と経験が要求される。因果関係等の評価が難しい事例が増加しているが、引き続き、請求者の立場に立って、より速やかな給付に繋げるべく個別請求事案の調査等に当たっていく必要がある。 審査・安全対策部門との連携についても、引き続き密にしていく。	
--	--	--	--	--	--	--

		た、当該研修等への講師派遣の要請に積極的に対応し、制度説明及び制度利用につなげるための協力依頼等を行う。その際、医療機関内での効果的な制度周知や制度利用の取組例を紹介する。 ③ 一般国民及び医療関係者の救済制度に対する認知度や意識の把握、講師派遣先医療機関に対する研修後の意識の変化や取組への姿勢等を把握するための調査を実施し、広報業務の改善に活用する。 ④ 医療ソーシャルワーカー等を含めた幅広い医療関係者に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、職能団体を通じた制度広報への協力を依頼し、会報や専門誌での制度紹介や、医療機関・施設での制度説明や広報資材の提供・配布等を通じて、全国的な広報活動を展開する。 ⑤ 大手ポータル	容を収録したDVDの提供依頼についても、24 か所で 9,445 人（前年度 84 か所、25,472 人）が受講した。 （参考）令和5年6月20日付理事長通知「医薬品安全管理責任者が行う従業者に対する医薬品の安全使用のための研修について（協力依頼）」を発出。 ③ 一般国民及び医療関係者の救済制度に対する認知度・理解度等の把握を目的とした調査（認知度調査）を実施するとともに、e-ラーニング講座の視聴・受講者に対しても講座内容や理解到達度に関するアンケートを実施し、4,676 人（前年度 7,692 人）が回答した。これらの調査結果を踏まえ、更に効果的な広報の実施やe-ラーニング講座の内容の充実等に繋げていく。 ④ 日本医師会や日本薬剤師会、日本歯科医師会（3師会）が発行する雑誌やエキスパートナースといった医療関係雑誌などに制度紹介とeラーニング講座の紹介を兼ねた記事広告を掲載したほか、3師会、日本医療ソーシャルワーカー協会などを通じて、出前講座の実施、e-ラーニング講座の運営、その他 PMDA が実施している広報活動について各会員への周知を行った。 さらに、日本製薬団体連合会の協力により、製薬企業に広報資材を送付（27 社、38,000 枚（前年度 26 社、36,700 枚）し、医薬情報担当者（MR）から医師等に配布する取組を継続して行った。 ⑤ 一般国民にも救済制度をわかりやすく	
--	--	---	---	--

		サイト等へのバナー広告をはじめ、スマートフォンの位置情報を用いた医療施設来訪者等への広告・CM動画の配信など新たな技術も活用してWEB広報を強化し、一般国民向けに救済制度をわかりやすく説明した動画等を掲載した救済制度特設サイトへの誘導を図っていく。		説明して認知・理解を促していくため、以下の広報施策を実施した。 i) テレビCMについては、より印象度・訴求力の高いものとなるよう著名人を使った実写映像のCMを「薬と健康の週間」の1週間、主要な民放系列を活用して全国62局で放映し、全国40局でパブリシティも展開した。また、救済制度の特設サイトにも当該CM動画を掲載して常時視聴可能とした。 ii) 新聞広告については、テレビCMにリンクさせた新しいデザインを制作し、大手全国紙3紙の紙面に掲載した。 iii) インターネットによる広報については、集中広報期間を中心に、大手ポータルサイト・総合ニュースサイト等へのバナー広告の配信、健康・医薬品への関心層など訴求対象に応じて様々な媒体を介した広告の配信、スマートフォンの位置情報を用いた医療機関・薬局等への来院・来店者に対する広告の配信、制度紹介アニメーション動画をSNS等へ配信(救済制度の特設サイトにも当該動画を常設)等を行い、配信したバナー広告等から救済制度の特設サイトへ誘導する工夫を行った。 救済制度の特設サイトへのアクセス数は年間で888,376件(前年度867,434件)となり、過去最高のアクセス数を記録した。 iv) 全国の医療機関・薬局のデジタルサイネージでのCM(15秒)放映を1か月間実施した。		
		⑥ お薬手帳への救済制度の案内広告の掲載について、関係団体に理解を求めて会員への協力を依頼する。また、電子お薬手帳ア		⑥ 関係団体にお薬手帳への制度案内の掲載を働きかけ、日本薬剤師会のお薬手帳に掲載された。 引き続き、協力薬局が運営している電子お薬手帳に制度案内が掲載された。		

			プリによる救済制度の案内広報も行う。 ⑦ 上記のほか、訴求対象に適した広報媒体を活用し、救済制度の効果的な広報を展開する。		⑦ 薬局の来局者に、リーフレットを手交した（全国 390 店舗、15 万部（前年度 1,079 店舗、51 万部以上））。 また、医療系雑誌（6 誌（前年度 4 誌））と学会誌（4 誌（前年度 4 誌））に記事広告を掲載するとともに、関係学会（17 か所（前年度 21 か所））へのポスター掲示や広報啓発資材の配布、対面による制度説明等を行った。		
	イ 給付事例等の公表 ・ ホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対し、引き続き給付実態の理解と救済制度の周知を図る。	イ 給付事例等の公表 ・ ホームページ等において、国民、医療関係者、製造販売業者等に対してわかりやすく給付事例、業務統計等を公表することにより、給付実態の理解と救済制度の周知を図る。なお、公表に当たっては、個人情報に配慮する。		・ 救済給付の決定に関する情報（性別、年齢、医薬品販売名、副作用名称、給付の内容、不支給理由等）について、給付決定の翌月に個人情報に配慮して PMDA ホームページに掲載・公表するとともに、PMDA メディナビにおいても情報提供した。 また、e-ラーニングについても、給付事例（不支給の事例やその理由を含む）に関する情報の更新・充実を図った。 各種の業務統計についても、救済業務委員会や運営評議会において公表するとともに、PMDA ホームページへの掲載も行った。			
	ウ 制度に関する情報提供・相談窓口の運営 ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供内容の改善等、情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといっ	ウ 制度に関する情報提供・相談窓口の運営 ・ 診断書等の記載要領等について、個別請求事案の医学・薬学的な判定事項の調査・審議に関わる専門家の意見を踏まえて見直し・整備を行う。		・ 請求の手引について、より分かり易い記述に改めるなどの改訂を行った。 また、医師が診断書を作成する際の負担の軽減を図るため、顎骨壊死の診断書等の記載要領を新たに作成するとともに、肺障害、骨壊死に係る診断書等の記載要領の改訂を行った。これにより、個別請求事案の調査に必要な情報を収集して効率的に調査を行うこと			

	た観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。 ・ 相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付の手続きに関する相談に適切に対応する。 （２）迅速な事務処理の実施 ① 救済給付の請求事案について、正確かつ迅速な事務処理を図ること。 ② 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。 【評価における指標】 中期目標期間の各年度において全請求件数の65%以上を6か月以内（請求から支給・不支給決定までの期間）に処理すること（令和4年度実績 90.2%）。	た観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。 ・ 相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付の手続きに関する相談・案内に適切に対応する。 （２）迅速な事務処理の実施 ・ 厚生労働大臣に医学・薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、厚生労働省における請求事案の迅速な処理に資するため、次の文書を提出する。 ① 提出された診断書等では情報が不足している場合に、医療機関等に依頼し、提出された追加・補足資料 ② 提出された診断書等に基づき、時系列に沿って作成した症例経過概要表 ③ 救済給付の請求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及	ができるようになった。 ・ 相談窓口には、専任の職員を配置し、制度利用に関する照会・相談や給付請求の手續等に関する照会・相談に対して、マニュアルに基づき適切・丁寧に対応した。また、相談対応の充実を図るため、適宜マニュアルの見直しを行った。 なお、令和6年度における照会・相談への対応件数は13,704件（前年度13,794件）であった。 ・ 個別請求事案について、臨床経過や検査データ等から事実関係の確認を行い、医学・薬学的な評価・判断に必要な情報が不足している場合には、医療機関等へ追加補足資料の提供を依頼する（1,783件（前年度1,332件））などして調査を丁寧かつ適切に行った。 また、調査を行った事案について、症例経過概要表及び調査報告書を正確に作成し、厚生労働大臣への判定申出の際に提出した。 なお、令和6年度において、判定申出件数は1,220件（前年度1,192件）、支給・不支給の決定件数は前年度からの繰越分を含めて1,261件（前年度1,240件）であった。		
--	--	---	--	--	--

	【目標の設定及び水準の考え方】 前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。	請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、65%以上の請求を請求から6か月以内に処理する（ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に求める追加・補足資料の提出に要する期間を除く。）。	び類似事例等を調査・整理した調査報告書	＜主な定量的な指標＞ - 請求から支給・不支給決定までの事務処理期間について、年度内に決定した総件数の65%以上を6か月以内に処理 ＜その他の指標＞ - 請求から支給・不支給決定までの事務処理期間について、年度内に決定した総件数のうち、処理期間が8ヶ月を超えるものを総件数の10%以下	- 請求事案の処理の一層の迅速化を図るべく、 i) 調査・整理を円滑に進めるため、個別事案毎の症例経過概要表の作成を速やかに実施した。 ii) 個別請求事案について、請求書類の受理、調査・整理（外部専門家への協議を含む）から厚生労働大臣への判定申出まで、判定結果を受理して支給・不支給の決定・通知を行うまでの各過程において目標とするタイムラインを踏まえた進行管理を実施した。 iii) 請求書類や医療機関から提供のあった追加補足資料について、紙文書をPDF化して業務システムに格納し、テレワーク下も含めて当該電子ファイルを用いた事務処理を推進した。 - その結果、令和6年度中に支給・不支給の決定を行った全事案のうち、請求から決定まで6ヶ月以内に処理を行った事案の割合は88.2%（1,112件/1,261件）（※前年度92.1%（1,142件/1,240件））、処理に8ヶ月超を要した事案の割合は3.5%（44件/1,261件）（※前年度2.0%（25件/1,240件））となった。困難事例も含む全事案について丁寧・適切に調査等を行った上での実績で、迅速処理の指標を大幅に上回る実績となった。 - 厚生労働大臣への判定申出に際してPMDAが提出する審議会用資料についても、業務の効率化に資するよう、引き続き、PDF化した電子ファイルをDVDに保存して提出・配布した。 - 原因薬や健康被害に関する情報等のデータベースへの蓄積、分析・解析を行い、請		
--	--	---	----------------------------	--	--	--	--

		る情報データベースを医学・薬学的判断に活用し、迅速かつ効率的な事務処理を行う。	報、特に原因薬や健康被害に関する情報のデータベースへの蓄積を進める。 蓄積されたデータを用いた集計・解析等の結果については、それらの結果を利用して、より迅速かつ効果的に救済給付業務を実施するよう努める。		求事案の調査等に活用することで迅速・的確な事務処理を行った。 救済業務関連システムについては、情報の一元化と重複作業の排除等、業務の効率化を図るため、3つのシステムを統合し、令和7年2月から運用を開始した。		
	(3) 請求者及び受給者の負担軽減策の実施	(3) 請求者及び受給者の負担軽減策の実施 請求者及び受給者の負担軽減や利便性向上のため、請求等手続きのオンライン化、請求書類の合理化等を実施する。	(3) 請求者及び受給者の負担軽減策の実施 - 行政機関相互の情報連携によって、順次、各行政手続における添付書類の省略を実現すると政府の方針に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の情報を利用するシステム環境を整備し、救済給付の請求書・届書の添付書類から住民票を省略化する。 - 請求者及び受給者の利便性の向上に向けて、健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会のとりまとめを踏まえ、政府運用のマイナポータルを利用し、救済給付の請求・届出をオン	<評価の視点> 請求者等の負担軽減策について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	求事案の調査等に活用することで迅速・的確な事務処理を行った。 救済業務関連システムについては、情報の一元化と重複作業の排除等、業務の効率化を図るため、3つのシステムを統合し、令和7年2月から運用を開始した。 ・ 地方公共団体情報システム機構が運営する住民基本台帳ネットワークシステムの情報を利用するシステムを整備し、令和6年10月から利用を開始した。これにより、請求等の手続きにおいて、住民票の提出は原則不要となった。 ・ 令和6年度の利用実績は245件であった。 ・ 救済給付の請求・届出手続きをオンラインで行える環境の整備に向けて、政府運用のマイナポータルの利用等によるオンライン化のための必要な予算を確保し、関係機関等と協議を進めた(令和8年中の運用開始を目指す。)		

			ラインにて受理するためのシステム環境整備を実施する。				
	(4) 救済給付業務の効率化等の推進	(4) 救済給付業務の効率化・高度化の推進 ・ 業務プロセスの合理化と新たなシステム環境の整備により、救済給付業務の効率化・高度化を図る。	(4) 救済給付業務の効率化・高度化の推進 ・ 救済給付業務の業務プロセス全体の見直し結果等を踏まえ、業務遂行の効率化・高度化・デジタル化に資する新たなシステムを開発整備し、運用を開始する。 ・ 請求書、診断書等の受理段階で紙文書をPDF化して業務システムに格納し、電子ファイルを用いた事務処理を推進する。また、厚生労働省における医学・薬学的事項に関する判定のために提出する関係審議会用の資料についても、PDF化した電子ファイルを用いることで引き続きペーパーレス化を推進する。	<評価の視点> 救済給付業務の効率化等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
	(5) 審査部門及	(5) 審査部門	(5) 審査部門及	<評価の視点> 各部門との連携に			

	び安全対策部門との積極的な連携 救済部門は救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、医学的観点及び薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有すること。 （６）保健福祉事業の着実な実施 【重要度：高】 医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要がある。 【困難度：高】 先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途をたどっている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学・薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、難解な請求事案が一層増加す	及び安全対策部門との積極的な連携 - 救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、医学的薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有する。 （６）保健福祉事業の充実と適切な実施 - 医薬品の副作用による重篤で希少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業等を実施する。 - 精神面などに関する相談事業を	び安全対策部門との積極的な連携 - 救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、医学的薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有する。 （６）保健福祉事業の充実と適切な実施 - 医薬品の副作用による重篤で希少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を実施する。 - 先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与され、Ｃ型肝炎ウイルスに感染した者であって、重篤（肝硬変又は肝がん）である者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を実施する。 - 精神面等に関する相談事業につ	ついて、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜評価の視点＞ 保健福祉事業について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	- 救済給付事例の情報を個人情報に配慮しつつ安全対策部門等に適切に提供することにより、安全対策の実施に寄与した。 - 安全対策部門との連絡会を定期的に開催して、安全対策の検討・措置状況に係る情報提供を受けるとともに、救済部門からも留意すべき事例（卵巢過剰刺激症候群の事例）等の情報提供を行うなど、積極的に連携を図った。 - 医薬品の副作用による重篤で希少な健康被害者に対するＱOL向上策等を検討するため、令和６年度においては６６名（前年度６３名）の健康被害者に協力を得て調査研究事業を実施した。 - 令和５年度中に配布・回収した調査票の集計を行い、調査研究班会議を開催して令和５年度報告書の取りまとめを行った。 - 先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与されＣ型肝炎ウイルスに感染した者であって、重篤である者に対するＱOL向上策等を検討するため、令和６年度においては１４２名（前年度１４７名）の健康被害者に協力を得て調査研究事業を実施した。 - 令和５年度中に配布・回収した調査票の集計を行い、調査研究班会議を開催して報告書の取りまとめを行った。 - 精神保健福祉士及び社会福祉士を配置し、精神面のケア及び福祉サービスに関す		
--	--	---	--	--	---	--	--

	ることが予測される。 請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の65%以上を6か月以内に処理することは、極めて困難が高い。	着実に実施する。	いて、精神保健福祉士及び社会福祉士による電話での相談業務を実施する。また、障害年金等の受給者や保健福祉事業の調査研究対象者に対して精神面等に関する相談窓口の案内を行う。 ・ 救済給付の受給者のうち希望者に対して、副作用の原因と考えられる又は推定される薬品名や副作用の名称等を記載した受給者カードを配布する。 ・ 受給者カードについて、カードの記載情報をかかりつけ医療機関・薬局や家族と共有するなどその有効な利用方法をホームページで紹介するとともに受給者に対して個別に案内することにより、利用の促進を図る。	る助言を行う「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施した。令和6年度においては175件（前年度138件）と過去最高の相談件数に対応した。 ・ 副作用救済給付の新規受給者を対象に、救済給付の支給決定内容を担当医等に正確に情報提供し、今後の治療に活かせるよう、副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品名等を記載した携帯可能なサイズのカードの配付を行った。 ・ カードの記載情報をかかりつけ医療機関・薬局や家族と共有するなどのカードの有効な利用方法を PMDA ホームページや受給者カードを送付する際のお手紙に記載した。		
		・ 上記のほか、救済制度の確実な利用や迅速な救済を図るための方策等を検討する。				

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	スモン患者等に対する給付業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 附則第 15 条及び第 17 条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度				6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																													
					業務実績	自己評価																														
	2 スモン患者等に対する給付業務	2 スモン患者等に対する給付業務等の適切な実施	2 スモン患者等に対する給付業務等の適切な実施	＜評価の視点＞ ・ スモン患者等に対する給付業務等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ ・ 受託支払業務では、裁判上和解が成立したスモン患者に対し、健康管理手当及び介護費用の支払業務を行った。 ＊ キノホルム製剤によるスモンの発生 キノホルム剤（整腸剤）を服用したことにより、亜急性脊髄視神経症（スモン）（しびれ、歩行困難、視力障害等）に罹患（研究班による推定患者 約1万人） <table><tr><td colspan="2">令和6年度実績</td></tr><tr><td>受給者数（人）</td><td>686</td></tr><tr><td>支 払 額（千円）</td><td>512,310</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>健康管理手当</td><td>395,031</td></tr><tr><td>介護費用（企業分）</td><td>89,383</td></tr><tr><td>介護費用（国庫分）</td><td>27,896</td></tr></table> ・ 受託給付業務では、血液製剤に混入した HIV により健康被害を受けた方等に対して健康管理費用等の給付業務を行った。 ＊ 血液製剤による HIV 感染 米国で採血された血液を原料として製造された非加熱性の血液凝固因子製剤の投与を受けたことで、血友病治療中の患者等が、これに混入していた HIV に感染 <table><tr><td></td><td>人数(人)</td><td>支給額(千円)</td></tr><tr><td>調 査 研 究 事 業</td><td>459</td><td>278,480</td></tr><tr><td>健康管理支援事業</td><td>120</td><td>255,639</td></tr><tr><td>受 託 給 付 事 業</td><td>3</td><td>10,300</td></tr><tr><td>合 計</td><td>582</td><td>544,418</td></tr></table> ・ これらの業務については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行った。	令和6年度実績		受給者数（人）	686	支 払 額（千円）	512,310	内 訳	健康管理手当	395,031	介護費用（企業分）	89,383	介護費用（国庫分）	27,896		人数(人)	支給額(千円)	調 査 研 究 事 業	459	278,480	健康管理支援事業	120	255,639	受 託 給 付 事 業	3	10,300	合 計	582	544,418	＜評定と根拠＞ 評定： B スモン患者及び血液製剤による HIV 感染者等に対する受託支払業務等について、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に実施した。また、特定救済業務について、個人情報に配慮し、適切かつ迅速に給付業務を行うとともに、拠出金の受入業務についても適切に実施したことから、B 評価とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き個人情報に配慮し、適切に実施していく。	評定	
	令和6年度実績																																			
受給者数（人）	686																																			
支 払 額（千円）	512,310																																			
内 訳	健康管理手当	395,031																																		
	介護費用（企業分）	89,383																																		
	介護費用（国庫分）	27,896																																		
	人数(人)	支給額(千円)																																		
調 査 研 究 事 業	459	278,480																																		
健康管理支援事業	120	255,639																																		
受 託 給 付 事 業	3	10,300																																		
合 計	582	544,418																																		
スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託支払業務並びに特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。	・ スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託支払業務等並びに特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約等の内容に基づき、適切に業務を行う。	・ スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）																																	

		・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。	・ 特定救済業務では、裁判上の和解等が成立し給付請求があった特定 C 型肝炎ウイルス感染者等に対し、給付金の支給を行った。 ・ フリーダイヤルによる相談窓口において、給付金支給手続等に関する相談業務を実施した。 令和 6 年度実績 <table><tr><td>受給者数（人）</td><td>47</td></tr><tr><td>（うち追加受給者数）</td><td>3</td></tr><tr><td>給付額（千円）</td><td>1,156,000</td></tr><tr><td>（うち追加給付額）</td><td>48,000</td></tr><tr><td>相談件数（件）</td><td>1,171</td></tr></table> ・ 基金の財源を確保するため、原因薬の製造業者から拠出金の受入れ業務を行った。 令和 6 年度実績 <table><tr><td>納付者数（者）</td><td>1</td></tr><tr><td>拠出金納付額（千円）</td><td>550,533</td></tr></table> ・ これらの業務については、個人情報に配慮し、適切に実施した。	受給者数（人）	47	（うち追加受給者数）	3	給付額（千円）	1,156,000	（うち追加給付額）	48,000	相談件数（件）	1,171	納付者数（者）	1	拠出金納付額（千円）	550,533		
受給者数（人）	47																		
（うち追加受給者数）	3																		
給付額（千円）	1,156,000																		
（うち追加給付額）	48,000																		
相談件数（件）	1,171																		
納付者数（者）	1																		
拠出金納付額（千円）	550,533																		

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	審査等業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号 等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 1 医薬品・医療機器等の迅速な審査の実施について、小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消やプログラム医療機器の実用化促進に向けた支援等を図りつつ、世界最速レベルの審査期間を堅持する必要がある。 2 これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュラトリーサイエンスの推進が重要である。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。 【困難度：高】 1 速やかな審査と業務の質の向上を両立させるためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、審査部門の多面的な活動によるレギュラトリーサイエンスの推進が必要であり、困難度が高い。 特に、プログラム医療機器については、これまでの医療機器開発企業と異なる他業種による開発が主流となっているため、その特殊性に応じた相談・審査体制を別途構築し、開発から薬事申請へのきめ細かなガイドやサポート等を行うことが必要であり、困難度が高い。 2 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけでなく、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。		
--	---	--	--

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2．主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度				6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
新医薬品（優先品目）の総審査期間（計画値）※1	80% タ イ ルで9か月	80% タ イ ルで9か月	80% タ イ ルで9か月							予算額（千円）	21,339,722				
新医薬品（優先品目）の総審査期間（実績値）	－	－	8.9 か月 （達成率101.1%）							決算額（千円）	17,816,455				
新医薬品（通常品目）の総審査期間（計画値）※1	80% タ イ ルで12か月	80% タ イ ルで12か月	80% タ イ ルで12か月							経常費用（千円）	15,879,288				
新医薬品（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	－	12.0 か月 （達成率100.0%）							経常利益（千円）	2,098,516				
先駆的医薬品指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（計画値）	6 か月	6 か月	6 か月							行政コスト（千円）	15,894,545				
先駆的医薬品指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）に基づく品目の	－	－	品目①：4.8 か月							従事人員数	638 人				

	総審査期間 (実績値)														
	ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く) の新規申請 の行政側審査期間(計画 値)※2	70%タイ ルで10か 月	70%タイ ルで10か 月	70%タイ ルで10か 月											
	ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く) の新規申請 の行政側審査期間(実績 値)	—	—	8.5 か月 (達成率 115.0%)											
	ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く) の一部変更 申請(通常品 目)の総審査 期間(計画 値)※2	55%タイ ルで10か 月	55%タイ ルで10か 月	55%タイ ルで10か 月											
	ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く) の一部変更 申請(通常品 目)の総審査 期間(実績 値)	—	—	8.3 か月 (達成率 117.0%)											
	ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く) の一部変更 申請(通常品	55%タイ ルで6か月	55%タイ ルで6か月	55%タイ ルで6か 月											

目以外）の総 審査期間（計 画値）※2															
ジェネリッ ク医薬品等 （バイオ医 薬品を除く） の一部変更 申請（通常品 目以外）の総 審査期間（実 績値）	－	－	5.4 か月 （達成率 110.0%）												
ジェネリッ ク医薬品等 （バイオ医 薬品を除く） の一部変更 申請（迅速審 査品目）の総 審査期間（計 画値）※2	53％タイ ルで3か月	53％タイ ルで3か月	53％タイ ルで3か 月												
ジェネリッ ク医薬品等 （バイオ医 薬品を除く） の一部変更 申請（迅速審 査品目）の総 審査期間（実 績値）	－	－	2.5 か月 （達成率 116.7%）												
要指導・一般 用医薬品の 区分1から6 及び殺虫剤 等（医薬品） 区分1,2の総 審査期間（計 画値）※2、 3	50％タイ ルで12か 月	50％タイ ルで12か 月	50％タイ ルで12か 月												
要指導・一般 用医薬品の 区分1から6	－	－	17.4 か月 （達成率 55.0%）												

及び殺虫剤等（医薬品） 区分 1,2 の総審査期間（実績値）																
要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の総審査期間（計画値）※ 2、3	70 % タイルで 7 か月	70 % タイルで 7 か月	70 % タイルで 7 か月													
要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の総審査期間（実績値）	－	－	7.5 か月 （達成率 92.9%）													
医薬部外品の行政側審査期間（計画値）※ 3	70 % タイルで 4.5 か月	70 % タイルで 4.5 か月	70 % タイルで 4.5 か月													
医薬部外品の行政側審査期間（実績値）	－	－	3.8 か月 （達成率 115.6%）													
先駆け総合評価相談、RS 戦略相談（医薬品）（計画値）	申込み全件について対応。 RS 戦略相談の申込みのうち 80 % について、対面助言終了後から記録の確定までを 30	申込み全件について対応。	申込み全件について対応。RS 戦略相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。													

		勤務日以内。													
	先駆け総合評価相談、RS戦略相談（医薬品）（実績値）	－	－	申込み全件について対応。 RS 戦略相談のうち 100.0% （50 件/50 件）について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。											
	治験相談（国際共同治験等含む）（計画値）	申込み全件について対応。そのうち、80 % について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。	申込み全件について対応。そのうち、80 % について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。	申込み全件について対応。そのうち、80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。											
	治験相談（国際共同治験等含む）（実績値）	－	－	申込み全件について対応。そのうち 99.5% （442 件/444 件）について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。											

新医療機器 （通常品目） の総審査期 間（計画値） ※4	80%タイル で14か月	80%タイル で14か月	80%タイル で14か月												
新医療機器 （通常品目） の総審査期 間（実績値）	—	—	11.7か月 （達成率 116.4%）												
改良医療機 器（臨床あ り）の総審査 期間（計画 値）※4	60%タイル で10か月	60%タイル で10か月	60%タイル で10か月												
改良医療機 器（臨床あ り）の総審査 期間（実績 値）	—	—	8.9か月 （達成率 111.0%）												
改良医療機 器（臨床な し）の総審査 期間（計画 値）※4	60%タイル で6か月	60%タイル で6か月	60%タイル で6か月												
改良医療機 器（臨床な し）の総審査 期間（実績 値）	—	—	6.0か月 （達成率 100.0%）												
後発医療機 器の総審査 期間（計画 値）※4	60%タイル で4か月	60%タイル で4か月	60%タイル で4か月												
後発医療機 器の総審査 期間（実績 値）	—	—	3.8か月 （達成率 105.0%）												
先駆的医療 機器指定制 度（旧名称 先駆け審査 指定制度）に	6か月	6か月	6か月												

基づく品目の総審査期間（計画値）																
先駆的医療機器指定制度（旧名称先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（実績値）	－	－	品目①： 5.8 か月													
プログラム医療機器優先審査指定品目の総審査期間（計画値）	6 か月	6 か月	6 か月													
プログラム医療機器優先審査指定品目の総審査期間（実績値）	－	－	－（承認品目なし）													
新医療機器（優先品目）の総審査期間（計画値）	10 か月	80% タイルで 10 か月	10 か月													
新医療機器（優先品目）の総審査期間（実績値）	－	－	品目①： 8.5 か月 品目②： 5.8 か月													
プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度に基づく確認期間（計画値）※5	改良医療機器（臨床なし） 5.5 か月 後発医療機器 3.5 か月	－	改良医療機器（臨床なし） 5.5 か月 後発医療機器 3.5 か月													
プログラム医療機器について、変更	－	－	改良医療機器（臨床なし）：品													

計画確認手 続制度に基 づく確認期 間（実績値）			目①5.4 か 月 後発医療 機器：－ （確認品 目なし）												
体外診断用 医薬品（専門 協議品目）の 総審査期間 （計画値）※ 4	80% タ イ ルで 12 か 月	80% タ イ ルで 12 か月	80% タ イ ルで 12 か 月												
体外診断用 医薬品（専門 協議品目）の 総審査期間 （実績値）	－	－	11.7 か月 （達成率 102.5%）												
体外診断用 医薬品（通常 品目）の総審 査期間（計画 値）※4	80% タ イ ルで 7 か月	80% タ イ ルで 7 か月	80% タ イ ルで 7 か 月												
体外診断用 医薬品（通常 品目）の総審 査期間（実績 値）	－	－	6.7 か月 （達成率 104.3%）												
先駆的体外 診断用医薬 品指定制度 （旧名称 先 駆け審査指 定制度）に基 づく品目の 総審査期間 （計画値）	6 か月	6 か月	6 か月												
先駆的体外 診断用医薬 品指定制度 （旧名称 先 駆け審査指 定制度）に基	－	－	-（承認品 目なし）												

づく品目の 総審査期間 (実績値)																
再生医療等 製品（優先品 目）の総審査 期間（計画 値）※4	50%タイル で9か月	50%タイル で9か月	50%タイル で9か月													
再生医療等 製品（優先品 目）の総審査 期間（実績 値）	－	－	9.0か月 （達成率 100.0%）													
再生医療等 製品（通常品 目）の総審査 期間（計画 値）※4	50%タイル で12か月	50%タイル で12か月	50%タイル で12か月													
再生医療等 製品（通常品 目）の総審査 期間（実績 値）	－	－	-（承認品 目なし）													
カルタヘナ 法に関する 事前審査（第 1種使用）の 行政側期間 （計画値）	60%タイル で6か月	50%タイル で6か月	60%タイル で6か月													
カルタヘナ 法に関する 事前審査（第 1種使用）の 行政側期間 （実績値）	－	－	3.5か月 （達成率 141.7%）													
カルタヘナ 法に関する 事前審査（第 2種使用）の 行政側期間 （計画値）	60%タイル で2か月	50%タイル で2か月	60%タイル で2か月													
カルタヘナ	－	－	0.9か月													

法に関する 事前審査（第 2種使用）の 行政側期間 （実績値）			（達成率 155.0%）												
先駆け総合 評価相談、RS 戦略相談（医 療機器）（計 画値）	申込み全 件について 対応。 RS 戦略相 談の申込みの うち 80 % に ついて、対面 助言終了後 から記録の 確定までを 30 勤務日 以内。	申込み全 件について 対応。	申込み全件について対応。RS 戦略相談の申込みのうち 80%に ついて、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。												
先駆け総合 評価相談、RS 戦略相談（医 療機器）（実 績値）	－	－	申込み全 件について 対応。 RS 戦略相 談のうち 93.1%（27 件/29 件） について、 対面助言 終了後か ら記録の 確定まで を 30 勤 務日以内。												
医療機器等 条件付き承 認制度に係 る開発前相 談（計画値）	申込み全 件について 対応。	申込み全 件について 対応。	申込み全件について対応。												
医療機器等 条件付き承 認制度に係 る開発前相	－	－	申込み全 件について 対応。												

	談（実績値）														
	先 駆 け 総 合 評 価 相 談、RS 戦 略 相 談（体 外 診 断 用 医 薬 品）（計 画 値）	申 込 み 全 件 に つ い て 対 応。 RS 戦 略 相 談 の 申 込 み の う ち 80 % に つ いて、対 面 助 言 終 了 後 か ら 記 録 の 確 定 ま で を 30 勤 務 日 以 内。	申 込 み 全 件 に つ い て 対 応。	申込み全件について対応。RS 戦略相談の申込みのうち 80%に ついて、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。											
	先 駆 け 総 合 評 価 相 談、RS 戦 略 相 談（体 外 診 断 用 医 薬 品）（実 績 値）	－	－	申 込 み は な か っ た。											
	先 駆 け 総 合 評 価 相 談、RS 戦 略 相 談（再 生 医 療 等 製 品）（計 画 値）	申 込 み 全 件 に つ い て 対 応。 RS 戦 略 相 談 の 申 込 み の う ち 80 % に つ いて、対 面 助 言 終 了 後 か ら 記 録 の 確 定 ま で を 30 勤 務 日 以 内。	申 込 み 全 件 に つ い て 対 応。	申込み全件について対応。RS 戦略相談の申込みのうち 80%に ついて、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。											
	先 駆 け 総 合 評 価 相 談、RS 戦 略 相 談（再 生 医 療 等 製 品）（実 績 値）	－	－	申 込 み 全 件 に つ い て 対 応。 RS 戦 略 相 談 の う ち 100.0% （61 件/61											

				件)について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。											
	アジア諸国等の規制当局の担当者等へのセミナー受講の満足度（計画値）	アジア諸国等向けに年5回以上のトレーニングを開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成。	アジア諸国等向けに年2回以上のトレーニングを開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成。	アジア諸国等向けに年5回以上のトレーニングを開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成。											
	アジア諸国等の規制当局の担当者等へのセミナー受講の満足度（実績値）	－	－	アジア諸国等向けに年9回のトレーニングを開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成。											

				合は延べ 100%。											
--	--	--	--	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※ 指標等にある区分は、医薬品の承認申請について（平成 26 年 11 月 21 日薬食発 1121 第 2 号 医薬食品局長通知）に定めるものを指す。

※ 1 繁忙期である月の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。
また、厚生労働省における事務的な理由により薬事審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が 2 か月を超える場合は、2 か月後に承認されたものとして算定する。

※ 2 指標の審査期間について、申請者側が通算で目標値以上の資料整備期間を要したものを除く。

※ 3 H31.4 以降の申請品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間を除く。

※ 4 指標の審査期間について、申請者側が通算で目標値以上（再生医療等製品（通常品目）にあっては 9 か月）の資料整備期間を要したものを除く。

※ 5 確認申請前に所定の相談を受けたものに限る。

	ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、効率的で質の高い審査を行うこと。	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査 ・ 各年度に承認された新医薬品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、80％タイル値で9か月を達成する（ただし、繁忙期である月（具体的には、厚生労働省における承認等のスケジュールを踏まえ、同省と協議して決定する。）の申請品目の審査期間の起算日について、各月の16日以降に申請された品目は、翌月の1日を起算日として算定する。また、厚生労働省における事務的な理由により薬事・食品衛生審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が2か月を超える場合は、2か月後に承認されたものとして算定する。）。	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査 ・ 令和6年度に承認された新医薬品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、80％タイル値で9か月を達成する（ただし、繁忙期である月（具体的には、厚生労働省における承認等のスケジュールを踏まえ、同省と協議して決定する。）の申請品目の審査期間の起算日について、各月の16日以降に申請された品目は、翌月の1日を起算日として算定する。また、厚生労働省における事務的な理由により薬事・食品衛生審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が2か月を超える場合は、2か月後に承認されたものとして算定する。）。	が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・ 新医薬品（優先品目）の総審査期間：80％タイル値で9か月	・ 令和6年度に承認された新医薬品（優先品目）の総審査期間（80％タイル値）は8.9か月であり、目標を達成した。 なお、令和6年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は29.6%であった。	る成果は、新医療機器（通常品目）116.4%、改良医療機器（臨床あり）111.0%、改良医療機器（臨床なし）100.0%、後発医療機器105.0%と、重要かつ高難易度である新医療機器の審査を含めてすべて目標を達成し、令和5年度に引き続き目標を達成したことにより、安定的に承認時期の予見性を高めることに寄与した。 プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度に基づく確認期間目標が5.5か月であるところ実績値5.4か月と目標を達成している。また、プログラム医療機器に特化した複数の新規相談枠について各業界団体との意見交換を実施し、令和7年度からの新設に向けた準備を整えた。さらに、審査のポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等の作成として3件を公表し、2件の作成を行っている。 体外診断用医薬品の審査期間目標に対しては、専門協議品目102.5%、通常品目104.3%の成果であった。 再生医療等製品の審査期間目標に対しては、優先品目100.0%であった。 カルタヘナ法に関する事前審査について、第1種使用が141.7%、第2種使用が155.0%となっており、目標値を大きく上回っている。 また、先駆け審査指定品目に関し、再発又は難治性の末梢性T細胞リンパ腫の治療薬1品目、造血器腫瘍及び類縁疾患患者を対象とし腫瘍等の包括的なゲノムプロファイルを取得する遺伝子パネル検査システムについて、いずれも目標である総審査期間6か月以内に
--	---	---	---	---	---	--

		各年度に承認された新医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%マイル値で 12 か月を達成する（ただし、繁忙期である月（具体的には、厚生労働省における承認等のスケジュールを踏まえ、同省と協議して決定する。）の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。また、厚生労働省における事務的な理由により薬事・食品衛生審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が 2 か月を超える場合は、2 か月後に承認されたものとして算定する。）。	令和 6 年度に承認された新医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%マイル値で 12 か月を達成する（ただし、繁忙期である月（具体的には、厚生労働省における承認等のスケジュールを踏まえ、同省と協議して決定する。）の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。また、厚生労働省における事務的な理由により薬事・食品衛生審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が 2 か月を超える場合は、2 か月後に承認されたものとして算定する。）。	＜主な定量的指標＞ 新医薬品（通常品目）の総審査期間：80%マイル値で 12 か月	令和 6 年度に承認された新医薬品（通常品目）の総審査期間（80%マイル値）は 12.0 か月であり、目標を達成した。	承認した。	
イ	Early consideration（注 1）の発信や最新の科学的知見に基づく臨床評価ガイドラインの策定などイノベーションに的確に対応した相談及び審査を実施すること。	イ	Early consideration の発信や最新の科学的知見に基づく臨床評価ガイドラインの策定などイノベーションに的確に対応した相談及び審査の実施	イ	Early consideration の発信や最新の科学的知見に基づく臨床評価ガイドラインの策定などイノベーションに的確に対応した相談及び審査の実施		（RS 関係） 業務実績欄に記載のとおり、包括的連携協定機関との連携による人材交流及び研修、関連学会等での講演活動、研修制度の充実化、研究関連制度の整備、文部科学省科学研究費補助金の対象となる研究機関としての指定、研究関連業務のガバナンス強化、公的研究への参加、英語学術論文の公表、RS 活動報告書の公表、RS 研究会の開催等、レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上に向けた取り組みを着実に進め、成果が得られた。 （国際関係） 実績欄に記載のとおり、欧米やアジア諸国との連携や国際調和活動を PMDA が主導的かつ積極的に推進するとともに、2 つの海外事務所を設置するなど、PMDA の国際的なプレゼンス向上に向けた取組を確実に進めてきた。 IMDRF では令和 7 年の議長国として日本で対面会合を開催し、実務対応のとりまとめを行うなど、医療機器分野における多国間の国際活動を主導した。 東南アジア各国を対象に、WHO と協働して、Reliance の促進に向けた取組を行い、これらの活動の結果として、令和 6 年度に日本を参照国に指定した当局の数は新たに 7 件と、大きく増えている。 PMDA-ATC にて、アジアを中心とした複数国向け及び ASEAN の特定の国／地域向けにセミナーを対面又はオンラインで開催し、指標を大きく上回る成果となった。

		されていない段階ではあるものの、イノベーションの実用化と革新的な医薬品等の開発促進の参考情報として、その時点における開発の方向性に係る審査側の考え方を示したもの。 - 革新的技術の実用化や医薬品の開発・評価に当たっての論点等について、early consideration としてとりまとめて公表する。 - 最新の科学的知見を踏まえ、新たな臨床評価ガイドラインの策定や既存の臨床評価ガイドラインの改訂を行う。 - R S 戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 - 本邦の医薬品開発に利用できるガイドラインが新たに発	されていない段階ではあるものの、イノベーションの実用化と革新的な医薬品等の開発促進の参考情報として、その時点における開発の方向性に係る審査側の考え方を示したもの。 - 近年の医薬品開発の動向等を踏まえ、革新的技術の実用化や医薬品の開発・評価に当たっての論点等について、early consideration その他の文書としてとりまとめて公表することを開始する。 - 近年の医薬品開発の動向や最新の科学的知見を踏まえ、新たな臨床評価ガイドラインの策定や既存の臨床評価ガイドラインの改訂に向けた検討や研究を開始する。 - R S 戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 - 本邦の医薬品開発に利用できるガイドラインが新たに発	＜主な定量的指標＞ - 申込み全件について対応。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。 ＜主な定量的指標＞ - 申込み全件について対応。治験相談の申込みのうち 80% につ	- 令和 6 年度において、医薬品等の開発を促進するための参考情報として 15 件の early consideration を発出した。 - 感染症予防ワクチンの臨床評価に関するガイドラインの周知の他、国際共同治験の推進、安全性データ収集の最適化等に関する検討を行い論文として公表するなどの活動を行った。 - 医薬品にかかる RS 総合相談、RS 戦略相談（事前面談含む）に関し、申込み全件について対応した（RS 総合相談 28 件、RS 戦略相談（事前面談含む）188 件）。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について 30 勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和 6 年度は 50 件中 50 件（100.0%）について達成した。 - 治験相談に関し、申込み全件について対応した。	インドネシア保健省からの長期研修の受入れ（試行）を踏まえ、アジア規制当局から継続的に研修を受け入れるための体制整備を進めるとともに、平行して関係機関との調整を行った。 初の海外拠点としてアジア事務所（タイ）、ワシントン D.C.事務所（米国）を開設したことは、PMDA の国際展開を一層推進するための基盤を構築することに繋がったと考えている。 また、「ドラッグロス」解消に向けた取組として、国際学会等でのセッションや講演などに加え、海外のベンチャー企業等へ個別面談を実施することで、日本の薬事制度や PMDA の業務に関する情報発信を強化したところである。 ＜課題と対応＞ （審査関係） 今後も、定量的な指標について全ての項目で達成することを目指すとともに、審査の質の向上に資する様々な取組についても検討を行っていく。 （RS 関係） 包括的連携協定機関との連携による研修充実や研究促進、文部科学省科学研究費等を活用した研究の実施などをさらに進め、積極的な情報発信に取り組む。 また、アカデミア等の専門機関や国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）との連携を一層充実させ、レギュラトリーサイエンス研究を発展させるとともに、外部との共同研究を実施しや
--	--	---	--	---	---	---

	出された際には、その考え方を取り入れた議論に係る相談を含め、治験相談に関し申込み全件について対応する。 ・ 治験相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。	出された際には、その考え方を取り入れた議論に係る相談を含め、治験相談に関し申込み全件について対応する。 ・ 治験相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。	いて、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。	・ 治験相談の申込みのうち 80%について 30 勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和 6 年度は 444 件中 442 件（99.5%）について達成した。	すい環境を整備することにより、ガイドラインや審査基準等の策定を図る。 （国際関係） アジア事務所、ワシントン D.C. 事務所を通じた PMDA の更なる国際展開を進める。 また、海外企業等へのアウトリーチ活動を PMDA 内の各部門と連携しながら推進し、ドラッグロス対策に取り組む。 さらに、ATC 活動を強化し、アジア各国との規制調和に向けた意識醸成を進める。	
ウ 希少疾病用医薬品、小児用医薬品など患者ニーズの高い医薬品について、実用化の支援を図ること。	ウ 希少疾病用医薬品、小児用医薬品など患者ニーズの高い医薬品について実用化の支援 ・ 希少疾病用医薬品について、指定の早期化など新たな仕組みに対応し、適切に審査及び相談を実施する。 ・ 小児用医薬品について、開発促進のための新たな仕組みに対応し、適切に審査及び相談を実施する。	ウ 希少疾病用医薬品、小児用医薬品など患者ニーズの高い医薬品について実用化の支援 ・ 希少疾病用医薬品について、厚生労働省の「創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会」の議論を踏まえた指定の早期化など新たな仕組みに対応し、適切に審査及び相談を実施する。 ・ 小児用医薬品について、厚生労働省の「創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会」の議論を踏まえた開発促進のための新たな仕組みに対応し、適切に審査及び		・ 希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大を目指すため、令和 6 年 7 月 1 日に小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業により希少疾病用医薬品優先審査品目該当性相談を開始した。令和 6 年度に指定された希少疾病用医薬品は、86 品目であった。 ・ 小児用医薬品の開発計画の策定を企業等に促し、PMDA が確認する対応を促進するため、令和 6 年 7 月 1 日に小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業により小児用医薬品開発計画確認相談を開始した。また、製薬企業等に対して日本での小児用医薬品開発を促すため、「小児用医薬品の開発促進に向けた取組について」（令和 7 年 3 月 21 日薬機審長発第 1618 号・薬機 RS 長発第 15 号）を発出した。令和 6 年度に小児用医薬品の開発計画が策		

	国際共同治験に関する治験相談において、日本における薬事承認に向けた開発が進むよう、日本人被験者の安全確保に留意しつつ的確な助言を行う。	国際共同治験に関する治験相談において、日本における薬事承認に向けた開発が進むよう、日本人被験者の安全確保に留意しつつ、厚生労働省の「創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会」の議論を踏まえた的確な助言を行う。		「海外で臨床開発が先行した医薬品の国際共同治験開始前の日本人での第Ⅰ相試験の実施に関する基本的考え方について」（令和5年12月25日付け医薬品審査管理課事務連絡）等に基づき、日本から速やかに国際共同治験に参加できるよう、適切に助言又は指導を行った。		
オ パンデミック等に対応できる緊急時相談及び審査体制を構築すること。	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築		ICMRA エムボックスに関するワークショップにおいて、PMDA よりパンデミックに対応したワクチンの承認審査の考え方を発表するとともに、各国規制当局と情報交換を行った。		
（注1）情報等が十分に収集されていない段階ではあるものの、イノベーションの実用化と革新的な医薬品等の開発促進の参考情報として、その時点における開発の方向性に係る審査側の考え方を示したもの。	ICMRA でのパンデミックにおける審査の考え方に関する議論に参加し、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。	ICMRA でのパンデミックにおける審査の考え方に関する議論に参加し、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。				
② ジェネリック医薬品等審査関係	<ジェネリック医薬品等審査関係>	<ジェネリック医薬品等審査関係>	<評価の視点> ジェネリック医薬品等審査について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
ア 医療用医薬品の安定供給確保へ貢献するための迅速な審査	ア 医療用医薬品の安定供給確保へ貢献するための迅速な審査	ア 医療用医薬品の安定供給確保へ貢献するための迅速な審査				

	速な審査の実施及び一層の質の向上を図ること。	査の実施と一層の質の向上 - 医療用医薬品の安定供給確保の観点から、厚生労働省と緊密な連携を取りながら、迅速な審査及び的確な相談を実施する。 - 各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の新規申請の申請から承認までの行政側期間について、70%タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、55%タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	査の実施と一層の質の向上 - 厚生労働省と緊密な連携を取りながら、迅速な審査及び的確な相談を実施する。 - 令和6年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の新規申請の申請から承認までの行政側期間について、70%タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和6年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、55%タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	＜主な定量的指標＞ - ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の行政側審査期間 70%タイル値で 10 か月 ＜主な定量的指標＞ - ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目）の総審査期間 55%タイル値で 10 か月	- 医薬品の安定供給に向けた措置として、「医療用医薬品の品目統合等に伴う製造方法等の変更手続に係る手続の迅速化について」（令和7年2月14日医薬薬審発0214第2号、医薬監麻発 0214 第6号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知）の発出に協力するとともに、標準的事務処理期間 1.5 か月を達成できるよう、部内体制の整備及び関連部門との調整を行った。 - 令和6年度に承認されたジェネリック医薬品等の新規申請の行政側期間（70%タイル値）は 8.5 か月であり、目標を達成した。 - 令和6年度に承認されたジェネリック医薬品等の一部変更承認申請のうち、通常品目の総審査期間（55%タイル値）は 8.3 か月であり、目標を達成した。		
--	-------------------------------	---	--	--	---	--	--

		各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の申請から承認までの総審査期間について、55%タイル値で6か月を達成する（ただし、申請者側が通算で6か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	令和6年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の申請から承認までの総審査期間について、55%タイル値で6か月を達成する（ただし、申請者側が通算で6か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	<主な定量的指標> ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の総審査期間 55%タイル値で6か月			
		- 各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（迅速審査品目）の申請から承認までの総審査期間について、53%タイル値で3か月を達成する（ただし、申請者側が通算で3か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 後発医薬品の品質・供給問題の発生を未然に防止するため、後発医薬品の承認審査に当たって、適合性調査を強化する。	- 令和6年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（迅速審査品目）の申請から承認までの総審査期間について、53%タイル値で3か月を達成する（ただし、申請者側が通算で3か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 後発医薬品の品質・供給問題の発生を未然に防止するため、後発医薬品の承認審査に当たって、適合性調査を強化する。	<主な定量的指標> ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（迅速審査品目）の総審査期間 53%タイル値で3か月			
	イ 国内外の新たなガイドラインの作成への貢献と相談業務の着実な実施	イ 国内外の新たなガイドラインの作成への貢献と相談業務の着実な実施	イ 国内外の新たなガイドラインの作成への貢献と相談業務の着実な実施	令和6年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の総審査期間 55%タイル値で6か月			
				- 令和6年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（迅速審査品目）の総審査期間 53%タイル値で3か月 - 令和6年度に承認されたジェネリック医薬品等の新規申請された全品目において、原資料に対する適合性調査の割合を増やし強化を図った。			

	施を図ること。	- 相談業務については、申し込まれた全ての相談に対応する。また、相談者のニーズを踏まえた新たな相談区分を設定する。 - 国内外の後発医薬品に係るガイドラインの作成に参画し、そのとりまとめに貢献する。	- 相談業務については、申し込まれた全ての相談に対応する。また、相談者のニーズを踏まえた新たな相談区分の設定を検討する。 「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」の改訂に係る研究班に参加し、ガイドラインの作成に貢献する。また、ICH-M13A 及び B（即放性経口固形製剤の生物学的同等性試験）に参加し、ガイドラインの作成に貢献する。		- 業界のニーズを踏まえて、新相談枠「後発医薬品一斉点検後簡易相談（GFN）」（令和 5 年 12 月新設）を設置した。また、申し込まれた相談業務については、全て対応した。 「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」等の一部改正について（令和 7 年 3 月 31 日医薬薬審発 0331 第 7 号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長）の作成・発出に貢献した。また、ICH に専門家を派遣し、ICH-M13A を Step 4（最終的な合意）とすること、及び ICH-M13B を Step 2（ガイドライン案の採択）とすることに貢献した。	
③ 一般用医薬品、医薬部外品審査関係	<一般用医薬品及び医薬部外品審査関係>	<一般用医薬品及び医薬部外品審査関係>	<評価の視点> 一般用医薬品、医薬部外品審査について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
ア ニーズに適合した一般用医薬品等の開発に貢献するための申請区分（注 2）の考え方の明確化並びに迅速な審査の実施及び一層の質の向上を図ること。	ア ニーズに適合した一般用医薬品等の開発に貢献するための申請区分の考え方の明確化と迅速な審査の実施、一層の質の向上（本項目における「区分」とは、医薬品の承認申請について（平成 26 年 11 月 21 日薬食発 1121 第 2 号医薬食品局長通知）に定めるものを指す。）	ア ニーズに適合した一般用医薬品等の開発に貢献するための申請区分の考え方の明確化と迅速な審査の実施、一層の質の向上（本項目における「区分」とは、医薬品の承認申請について（平成 26 年 11 月 21 日薬食発 1121 第 2 号医薬食品局長通知）に定めるものを指す。）				

		- 要指導・一般用医薬品の審査について、引き続き審査期間の迅速化を図る。なお、各年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等（医薬品）区分3の申請から承認までの総審査期間について、70%タイル値で7か月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等のGMP調査に要した期間及び申請者側が通算で7か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 要指導・一般用医薬品の申請区分について、申請区分の	- 令和6年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等（医薬品）の区分1，2の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で12か月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等のGMP調査に要した期間及び申請者側が通算で12か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和6年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等（医薬品）の区分3の申請から承認までの総審査期間について、70%タイル値で7か月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等のGMP調査に要した期間及び申請者側が通算で7か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 要指導・一般用医薬品の申請区分について、申請区分の	<主な定量的指標> - 要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等（医薬品）区分1，2の総審査期間 50%タイル値で12か月 <主な定量的指標> - 要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等（医薬品）区分3の総審査期間 70%タイル値で7か月	- 令和6年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等（医薬品）区分1，2の総審査期間（50%タイル値）は17.4か月であり、目標を達成しなかった。 - 本指標の対象となる令和6年度の承認品目8品目のうち、6品目の総審査期間が12か月を超過したが、これは、PMDAの審査終了から承認までに期間を要したことや、申請後から厚生労働省の医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議への対応、GCP上の問題解決に長期間を要したこと等による。 - 規制改革推進計画（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、スイッチOTC11品目の審査を終了し、令和6年9月、11月、12月の薬事審議会に諮った。また、スイッチOTC承認申請時の添付資料の合理化を図った。 - 令和6年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等（医薬品）区分3の総審査期間（70%タイル値）は7.5か月であり、目標を達成しなかった。 - 令和5年度の上半期までに申請された品目は総審査期間が長い傾向（70%タイル値で7か月を超過）にあったが、令和6年度の申請品目については目標を達成しており、引き続き審査体制の整備と審査の効率化などに努め、改善を図っていきたい。 - 要指導・一般用医薬品の申請区分の明確化に向け、関係業界からの意見聴取を行い、判断が不明瞭な事例の確認、今後の進め方の検討を	
--	--	--	--	---	---	--

	ア 適合性調査を効率的に実施すること。	ア 適合性調査の効率的な実施 ・ 信頼性保証に関連する調査について、より効率的・効果的になるよう手法の見直しを実施する。 ・ 国内外の企業・アカデミア等に対して GLP / GCP / GPSP 等に関する積極的な情報発信を実施する。	ア 適合性調査の効率的な実施 ・ 審査部門をはじめ関係部署と連携し、新医薬品等の承認時期に影響を及ぼさない時期に適切に調査を実施する。 ・ ジェネリック医薬品の信頼性確保のため、承認申請資料の適合性調査の強化を継続する。 ・ 適正な治験等の実施が推進されるよう、説明会等の実施を通して GCP / GLP / GPSP に関する啓発活動を行う。	れている各種取組が着実に実施されているか。	・ 新医薬品等の承認時期に影響を及ぼさないよう計画的に、効率的かつ効果的な調査を実施した。 ・ GCP について、質問を多く受けている点を一般化して取りまとめ、厚生労働省から通知として発出した。 ・ 申請内容等に応じた効率的な調査を実施するため、リスクに応じて調査範囲を変更する旨の通知を発出した。 ・ 早期承認を目指し、申請前又は臨床試験前の GLP 適合性確認相談等の実施について検討を開始した。 ・ 製造方法等の中リスク変更カテゴリの追加等に伴う適合性調査の迅速実施を試行的に開始した。 ・ ジェネリック医薬品等 14 品目の GCP 実地調査を実施し、信頼性の確保を図った。 ・ 業界団体が主催する研修会、医療従事者が参加する学会・研修会等において、適合性書面調査・GCP 実地調査、再審査適合性調査及び GLP 調査において指摘が多い事例や、国内外の状況の紹介等を行った。 ・ GCP・GPSP 調査において指摘が多い点や調査時に気を付けていただきたい事項について、産業界及び医療機関と共有するために説明会をオンライン開催し、約 4,000 名が参加した。 ・ GLP 研修会（動画配信形式）を開催し、最近の指摘事項を共有することにより同様な事項の反復防止に努めた。		
	イ 国内治験の支	イ 国内治験の支援	イ 国内治験の支援				

	援及びリアルワールドデータ（注 3）等への適切な対応を図ること。 （注 3）実臨床の環境において収集された安全性・有効性の評価に係る各種電子的データ。	及びリアルワールドデータ等への適切な対応 - 国内治験における手続き等の簡素化・負担軽減を支援するための環境を整備する。 - リアルワールドデータ（RWD）や新技術を用いた開発等を積極的に支援するための環境を整備する。	及びリアルワールドデータ等への適切な対応 - 国内治験における手続き等の簡素化・負担軽減を促進すべく実施医療機関との意見交換を行うとともに、治験実施上の課題の解決に取り組む。 - レジストリ及びデータベースの信頼性確保に関する相談に適切に対応する。また、レジストリ保有者等との意見交換等を行うとともに、信頼性確保に関する運営上の課題の解決に取り組む。		- 治験エコシステム導入推進事業において、治験実施医療機関における課題を整理し解決策の提案を受けるとともに、関係団体等に対して意見聴取及び意見交換を行い、得られた情報を元に、必要となる GCP 省令等の改正に向けて厚生労働省と協議した。 - 医薬品データベース信頼性調査相談及び医薬品レジストリ活用相談 2 件に対応した。また、これらの相談で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、事務連絡の作成に着手した。 - 厚生労働省のリアルワールドデータ活用促進事業に協力し、レジストリ保有者に対する指導及び意見交換を実施した。		
⑤	品質管理関係	<品質管理関係>	<品質管理関係>	<評価の視点> 品質管理について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
ア	GMP（注 4） 実地調査を充実させること。	ア GMP 実地調査の充実 製造所における製造管理・品質管理の更なる徹底及び安定供給の確保を図るため、製造管理・品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、国際連携等を総合的に考慮しつつ、製造所への実地調査をより充実させる。	ア GMP 実地調査の充実 - 医薬品の製造管理又は品質管理に注意を要する程度の高い製造所を効率的に抽出する評価手法の改善に努め、人的資源の有効活用をしつつ、適切に実地調査を実施する。 - 過去の調査実績、医薬品査察協定・医薬品査察協同スキ		- 令和 6 年度は 126 件（海外 101 件、国内 25 件）の実地調査を実施した。 - PIC/S Agreement に基づき、15 件の GMP 調査結果等を他国当局に提供した。また、PIC/S 事務局に職員 1 名を派遣し、GMP 調査計画・結果のデータベース化に着手するなど、国際的な調査業務の合理化に貢献した。		

			ーム（P I C／S）や医薬品原薬製造業者に対する国際的なGMP調査合理化プログラム（A P Iプログラム）を通じた他国GMP当局から入手した査察結果等の情報を踏まえ、GMP調査の重点化を図る。また、他国GMP当局からの要請に応じて、機構が行ったGMP調査結果等を提供する。 ・ 医薬品の製造販売承認に係るGMP調査について、総審査期間に影響を及ぼさないように処理するため、審査部門との連携を図るとともに、適切な進捗管理を実施し、迅速かつ効率的な調査を行う。 ・ GMP調査員について、製品品質に影響するリスクを勘案した調査手法を取得するためのトレーニングプログラムを継続的に実施する。また、国際会議や、P I C／Sセミナーへの積極的な職員派遣等により、GMP調査員の育成を図る。 ・ 在宅勤務職員の		・ GMP 調査が医薬品の承認に係る総審査期間に影響を及ぼさないよう、各部と定期的に打合せを行うなど審査部門との連携強化を図った。 ・ GMP 調査員に対し、専門教育（年3回）を実施した。 ・ 令和6年度における海外講演等の活動については、PIC/S Seminar 2024（ブラジル）に1名の調査員を講師として派遣した。また、PIC/S 等海外セミナー又は講習に、延べ7名の調査員を講師として派遣した。 ・ PMDA・ATC（アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター）GMP セミナー 2024 に2名の調査員を講師として派遣した。 ・ PIC／S 等海外セミナーに、延べ5名の調査員が参加した。 ・ 令和6年度は、2名の在宅勤務職員が計28	
--	--	--	--	--	---	--

	イ 無通告査察を着実に実施すること。	イ 無通告査察の着実な実施 ・ 製造所のGMPレベルの向上を図るため、無通告査察を着実に実施する。	活用を推進し、実地調査率の向上を図る。 イ 無通告査察の着実な実施 ・ 国内のGMPレベルの向上のため、血液製剤及びワクチン製剤の製造所はもとより、その他の大臣許可製造所（放射性医薬品等）に対する無通告査察を拡充し、適切な指導を実施する。また、知事許可製造所のうち、製造管理又は品質管理に注意を要する程度の高い製造所に対しては、都道府県の調査員と合同で無通告査察を実施するなど、都道府県の調査体制の支援も考慮したうえで、実効的なGMP調査の推進を図る。		件の実地調査（GMP 適合性調査等）を実施した。 ・ 製造所の GMP レベルの維持向上のため、令和 6 年度は国内製造所に対し、無通告の立入検査を 43 件（PMDA による単独 27 件、都道府県との合同 16 件）実施した。		
	ウ 新しい製造技術に対する的確に対応すること。	ウ 新しい製造技術への的確な対応 ・ 連続生産等の新しい製造技術に関し、審査部門との連携の推進等により、情報収集、ガイドラインの作成協力を行うなどの的確な対応を図るとともに、ニーズに即した相談体制	ウ 新しい製造技術への的確な対応 ・ 連続生産等の新しい製造技術に関し、審査部門と連携して引き続き情報収集を図るとともに、ガイドライン等の作成協力及びニーズに即した相談体制の充実に即した相談体制		・ 医薬品革新的製造技術相談 1 件を実施した。		

	エ 都道府県等の職員への教育支援の充実を図ること。	を充実させる。 エ 都道府県等の職員への教育支援の充実 都道府県等の職員の資質向上に資するため、合同調査等の実施などGMP教育に係る支援を充実させる。	エ 都道府県等の職員への教育支援の充実 都道府県等との合同調査等の実施を促進するほか、都道府県の要請に基づき、都道府県が行うGMP調査に際して機構職員による技術的な助言を行うことや、地域ブロック、都道府県主催の各種講習会へ機構職員を派遣すること等により、GMP教育に係る支援を充実させ、都道府県等の職員の資質向上を図る。		- 都道府県等のGMP調査員の教育支援のため、(1)実地調査の支援、(2)PMDA 研修資料等の提供、(3)講習会、(4)講師派遣及び相談支援等を通じ、都道府県職員等に対するGMP調査に関する教育支援を実施した。 - 令和6年度は、当部のGMP調査に延べ9名の都道府県調査員を受入れ、都道府県のGMP調査には延べ3名の調査員を派遣した。また、都道府県との合同の無通告査察を16件実施した。さらに、都道府県からの要請に対し、GMP調査員向け講習会等に、講師等として職員を延べ21名派遣した。		
	オ 医薬品の品質に係るリスクコミュニケーションの促進を図ること。 (注4)医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準（Good Manufacturing Practice の略）。 【評価における指標】 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間等の目標値を別紙のとおり	オ 医薬品品質に係るリスクコミュニケーションの促進 GMP適合性調査における指摘事例の公表などを通じ、医薬品品質に係る関係者間のリスクコミュニケーションを促進する。	オ 医薬品品質に係るリスクコミュニケーションの促進 GMP調査における指摘事項の公表（オレンジレター）、産官学の実務担当者による意見交換（GMPラウンドテーブル会議）、GMP/GCTP アニュアルレポート、講演会等を通して、医薬品品質に係る関係者間のリスクコミュニケーションを促進する。		- GMP指摘事例速報（通称：オレンジレター）を計6報公表した。 - 医薬品等の品質確保に向けたリスクコミュニケーションの促進を図るため、関係者間（製薬企業、規制当局、アカデミア）の課題解決・意見交換の場として、GMPラウンドテーブル会議を開催した（令和6年9月、令和7年2月及び3月）。 - GMP/GCTP アニュアルレポートを令和6年9月（日本語版）、令和7年2月（英語版）に公表した。 - 関係団体等が開催する講習会等に講師を延べ34名派遣し、GMP省令の適切な運用について周知を図った。		

設定する。 ２ 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。 （１）先駆的医薬品指定品目（注５）に関する相談、レギュラトリーサイエンス（注６）戦略相談（以下「RS戦略相談」という。）等の申込みに対して、全件相談に対応すること（令和４年度実績 全件実施）。 （２）治験相談及び RS 戦略相談の申込みのうち 80％について、対面助言終了後から 30 勤務日以内に記録の確定を行うこと。 （注５）開発の比較的早期の段階から、承認に係る優先相談・優先審査を実施する先駆的医薬品等指定制度の対象として指定された、一定の要件を満たす画期的な新薬等。 （注６）科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく確な予測、評価及び判断を行い、科学技術の成	<その他> ア 業務のオンライン化等の推進 - 各種申請、相談及び届出関係業務の書類の電子化・オンライン化を推進する。 - 事務局審査品目、再審査、治験届及び治験相談の完全電子化に向けて DX 化を推進する。	- 厚生労働科学研究などへの参画により、産官学との議論を通して、より実効的な GMP 調査制度を提案する。 カ ワクチン等国家検定業務の適切な実施 - 国家検定業務に係る関連規程・手順の整備等を行う。 - 令和 7 年度以降の国家検定業務移管に備え、国立感染症研究所への派遣等を通じた国家検定の審査技能の習得・向上により国家検定業務担当者の育成を図る。 <その他> ア 業務のオンライン化等の推進 - 申請者等に対するアクセス向上と業務効率化を図るため、各種申請、相談及び届出関係業務の書類の電子化・オンライン化を推進する。 - オンラインによる各種申請等の提出については、引き続き利用促進を図るとともに、さらに厚生		- 厚生労働科学研究に 2 名が参画し、医薬品製造業者等における品質問題事案の再発防止及び安定供給の確保に向けて、製造業者等の問題検知力及び解決力の向上や官民の品質リスクコミュニケーションの在り方に関する検討に参加した。 - 国家検定業務に係る関連規程・手順の整備等を行った。 - 令和 7 年度以降の国家検定業務の移管に向けて、国立感染症研究所へ PMDA 職員を派遣することで審査技能を習得し、担当者の育成を図った。 - 令和 4 年度までに開始したオンラインによる各種申請等の提出について、引き続き説明会・講習会等において周知し、業界に対してオンライン提出の利用を推進した。 - オンラインによる各種申請等の提出については、引き続き利用促進を図るとともに、さらに厚生労働省が行う収入印紙の電子納付や承認書の電子化について、連携して必要な検討を進めた。		
--	---	---	--	--	--	--

	果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学。 【目標の設定及び水準の考え方】 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、世界最速レベルの審査期間を堅持するため、前中期目標期間と同様の水準を設定する。 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務等についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、医薬品におけるテクノロジーの発展が加速する中で、前中期目標期間の水準を維持し続けることが重要であることから、前中期目標期間と同様の水準を設定する。	イ 海外規制当局との連携及び規制調和への適切な対応 ・ 調査関連の情報交換等を行うことにより、海外規制当局との連携を強化する。 ウ 規格基準関係業務等の適切な実施 ・ 医薬品等の適正な品質を確保するために必要な日本薬局方の改正に向けた原案を作成する。	労働省が行う収入印紙の電子納付や承認書の電子化の検討について、連携して必要な検討を進める。 イ 海外規制当局との連携及び規制調和への適切な対応 ・ 調査関連の情報交換等を通して、海外規制当局との連携の強化を継続する。 ウ 規格基準関係業務等の適切な実施 ・ 第十九改正日本薬局方作成基本方針に従い、医薬品等の適正な品質を確保するために必要な日本薬局方の改正に向けた原案の検討を進める。		・ 信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施に資するため、引き続き欧米 GCP initiative に参加し、米国 FDA 及び欧州 EMA と調査予定・結果等について情報共有・意見交換を行った。 ・ GLP に関する国際的な動向等をいち早く検知し、PMDA の調査にも取り入れられるよう、OECD へ職員の派遣と活動資金の拠出を継続した。 ・ OECD データ相互受入対象外の国で実施された GLP 試験について、業務効率化を図るため、一定の条件下で調査のリモート実施を可能とし、また GLP 試験データの相互受入を目指した当局間の協力の可能性についても検討を開始した。 ・ OECD アドバイサリー文書の発行を受け、データ・インテグリティを確保するため、重点的に取り組むべき事項について業界との協議を開始した。 ・ 令和 6 年度に計 86 回の日本薬局方原案検討委員会を開催し、第十九改正日本薬局方（令和 8 年 4 月告示予定）収載原案として、医薬品各条 70 件（新規 23 件、改正 47 件）、通則、一般試験法及び参考情報 25 件（新規 9 件、改正 16 件）、参照紫外可視吸収スペクトル 4 件（新規 4 件）、参照赤外吸収スペクトル 6 件（新規 6 件）、その他、医薬品各条の日本名、英名及び日本名別名の変更等についてホームページに掲載した。また、第十九改正日本薬局方第	
--	--	---	---	--	---	--

		日本薬局方及び品質に関する基準の国際的な規格基準の作成・国際協力に積極的に貢献する。	薬局方調和国际会議（PDG）における薬局方の国際調和及び日米欧印以外の薬局方のメンバーシップ拡大に向けた検討を行うとともに、欧米薬局方と協力覚書（MOC）に基づく連携を推進する。	一追補（令和9年10月告示予定）収載原案として、医薬品各条11件（新規2件、改正9件）、参照紫外可視吸収スペクトル1件（新規1件）、参照赤外吸収スペクトル1件（新規1件）についてホームページに掲載し、意見募集を行った。 - 薬局方調和国际会議（PDG）の年次会議、定期的に開催されるウェブ会議、専門家電話会議などに参加し、情報交換を行うことで、試験法及び医薬品各条の調和を促進し、第十九改正以降の日本薬局方の改正作業を進めた。 - PDG で改正予定の試験法1件に関して、国内で改正案の意見募集を行った。 - 米国薬局方（USP）と第2回 USP-MHLW/PMDA ワークショップを開催した。 - USP との間で、MOC に基づき、原薬各条1品目及び製剤各条1品目の薬局方基準について、調和パイロットプログラムを実施し、意見募集を実施した（令和6年9月）。 - 欧州薬局方（EP）との間で、MOC に基づき、原薬各条1品目及び製剤各条1品目の薬局方基準について令和6年4月より調和パイロットプログラムを開始した。 - EP 委員会へ年3回、オブザーバーとして参加し、情報収集・規制調和に向けた調整を行った。 - 欧米薬局方と協働し、PDG のメンバーシップ拡大のパイロットプログラムを経て、令和5年10月にインド薬局方を新メンバーとして迎え入れたところであるが、更なる拡大に向け令和6年7月に新たな募集を開始した。 - PDG において、ICH 専門家部会よりメンテナンス作業を引き継いだICH Q4Bについては、日米欧以外のICH レギュラトリーメンバー国・地域の薬局方を含められるよう、3件の試験法のメンテナンス作業を欧米薬局方と連携しながら進めた。		
--	--	--	---	---	--	--

		・ WHOが主催する「世界薬局方会議」に協力することで国際的な薬局方活動に貢献し、日本薬局方の国際的地位の向上を図る。		・ 世界薬局方会議（IMWP）では、IMWP の目的や活動を明確にするために、IMWP の使命、目的、活動及び手段を明記した IMWP 憲章を作成するサブチームに参加し、第 15 回 IMWP にてハイレベルな文書案を共同作成した。 ・ また、薬局方の環境持続性に関する文書を作成するサブチームにも参加し、第 15 回 IMWP にて目的をまとめた文書案を共同作成した。		
	・ 日本薬局方及び JAN 制定の業務プロセスの見直しと電子化を進める。	・ 関係部署との連携により、医薬品一般名称（JAN）の制定業務、及びWHOの国際一般名称（INN）の相談業務を適切に行う。		・ 関係部署との連携により、医薬品一般名称（JAN）を医薬品の承認に遅滞することなく制定した。WHO で開催された国際一般名称（INN）の会議に参加して得られた知見も考慮して、JAN 制定に取り組んだ。また、3 件の INN 相談に適切に対応した。		
	・ 原薬等登録原簿（マスターファイル）を利用した承認審査が円滑に進められるよう、問合せの多い質問や指摘事項を集計し、講習会及びホームページで周知を図る。	・ 原薬等登録原簿（マスターファイル）を利用した登録や承認審査が円滑に進められるよう、問題事例や問合せの多い質問を講習会及びホームページで周知する。		・ 原薬等製造業者、国内管理人及び製造販売業者等を対象に、マスターファイルによる承認審査の遅延や承認後の維持管理不備の低減を目的として、マスターファイル講習会を令和 6 年 12 月に開催した。 ・ また、原薬等製造業者及び国内管理人等からのメール等による相談に応じ、参考となる事例については、講習会資料及びホームページへの掲載により周知した。		
	エ 関西支部の活用 ・ 関西支部を活用したGMP 実地調査を実施することにより、調査の効率化を図る。	エ 関西支部の活用 ・ 関西支部の調査等業務に関するスキルの向上及び人的資源の効率な活用を推進するため、関西支部に所属する調査員の調査の実施状況を		・ 関西支部の調査員を東京本部で行われる「専門教育」に参加（3回）させた。		

			定期的に確認しつつ、必要に応じて教育を行う。 ・ 関西支部を活用し、西日本地域やアジア地域のGMP調査を効率的に実施する。 ・ 関西支部で実施するRS戦略相談等について関係者への周知を図るとともに、東京本部と関西支部との連携を図り、バイオ医薬品等の実用化促進に適切に対応する。 ・ 関西支部テレビ会議システムによる対面助言を円滑に実施する。		・ 関西支部の調査員は、西日本地域 26 件、アジア地域 24 件の GMP 調査を実施した。 ・ 令和 6 年度第 2 回 NS 交流会（クラスター交流会）&メドテックイノベーション事業連携セミナーで講演し、RS 戦略相談の周知を図った。また、バイオ医薬品等の実用化促進に資するため、RS 総合相談 8 件、RS 戦略相談（事前面談）20 件を実施した。 ・ テレビ会議システムを利用した各種相談の実施が拡大するよう、関西支部の移転に伴い、利用できる相談枠を拡大するとともに、システム利用料を無償化した。医薬品関係の令和 6 年度利用実績は、移転前は 1 件、移転後は 5 件 であり、円滑に実施した。		
（２）医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施	（２） 医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施	（２） 医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施	＜評価の視点＞ ・ 医療機器審査について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・ 令和 6 年度に承認された新医療機器（通常				
① 医療機器審査関係	＜医療機器審査関係＞	＜医療機器審査関係＞					
ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、効率的で質の高い審査を行うこと。	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査					
	・ 各年度に承認さ	・ 令和 6 年度に承	・ 新医療機器（通常	・ 令和 6 年度に承認された新医療機器（通常			

		れた新医療機器（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80％マイル値で 14 か月を達成する（ただし、申請者側が 14 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認された改良医療機器（臨床あり）の申請から承認までの総審査期間について、60％マイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認された改良医療機器（臨床なし）の申請から承認までの総審査期間について、60％マイル値で 6 か月を達成する（ただし、申請者側が 6 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認された後発医療機器の申請から承認までの総審査期間について、60％マイル値で 4 か月を達成する（ただし、申請者側が 4 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	認された新医療機器（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80％マイル値で 14 か月を達成する（ただし、申請者側が 14 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和 6 年度に承認された改良医療機器（臨床あり）の申請から承認までの総審査期間について、60％マイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和 6 年度に承認された改良医療機器（臨床なし）の申請から承認までの総審査期間について、60％マイル値で 6 か月を達成する（ただし、申請者側が 6 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和 6 年度に承認された後発医療機器の申請から承認までの総審査期間について、60％マイル値で 4 か月を達成する（ただし、申請者側が 4 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	品目）の総審査期間 80％マイル値で 14 か月 ＜主な定量的指標＞ - 改良医療機器（臨床あり）の総審査期間 60％マイル値で 10 か月 ＜主な定量的指標＞ - 改良医療機器（臨床なし）の総審査期間 60％マイル値で 6 か月 ＜主な定量的指標＞ - 後発医療機器の総審査期間 60％マイル値で 4 か月	品目）の総審査期間（80％マイル値）は 11.7 か月であり、目標を達成した。 ＜主な定量的指標＞ - 令和 6 年度に承認された改良医療機器（臨床あり）の総審査期間（60％マイル値）は 8.9 か月であり、目標を達成した。 - 令和 6 年度に承認された改良医療機器（臨床なし）の総審査期間（60％マイル値）は 6.0 か月であり、目標を達成した。 - 令和 6 年度に承認された後発医療機器の総審査期間（60％マイル値）は 3.8 か月であり、目標を達成した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

	イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化を図ること。	イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化 - 先駆け審査指定制度又は先駆的医療機器指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された新医療機器の申請から承認までの総審査期間について、6 か月を達成することを目指す。 - プログラム医療機器優先審査指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された品目の申請から承認までの総審査期間について、6 か月を達成することを目指す。 - 各年度に承認された新医療機器（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、10 か月を達成することを目指す。 - プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度（IDATEN）に基づく確認申請であって、各年度に確認された改良医療機器（臨床なし）の確認期間については 5.5	イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化 - 先駆け審査指定制度又は先駆的医療機器指定制度に基づく申請であって、令和6年度に承認された新医療機器の申請から承認までの総審査期間について、6 か月を達成することを目指す。 - プログラム医療機器優先審査指定制度に基づく申請であって、令和6年度に承認された品目の申請から承認までの総審査期間について、6 か月を達成することを目指す。 - 令和6年度に承認された新医療機器（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、10 か月を達成することを目指す。 - プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度（IDATEN）に基づく確認申請であって、令和6年度に確認された改良医療機器（臨床なし）の確認期間については	＜主な定量的指標＞ - 先駆け審査指定制度又は先駆的医療機器指定制度に基づく品目の総審査期間 6 か月 ＜主な定量的指標＞ - プログラム医療機器優先審査指定制度に基づく品目の総審査期間 6 か月 ＜主な定量的指標＞ - 新医療機器（優先品目）の総審査期間 10 か月 ＜主な定量的指標＞ - プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度（IDATEN）に基づく確認期間 改良医療機器（臨床なし） 5.5 か月 後発医療機器 3.5 か月	- 造血器腫瘍及び類縁疾患患者を対象とし、腫瘍等の包括的なゲノムプロファイルを取得する遺伝子パネル検査システムの審査について総審査期間 6 か月以内に承認した。 - 令和6年度はプログラム医療機器優先審査指定制度に基づく承認品目はなかった。 - 令和6年度に承認された新医療機器（優先品目）の総審査期間は以下の通りであり、目標を達成した。 品目①：8.5 か月 品目②：5.8 か月 - 変更計画確認手続制度（IDATEN）に基づく確認申請のうち、令和6年度に確認された改良医療機器（臨床なし）の確認期間は 5.4 か月であり、目標を達成した。なお、令和6年度に確認された後発医療機器はなかった。		
--	---	---	---	---	---	--	--

		か月、後発医療機器の確認期間については 3.5 か月を達成することを旨とする（ただし、確認申請前に所定の相談を受けたものに限る。）。 ・ 先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について対応する。 ・ 医療機器等条件付き承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について対応する。 ・ RS 戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ・ RS 総合相談の出張相談を積極的に実施する。 ・ 講習会やワークショップの積極的な開催（4 回／年）及び学会等での出前相談を実施する。 ・ AMED 等の研究事業へ参画する。	5.5 か月、後発医療機器の確認期間については 3.5 か月を達成することを旨とする（ただし、確認申請前に所定の相談を受けたものに限る。）。 ・ 先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について対応する。 ・ 医療機器等条件付き承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について対応する。 ・ RS 戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ・ RS 総合相談の出張相談を積極的に実施する。 ・ 講習会やワークショップの積極的な開催（4 回／年）及び学会等での出前相談を実施する。 ・ AMED 等の研究事業へ参画する。	＜主な定量的指標＞ ・ 先駆け総合評価相談、医療機器等条件付き承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について対応。 ＜主な定量的指標＞ ・ 申込み全件について対応。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。 ＜その他の指標＞ ・ 講習会やワークショップの積極的な開催（4 回／年）。	・ 先駆け総合評価相談について、令和 6 年度においては申込みがなかった。 ・ 医療機器等条件付き承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について対応した（1 件）。 ・ 医療機器及び体外診断薬にかかる RS 総合相談、RS 戦略相談（事前面談含む）に関し、申込み全件について対応した（RS 総合相談 78 件、RS 戦略相談（事前面談含む）92 件）。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について 30 勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和 6 年度は 29 件中 27 件（93.1%）について達成した。 ・ RS 総合相談の出張相談は 4 回、11 件実施した。 ・ 「医療機器規制と審査の最適化のための協働計画」に基づくオンライン講習会及びケーススタディ、プログラム医療機器に関するオンライン講習会を主催した他、医療機器センターの「医療機器・体外診断薬製造販売承認等に係る講習会」等に協力した。 ・ （次世代医療機器・再生医療等製品）評価指標作成事業に参画し、「脱細胞化組織利用機器の品質及び安全性に関する評価指標」、「半月板修復再建用医療機器に関する評価指標」の作成、公表及び「疾病治療用の家庭用プログラム医療機器に関する評価指標」等の作成に協力し	
--	--	--	--	---	--	--

	ウ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化を図ること。	ウ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化 ・ 伴走型支援を含む相談体制の拡充と相談メニューの新設を行う。 ・ 審査報告書の作成範囲の拡大と公表を行う。 ・ 審査報告書や通知などの英文による公表を行う。	ウ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化 ・ 伴走型支援を含む相談体制の拡充と相談メニューの新設に向けて各業界関係団体等から意見を聴取し、新規相談枠の検討を開始する。 ・ 審査報告書の作成範囲の拡大と公表に向けて各業界関係団体等との意見交換を行い、審査報告書のひな型の作成を開始する。		た。 ・ 複数の新規相談枠について各業界団体との意見交換を実施し、令和7年度からの新設に向けた準備を整えた。 ・ 改良医療機器（臨床あり）について、各業界団体との意見交換を実施し、令和7年度からの審査報告書の作成範囲の拡大と公表に向け、ひな型の作成を完了した。		
	エ プログラム医療機器の特性や新規性を踏まえた相談及び審査体制の強化を図ること。	エ プログラム医療機器の特性や新規性を踏まえた相談・審査体制の強化 ・ プログラム医療機器審査部に組織改編し、大幅に体制を強化する。 ・ プログラム医療機器に特化した相談区分を新設する。 ・ 審査ポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等の作成を行う（5件／年）。	エ プログラム医療機器の特性や新規性を踏まえた相談・審査体制の強化 ・ プログラム医療機器審査室をプログラム医療機器審査部に組織改編する。 ・ プログラム医療機器に特化した相談区分の新設に向けて各業界関係団体から意見聴取等を行い、新たな相談制度の検討を開始する。 ・ 審査ポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等の作成を行う（5件／年）。	＜その他の指標＞ ・ 通知等の作成を行う（5件／年）。	た。 ・ 令和6年7月1日にプログラム医療機器審査室からプログラム医療機器審査部への組織改編を行い、2チーム体制とした。 ・ プログラム医療機器に特化した複数の新規相談枠について各業界団体との意見交換を実施し、令和7年度からの新設に向けた準備を整えた。 ・ プログラム医療機器の審査のポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等の作成として3件を公表し、さらに2件の作成を行っている。 ・ その他、迅速な審査等に資するものとして、作成された審査のポイントや認証基準の英訳8件についても対応し、計11件をホームページ		

	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談及び審査体制を構築すること。	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築 必要な医療機器の確保に向け、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築 必要な医療機器の確保に向け、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。		ージ上に公表した。 国際医療機器規制当局フォーラム（IMDRF）においてパンデミックの経験を踏まえた Reliance の考え方・強化について意見交換を行った。		
②	体外診断用医薬品審査関係	＜体外診断用医薬品審査関係＞	＜体外診断用医薬品審査関係＞	＜評価の視点＞ - 体外診断用医薬品審査について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ - 体外診断用医薬品（専門協議品目）の総審査期間 80%タイル値で 12 か月	＜主な定量的指標＞ 体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間 80%タイル値で 7 か月		
ア	迅速な審査の実施と一層の質の向上を図ること。	ア 迅速な審査の実施と一層の質の向上 - 各年度に承認された体外診断用医薬品の専門協議品目（国立感染症研究所による承認前試験を要する品目を含む。）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で 12 か月を達成する（ただし、申請者側が 12 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認された体外診断用医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間	ア 迅速な審査の実施と一層の質の向上 - 令和6年度に承認された体外診断用医薬品の専門協議品目（国立感染症研究所による承認前試験を要する品目を含む。）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で 12 か月を達成する（ただし、申請者側が 12 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和6年度に承認された体外診断用医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間	＜主な定量的指標＞ 令和6年度に承認された体外診断用医薬品（専門協議品目）の総審査期間（80%タイル値）は 11.7 か月であり、目標を達成した。	＜主な定量的指標＞ 令和6年度に承認された体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間（80%タイル値）は 6.7 か月であり、目標を達成した。		

	イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化を図ること。	査期間について、80％タイル値で7か月を達成する（ただし、申請者側が7か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	の総審査期間について、80％タイル値で7か月を達成する（ただし、申請者側が7か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	月			
	ウ 遺伝子パネル検査及びコンパニオン診断システムへの対応を充実させること。	イ 医療現場のニーズに答えるイノベーションの早期実用化支援の強化 ・ 先駆け審査指定制度又は先駆的体外診断用医薬品指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された体外診断用医薬品の申請から承認までの総審査期間について、6か月を達成することを目指す。 ・ 先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS戦略相談の申込みのうち80％について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内とする。	イ 医療現場のニーズに答えるイノベーションの早期実用化支援の強化 ・ 先駆け審査指定制度又は先駆的体外診断用医薬品指定制度に基づく申請であって、令和6年度に承認された体外診断用医薬品の申請から承認までの総審査期間について、6か月を達成することを目指す。 ・ 先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS戦略相談の申込みのうち80％について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内とする。	＜主な定量的指標＞ ・ 先駆け審査指定制度又は先駆的体外診断用医薬品指定制度に基づく品目の総審査期間 6か月 ＜主な定量的指標＞ ・ 申込み全件について対応。また、RS戦略相談の申込みのうち80％について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。	・ 令和6年度においては、先駆け・先駆的審査指定制度に基づく体外診断用医薬品の承認品目はなかった。 造血器腫瘍及び類縁疾患患者を対象とし、腫瘍等の包括的なゲノムプロファイルを取得する遺伝子パネル検査システム（医療機器の先駆け審査指定制度の対象品目）と組み合わせて使用する体外診断用医薬品の審査を行った。 ・ 体外診断用医薬品にかかる先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について対応した。（体外診断用医薬品にかかる先駆け総合評価相談0件、医療機器及び体外診断用医薬品にかかるRS戦略相談等170件）。また、RS戦略相談の申込みのうち80％について30勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和6年度は対象となる申込みがなかった。 ・ コンパニオン診断システム等の審査にお		

		断システム等の審査においては、医薬品審査部門と連携した的確な進行管理を引き続き行うとともに、関連する評価指針の作成等について部門横断的な活動に協力する。	断システム等の審査においては、医薬品審査部門と連携した的確な進行管理を引き続き行うとともに、関連する評価指針の作成等について部門横断的な活動に協力する。		いては、医薬品審査部門と連携し遅滞なく的確な審査を行うとともに、承認されたコンパニオン診断システム等についてはホームページにて情報提供した。 - 横断的基準作成等プロジェクト活動に参画し「「医薬品横断的コンパニオン診断薬等に関するガイダンス等について」の一部改正について」(令和6年5月22日付け事務連絡)の発出に協力した。 - 再生医療製品等審査部および厚生労働省と連携し「バイオ後続品におけるコンパニオン診断薬等の取扱いについて」(令和6年5月1日付医薬薬審発 0501 第1号、医薬機審発 0501 第1号)の発出に協力した。		
エ	承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化を図ること。	遺伝子パネル検査等の先端技術を応用したゲノム診断に係る製品の審査・相談の実施・協力を進めるとともに、関連する評価指針の作成等に協力する。	遺伝子パネル検査等の先端技術を応用したゲノム診断に係る製品の審査・相談の実施・協力を進めるとともに、関連する評価指針の作成等に協力する。		遺伝子パネル検査等の承認審査、対面助言について、医療機器審査部門と協力して実施した。		
エ	承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化	審査報告書の作成、公表等により審査ポイントに関する情報発信を行う。	審査報告書の作成に向けた検討を開始する。		体外診断用医薬品の審査報告書の作成に向け、関連業界との協議に先立ち、記載内容やひな型等について検討した。		
オ	パンデミック等に対応できる緊急時相談及び審査体制を構築すること。	必要な検査薬等の確保に向け、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プロ	必要な検査薬等の確保に向け、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プロ		国際医療機器規制当局フォーラム(IMDRF)においてパンデミックの経験を踏まえた Reliance の考え方・強化について意見交換を行った。		

		に関する事前審査に要する期間について、以下のとおり達成する。 <table><tr><td>区分</td><td>タイル値</td><td>行政側期間</td></tr><tr><td>第1種使用</td><td>60%タイル値</td><td>6か月</td></tr><tr><td>第2種使用</td><td>60%タイル値</td><td>2か月</td></tr></table>	区分	タイル値	行政側期間	第1種使用	60%タイル値	6か月	第2種使用	60%タイル値	2か月	60%タイル値で2か月	3.5か月、達成率は141.7%。 第2種使用の確認（60%タイル値）の実績は0.9か月、達成率は155.0%。		
区分	タイル値	行政側期間													
第1種使用	60%タイル値	6か月													
第2種使用	60%タイル値	2か月													
イ 革新的技術を利用した開発品目に対応できる人材を育成すること。	イ 革新的技術を利用した開発品目に対応できる人材の育成 ・ 研修や学会を積極的に活用し審査員の知識の充実を図る。	イ 革新的技術を利用した開発品目に対応できる人材の育成 ・ 研修や学会を積極的に活用し審査員の知識の充実を図る。		 <											

	ウ 実用化の支援と情報発信の強化を図ること。	ウ 実用化の支援と情報発信の強化 - 先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内とする。 - 開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行う。	ウ 実用化の支援と情報発信の強化 - 先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内とする。 - 開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行う。	＜主な定量的指標＞ 申込み全件について対応。また、RS戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。 ＜評価の視点＞	- 再生医療等製品にかかる先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について対応した（先駆け総合評価相談5件、RS戦略相談等200件）。また、RS戦略相談の申込みのうち80%について30勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和6年度は61件中61件（100.0%）について達成した。 - 厚生労働省に協力し、次世代評価指標として、①ヒト（同種）iPS細胞由来角膜内皮細胞シートに関する評価指標、②ヒト（同種）iPS細胞由来角膜上皮細胞シートに関する評価指標、運用通知として「再生医療等製品の条件及び期限付承認の取扱いについて」を作成し、新規技術を活用した製品開発の促進や審査の迅速化を図った。 - 再生医療等製品の薬事開発を促進するため、開発を検討する者を対象とした出張面談を国内学会（3学会、計61組）及び海外学会（1学会、7組）で実施した。 - 再生医療等製品の薬事規制に関する情報発信のため、国内学会（15学会、のべ39名）及び海外学会（25学会、のべ38名）で、講演やパネルディスカッションへ参加した。また、開発拠点での出張説明会を1拠点（のべ2名）で実施した。 - 薬事規制に関する情報発信を強化するため、再生医療等製品の日英情報提供ページにて、通知や講演資料などを掲載した。		
--	-------------------------------	---	---	---	---	--	--

	④ 信頼性保証関係 ア 適合性調査を効率的に実施すること。	＜信頼性保証関係＞ ア 適合性調査の効率的な実施 ・ 信頼性保証に関連する調査について、リモート調査手法を活用するなど、より効率的・効果的になるよう手法の見直しを実施する。	＜信頼性保証関係＞ ア 適合性調査の効率的な実施 ・ 審査部門をはじめ関係部署と連携し、新医療機器等の承認時期に影響を及ぼさない時期に調査を実施する。 ・ リモート調査を取り入れた複数の調査手法を活用し、効率的な調査を実施する。	・ 信頼性保証について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	【医療機器関係】 ・ 審査部門との進捗確認を定期的を実施することで双方の状況を共有しつつ、調査を実施した。 ・ 申請予定品目の調査情報を早期に入手するとともに、審査部門と連携しながら、適合性書面調査・GCP 実地調査を円滑に実施し、承認予定時期に影響を及ぼすことなく調査を終了した。 【再生関係】 ・ 再生医療等製品の承認時期に影響を及ぼさないよう計画的に調査を実施した。 ・ GCP について、質問を多く受けている点を一般化して取りまとめ、厚生労働省から通知として発出した。 ・ 申請内容等に応じた効率的な調査を実施するため、リスクに応じて調査範囲を変更する旨の通知を発出した。 ・ 早期承認を目指し、申請前又は臨床試験前の GLP 適合性確認相談等の実施について検討を開始した。 【共通】 ・ リモート調査を活用し、効率的かつ効果的な調査を実施した。 【医療機器関係】		
--	---	---	--	--	---	--	--

				- 調査申請後、速やかに担当者と連絡をとり、調査日程を確定した。 - 同一申請者から申請された類似の品目については、資料等が共通している場合には調査を同時に行うなど、効率化を図った。 【医療機器関係】 - 学会等において、信頼性調査（非臨床・臨床）の基本的事項、最近の事例、適切な治験の実施、リモート調査における留意点などを説明した。 【再生関係】 - 業界団体が主催する研修会、医療従事者が参加する学会・研修会等において、適合性書面調査・GCP 実地調査、再審査適合性調査及びGLP 調査において指摘が多い事例や、国内外の状況の紹介等を行った。 - GCP・GPSP 調査において指摘が多い点や調査時に気を付けていただきたい事項について、産業界及び医療機関と共有するために説明会をオンライン開催し、約 4,000 名が参加した。 - GLP 研修会（動画配信形式）を開催し、最近の指摘事項を共有することにより同様な事項の反復防止に努めた。 【医療機器関係】 「レジストリ又は医療情報データベースのデータを医療機器の承認申請、使用成績評価申請に利用する場合の信頼性担保に係る留意点に関する質疑応答集（Q＆A）について」（令和6年5月29日付け事務連絡）について、業界団体の意見を踏まえて通知案を作成するなど、発出に協力した。		
イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ等への適切な対応を図ること。	イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ等への適切な対応 国内外の企業・アカデミア等に対して GLP / GCP / GPSP 等に関する積極的な情報発信を実施する。	- 再審査及び使用成績評価に係る適合性調査については、調査申請受付後、速やかに適合性調査に着手するとともに、より効率的な調査方法を検討する。 - 適正な治験等の実施が推進されるよう、説明会等の実施を通して GCP / GLP / GPSP に関する啓発活動を行う。				

			り組む。また、研修会等において啓発活動を行う。		【再生関係】 ・ 治験エコシステム導入推進事業において、治験実施医療機関における課題を整理し解決策の提案を受けた。得られた情報については、医薬品と共通の課題であったことから、再生医療等製品についても、厚生労働省に GCP 省令等の改正の検討を依頼した。 【医療機器関係】 ・ レジストリデータの利活用を考えている企業と全般相談を 5 件実施し、対面助言に向けた方針の整理を行った。 ・ 国内の学会等での意見交換や、医療機器レジストリ活用相談において、レジストリのシステムバリデーションに係る論点を中心に、レジストリ保有者と意見交換するとともに、助言を行った。 ・ その他、海外のワークショップに参画し、リアルワールドデータの活用に係る議論を行った。 【再生関係】 ・ 再生医療等製品レジストリ信頼性調査相談 1 件に対応した。また、これらの相談で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、事務連絡の作成に着手した。 ・ 厚生労働省のリアルワールドデータ活用促進事業に協力し、レジストリ保有者に対する指導及び意見交換を実施した。		
⑤ 品質管理関係	＜品質管理関係＞	＜品質管理関係＞	＜品質管理関係＞	＜評価の視点＞ ・ 品質管理について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	【再生関係】 ・ 再生医療等製品レジストリ信頼性調査相談 1 件に対応した。また、これらの相談で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、事務連絡の作成に着手した。 ・ 厚生労働省のリアルワールドデータ活用促進事業に協力し、レジストリ保有者に対する指導及び意見交換を実施した。 【医療機器関係】 ・ レジストリデータの利活用を考えている企業と全般相談を 5 件実施し、対面助言に向けた方針の整理を行った。 ・ 国内の学会等での意見交換や、医療機器レジストリ活用相談において、レジストリのシステムバリデーションに係る論点を中心に、レジストリ保有者と意見交換するとともに、助言を行った。 ・ その他、海外のワークショップに参画し、リアルワールドデータの活用に係る議論を行った。 【再生関係】 ・ 再生医療等製品レジストリ信頼性調査相談 1 件に対応した。また、これらの相談で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、事務連絡の作成に着手した。 ・ 厚生労働省のリアルワールドデータ活用促進事業に協力し、レジストリ保有者に対する指導及び意見交換を実施した。		
ア QMS (注 7) 実地調査を充実させること。	ア QMS 実地調査の充実 ・ QMS 実地調査	ア QMS 実地調査の充実 ・ 製造販売業者及					

		体制の拡充を図り、製品の使用に当たっての危害の程度、製造管理又は品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、不具合報告（回収等含む。）、国際連携等を総合的に考慮し、製造販売業者及び製造所への実地調査をより充実させ、施設における製造管理・品質管理の質の向上に資する。	び製造所への実地調査を拡充し、QMS 調査方法や制度の国際整合化・調和を推進するため、製造管理及び品質管理や各国制度に精通した人材を確保する。 ・ QMS 調査の質の向上を図るため、Q M S 調 査 員 に対 し、国際水準に見合った必要な知識を習得するための研修のほか、調査スキルの向上のためのより実践的なトレーニングを実施する。 ・ 医療機器の製造販売承認に係るQMS 調査について、総審査期間に影響を及ぼさないように処理するため、審査部門との連携を図るとともに、適切な進捗管理を実施し、迅速かつ効率的な調査を行う。また必要に応じて、プログラム医療機器や、A I、ゲノム解析等革新的・先端的技术を活用した新たな医療機器に対する調査手法及び調査体制の構築に向けた取り組みを行う。 ・ 製造管理又は品質管理に注意を要する製造所を効率的に抽出する評価手法の改善に努め、人的資	務経験者を募集し、技術系専門職員 1 名及び嘱託職員 1 名を採用した。 ・ QMS 調査員に対し、専門教育（1 回）を実施した。 ・ 承認に関連した QMS 調査については、審査部門と連携し、総審査期間に影響を及ぼさないよう、調査を迅速かつ効率的に行った。 ・ 製造管理又は品質管理に注意を要する程度の高い製造所を効率的に抽出する評価手法を改善し、調査員への実地調査の割り当てを適切に行い、人的資源の有効活用を図った。		
--	--	---	---	---	--	--

			源の有効活用をしつつ、実地調査を適切に実施する。 ・ QMS 調査の効率的な実施のため、MD S A P 利用申請を推進する。 ・ QMS 調査の効率的な実施を目的として、MD S A P 利用申請の推進のため、都道府県や業界団体と協力しながら、国内の製造販売業者及び製造業者に対する講習会等の機会を積極的に活用し、QMS 調査について周知を図る。		・ 業界主催（6 回）、都道府県等主催（4 回）、PMDA 主催（2 回）の講習会等において講演し、MDSAP 利用の推進に向け QMS 調査について周知した。		
イ 単回使用医療機器の再製造品目に対して的確に対応すること。	イ 単回使用医療機器の再製造品目への的確な対応 ・ 再製造単回使用医療機器（以下「再製造 S U D」という。）に係る品目について、再製造 S U D 評価相談（QMS 適合性確認）や調査を適切に実施する。	イ 単回使用医療機器の再製造品目への的確な対応 ・ 再製造単回使用医療機器（以下「再製造 S U D」という。）の上市を望む申請者に対して、QMS 調査員が再製造 S U D 評価相談（QMS 適合性確認）や各種相談、QMS 調査を通じて適切に製造管理及び品質管理を指導できるよう、策定した教育資料の活用や充実、教育機会の拡充を図る。	・ 「再製造単回使用医療機器の製造所に係る調査手法」を活用して調査員を教育し、QMS 調査を実施した。 ・ 上市を望む申請者が適切に製造管理及び品質管理を実施できるよう、再製造単回使用医療機器評価相談を 1 件実施した。				
ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実を図ること。	ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実 ・ 安全対策上寄せられた医療機器の不	ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実 ・ 安全対策上寄せられた医療機器の不	・ 市販後安全性情報を取り扱う医療機器安全対策課、必要に応じて厚生労働省医薬安全対				

		具合等情報を基に、厚生労働省と連携し、立入検査やQMS調査を実施することにより、不適切な製造管理・品質管理に起因する不具合の発生・拡大を未然に防止する。	具合等情報を適切に評価し、厚生労働省や関係部門と適切に連携しつつ時宜を得た立入検査やQMS調査を実施するとともに、QMS実地調査で得られた情報を安全対策業務に活用できるよう、部内のコミュニケーションをより一層進める。		策課及び監視指導・麻薬対策課と緊密に情報共有を行い、安全対策上懸念がある施設については、QMS調査を行う際考慮した。 医療機器安全対策課の職員がQMS実地調査のうち3件に同行し、製造販売業者が有する製品の品質情報に基づく不具合等報告の実施状況を確認することで、必要に応じて安全対策上の助言を製造販売業者に実施した。		
エ	登録認証機関における認証業務の質の向上を図ること。	エ 登録認証機関における認証業務の質の向上 国内登録認証機関が国際的に活躍することを目指し、体制強化と国際化に向けた教育的支援を実施するとともに、国内企業が開発した医療機器等の海外市場へのスムーズな展開に向け、国内登録認証機関によるMDSAP調査機関の認定取得の可能性を模索する。	エ 登録認証機関における認証業務の質の向上 - 国内登録認証機関に対して定期的実施する立入検査や、認証機関の構成員が実地で行うQMS適合性調査への立会検査等を通じ、認証機関の業務運営や審査・調査の質について現状把握を行う。 - 国内登録認証機関の質向上に寄与する認証基準等の情報提供等のあり方について検討する。 - MDSAPの運営に関与し、参加している海外規制当局との間で情報交換を行う。		国内登録認証機関に対して計10回の立入検査を、認証機関の構成員が実地で行うQMS適合性調査へ計10回の立会検査等を実施し、認証機関の業務運営や審査・調査の質について現状把握を行った。 - 認証業務の質向上に寄与する情報提供等のあり方について検討し、認証基準改正1件について、動画配信と対面のハイブリット形式でのトレーニングを実施した。 - MDSAPの運営に係るRAC会議において、活動を支援するOfficial Observerとしてシンガポールを、同プログラムをリライアンスに活用するAffiliateメンバーとしてケニア、南アフリカを認定した。 - 個別の案件を議論するSME会議におい		

					て、調査報告書の品質改善に向けた取組、調査及び不備事項報告書の作成に関するワークショップへの参加、MDSAP 認証機関に対する評価・査察の結果に関する議論などを行った。 ・ 上記の取組により、グローバルな協力関係を推進した。 ・ また、WHO からの要請を受けて、SEARN（東南アジア規制当局ネットワーク）のワークショップに参加し、MDSAP の枠組み・取組の説明を行った。		
	オ GCTP（注 8） 実地調査の充実及び細胞培養加工施設に対する調査を実施すること。 （注 7）医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者等における製造管理及び品質管理の基準（Quality Management System の略）。 （注 8）再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準	オ G C T P 実地調査の充実及び細胞培養加工施設に対する調査の実施 ・ 再生医療等製品の特性を踏まえ、審査部門との連携等により、製造管理・品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、国際連携等を総合的に考慮しつつ、製造所への実地調査をより充実させる。	・ MDSAP 認証を受けた海外の第三者認証機関が行う QMS 調査への立会査察を行い、最新の国際的な調査手法について把握し、得られた知見を国内登録認証機関の QMS 調査の質の向上に寄与するための方策を検討する。 オ G C T P 実地調査の充実及び細胞培養加工施設に対する調査の実施 ・ 再生医療等製品の製造管理又は品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、国際連携等を総合的に考慮するとともに、人的資源の有効活用をしつつ、適切に実地調査を実施する。 ・ G C T P の運用に関して、国際会議	て、調査報告書の品質改善に向けた取組、調査及び不備事項報告書の作成に関するワークショップへの参加、MDSAP 認証機関に対する評価・査察の結果に関する議論などを行った。 ・ 上記の取組により、グローバルな協力関係を推進した。 ・ また、WHO からの要請を受けて、SEARN（東南アジア規制当局ネットワーク）のワークショップに参加し、MDSAP の枠組み・取組の説明を行った。	・ 他の規制当局と連携し、MDSAP 認証機関に対する監査を 7 件実施した。 ・ MDSAP 認証機関に対する評価・査察を実施した際、不適合となった事項やその経緯などを情報収集し、国内登録認証機関の QMS 調査の質の向上に寄与するための方策を検討した。		
					・ 令和 6 年度は G C T P 実地調査として、5 件（海外 3 件、国内 2 件）実施した。		
					・ 調査員の育成の一環として、PIC/S エキスパートサークル(マレーシア)に職員 2 名を参加させ		

(Good Gene, Cellular, and Tissue-based Products Manufacturing Practice の略)。 【評価における指標】 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を別紙のとおり設定する。 2 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。 (1) 先駆的医療機器・体外診断用医薬品・再生医療等製品指定品目に関する相談、医療機器等条件付き承認制度(注9)に係る開発前相談、RS戦略相談等の申込みに対して、全件に対応すること(令和4年度実績全件実施)。 (2) RS戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から30勤務日以内に記録の確定を行うこと。 (注9) 重篤で有効な治療方法等が乏しい疾患を対象と	・ 特定細胞加工物の特性を踏まえ、細胞培養加工施設に対する構造設備の基準適合性調査等を的確に実施する。 ＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・ 各種申請、相談及び届出関係業務の書類の電子化・オンライン化を推進する。 イ 規格基準関係業務の適切な実施 ・ 認証基準、承認基準、審査ガイドラ	や、PIC／Sセミナーの職員派遣等によりGCTP調査員の育成を図る。 ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づく細胞培養加工施設に対する基準適合性調査等の質の向上を図る。 ＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・ 申請者等に対するアクセス向上と業務効率化を図るため、各種申請、相談及び届出関係業務の書類の電子化・オンライン化を推進する。 ・ オンラインによる各種申請等の提出については、引き続き利用促進を図るとともに、さらに厚生労働省が行う収入印紙の電子納付や承認書の電子化の検討について、連携して必要な検討を進める。 イ 規格基準関係業務の適切な実施 ・ 厚生労働省が実施する医療機器の認		た。 ・ 細胞培養加工施設の更新時の調査に当たり、当該施設の構造設備に加え、厚生労働省の要請により手順書等の作成状況を確認することで、調査等の質の向上を図った。 ・ 令和4年度までに開始したオンラインによる各種申請等の提出について、引き続き説明会・講習会等において周知し、業界に対してオンライン提出の利用を推進した。 ・ オンラインによる各種申請等の提出については、引き続き利用促進を図るとともに、さらに厚生労働省が行う収入印紙の電子納付や承認書の電子化について、連携して必要な検討を進めた。 ・ 医療機器承認基準等原案検討委員会を開催し、承認基準の改正2件、認証基準の改正		
---	---	---	--	--	--	--

	する革新的な医療機器等で承認申請に必要な臨床データの収集が困難なものについて、申請前に得られる限られた臨床データでは明らかにならないリスクへの対応を厳重に行うことを前提として、当該医療機器等を早期に承認する制度。 【目標の設定及び水準の考え方】 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、世界最速レベルの審査期間を堅持するため、前中期目標期間と同様の水準を設定する。 2 審査業務の迅速化及び質の向上を図るため、相談業務についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、医療機器等におけるテクノロジーの発展が加速する中で、前中期目	イン等の原案作成において主導的な役割を担い、審査の迅速化、質の向上等に寄与する。 ・ 規格基準の国際調和を戦略的に推進するため、ISO/IEC等の活動に積極的に参画するとともに、日本発の国際標準を積極的に提案し、国内開発の医療機器のグローバル展開につなげるとともに、我が国発のレジュトリーサイエンスを世界に発信する。	証基準、承認基準、審査ガイドライン等の策定及び改正に協力する。プログラム医療機器を含めて、医療機器の審査のポイントに関する情報を整理・公表する。 ・ 基準等の管理のためのデータベースの充実化及び作成された基準等の英訳の促進及び現在活用されている基準関連ホームページを用い、国内外に向けた情報発信を推進する。	206 件に対応し、厚生労働省に報告した。 ・ プログラム医療機器の審査ポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等の作成として3件を公表し、さらに2件の作成を行っている。 ・ その他、迅速な審査等に資するものとして、作成された審査のポイントや認証基準の英訳8件についても対応し、計11件をホームページ上に公表した。 ・ 認証/承認基準及び一般的名称の制定及び改正に合わせて、「基準等情報提供ホームページ」の更新を遅滞なく行った（HP 更新 35 回、英文情報 29 回）。 ・ 医療機器分野における国際活動の強化として、以下の通り対応した。 1. 国際会議等への積極的な参画 国際標準を戦略的に推進する重点領域（生物学的安全性評価、サイバーセキュリティ、リスクマネジメント等）を中心に、ISO/IEC の規格審議委員会に参画し、日本の意見が反映されるよう取り組み、3 規格が発行に至った。 2. 国内審議団体等との連携 国際規格審議団体分科会に参加し、連携強化を図った。 厚生労働科学研究である「我が国における今後の国際標準獲得推進（医療機器分野）を担う人材育成推進事業（BRIDGE 事業）」の分担研究者として、人材育成のためのエキスパート意見交換会を開催し、課題の共有、解決方策の検討など連携の強化を図った。 3. 各国規制当局との信頼関係の構築等 ASEAN 医療機器委員会（AMDC）に参加し、ISO/IEC の主たる規格に関して説明をするとともに意見交換を行い、連携強化を図った。		
--	---	--	---	--	--	--

	標期間の水準を維持し続けることが重要であることから、前中期目標期間と同様の水準を設定する。	ウ 海外規制当局との連携、規制調和への適切な対応 - 調査関連の情報交換等を行うことにより、海外規制当局との連携を強化する。 エ 関西支部の活用 - 関西支部を活用し、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の実用化促進に適切に対応する。	ウ 海外規制当局との連携、規制調和への適切な対応 - 調査関連の情報交換等を通して、海外規制当局との連携の強化を継続する。 エ 関西支部の活用 - 関西支部で実施するRS戦略相談等について関係者への周知を図るとともに、東京本部と関西支部との連携を図り、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の実用化促進に適切に対応する。 - 関西支部テレビ		また、作成されたプログラム医療機器の認証基準及び審査のポイント8件を英訳してホームページで公表し、参加国に伝達した。 IMDRF の成果物である「規制使用目的の規格の最適化に係るガイダンス文書」、及び「ISO/IEC との協働作業に係る枠組み及び手順」に基づき、参加国とともに国際標準の規制利用の推進に協力した。 【再生関係】 - GLP に関する国際的な動向等をいち早く検知し、PMDA の調査にも取り入れられるよう、OECD へ職員の派遣と活動資金の拠出を継続した。 - OECD データ相互受入対象外の国で実施された GLP 試験について、業務効率化を図るため、一定の条件下で調査のリモート実施を可能とし、また GLP 試験データの相互受入を目指した当局間の協力の可能性についても検討を開始した。 - OECD アドバイサリー文書の発行を受け、データ・インテグリティを確保するため、重点的に取り組むべき事項について業界との協議を開始した。 - 令和6年度第2回NS 交流会(クラスター交流会)&メドテックイノベーション事業連携セミナーで講演し、RS 戦略相談の周知を図った。また、医療機器等の実用化促進に資するため、RS 総合相談 20 件、RS 戦略相談（事前面談）20 件を実施した。 - テレビ会議システムを利用した各種相談		
--	--	---	--	--	--	--	--

			会議システムによる対面助言を円滑に実施する。		の実施が拡大するよう、関西支部の移転に伴い、利用できる相談枠を拡大するとともに、システム利用料を無償化した。なお、医療機器等のテレビ会議システムの利用の申込みはなかった。		
	(3) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上 ① 人材力の強化 ア 包括的連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用し、臨床現場等の状況を理解した人材を育成すること。	(3) RSの推進による業務の質の向上 ア 人材力の強化 ① 包括連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用した臨床現場等の状況を理解した人材の育成 ・ 包括連携協定機関等の外部機関との人材交流、意見交換、外部研修等により、臨床現場等の状況を学べる機会の充実を図る。	(3) RSの推進による業務の質の向上 ア 人材力の強化 ① 包括連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用した臨床現場等の状況を理解した人材の育成 ・ 包括連携協定の再締結にあたって具体的な取組の実施に向けた検討を進める。 ・ 包括連携協定機関等の外部機関との人材交流、意見交換、外部研修等により、臨床現場等の状況を学べる機会を確保するとともに、その機会の一層の充実のための取組を着実に進める。	<評価の視点> ・ 人材力の強化について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 包括的連携協定機関として、国立がん研究センター、広島大学、慶應義塾及び筑波大学と具体的な取組に関する検討を進め、協定の再締結で合意した。 ・ 包括的連携協定機関との人材交流として、PMDA から 11 名を派遣し、連携機関から 25 名を受け入れた。 ・ 包括的連携協定機関での研修として、薬剤部及び治験管理部門での長期研修に 4 名、IRB 見学、臨床研究審査委員会・倫理審査委員会見学、又は治験管理業務見学に 21 名、ファーマコメトリクス領域の研修に 16 名の職員が参加した。		

	イ レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材を育成すること。	② レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材の育成 ・ レギュラトリーサイエンス業務に関する研修や国内外での関連する学会、会議等での講演、外部専門家とのディスカッション等の論理的思考等の向上に資する機会の充実を図る。	② レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材の育成 ・ レギュラトリーサイエンス業務に関する研修や国内外での関連する学会、会議等での講演、外部専門家とのディスカッション等の論理的思考等の向上に資する機会を確保するとともに、レギュラトリーサイエンスの視点を一層意識して、日々の業務における課題を同定・整理できるようにするための検討を進める。 ・ 研究関連業務の促進に向けて、研究実施への支援、適正な評価等に関する制度について検討を進める。		・ レギュラトリーサイエンス関連のディスカッションのため、PMDA 職員が学会・学術会議において 404 件(国内 309 件、国際 95 件)の講演活動、大学等における 689 件(国内 668 件、国際 21 件)の講義活動を実施した。 ・ 研修制度の充実のため、新たに医療健康データ科学研究ネットワークに加盟するとともに、国立がん研究センターとの連携のもと、研究倫理等に関する研修制度を新たに整備した。		
	② 科学的エビデンスの充実・強化 ア 研究へのエフォート増加等による、組織としての研究遂行能力の強化を図ること。	イ 科学的エビデンスの充実・強化 ① 研究へのエフォート増加による、組織としての研究遂行能力の強化 ・ レギュラトリーサイエンス研究部に所属する職員の研究関連業務へのエフォートを高く設定する	イ 科学的エビデンスの充実・強化 ① 研究へのエフォート増加による、組織としての研究遂行能力の強化 ・ レギュラトリーサイエンス研究部に所属する職員の研究関連業務へのエフォートを高く設定する	<評価の視点> ・ 科学的エビデンスの充実等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 研究関連業務の促進に向け、職員表彰制度、学位取得体験記などの新たな取組みを開始するとともに、研究関連規程の明確化や Q&A などを整備した。 ・ レギュラトリーサイエンス研究部に所属する職員のエフォートの明確化、一定の内部研究費の確保など研究環境の整備を進め、文部科学省の科学研究費補助金の対象となる研究機関として指定された。		

		とともに、研究遂行に必要な環境整備を促進する。	とともに、研究遂行に必要な研究費の確保とその執行管理、研究部門以外の各部門との連携等、研究環境の整備を進める。 ・ 研究機関として安定的に活動できる基盤として、研究機関指定申請及び関連制度の検討を進める。		・ 執行役員を中心とした「RS 戦略会議」を設置し、研究関連業務における PMDA 内部のガバナンスを強化するとともに、意思決定の迅速化を図った。 ・ 研究費の適正な執行のために、関連規程の整備などを進めた。 ・ 厚生労働行政推進調査事業費補助金／厚生労働科学研究費補助金には、8 研究班に職員 12 名が、AMED 委託研究費には、6 研究班に職員 8 名が関与した。 ・ 研究費の執行時及び検収時の確認作業を再点検し、適正使用を確認できる管理体制を強化した。		
イ	審査及び相談上の課題を組織の検討課題として集約し、部門横断的に検討できる体制を確立すること。	② 審査・相談上の課題を集約し、部門横断的に検討できる体制の確立 ・ レギュラトリーサイエンスセンターにおける情報整理及び科学委員会での議論の促進あるいは部門横断的な検討の進捗管理の強化などを通じて、より計画的に検討できる体制を確立する。	② 審査・相談上の課題を集約し、部門横断的に検討できる体制の確立 ・ レギュラトリーサイエンスセンターにおける情報整理及び科学委員会での議論の促進あるいは部門横断的な検討の進捗管理の強化などを通じて、より計画的に検討できる体制を確立するため、関連規定等の整備を進める。		・ 科学委員会の運営について外部専門家との意見交換等をより迅速・柔軟に行えるよう、運用を見直し、科学委員会設置規程等を改正した（令和 6 年 7 月 1 日施行）。 ・ エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤について、報告書の総説が科学雑誌 Pharm Res に掲載された（令和 6 年 8 月）。 ・ 標的特異性を有する in vivo 遺伝子治療用製品の開発における留意事項について、日本語（令和 6 年 7 月）及び英語（令和 6 年 8 月）で報告書を公表した。 ・ レギュラトリーサイエンスに関連する議事を一元的に検討する会議体として新たに「RS 戦略会議」を設置し、RS 戦略会議設置運営要領(令和 6 年 7 月 1 日施行)を制定した。令和 6 年度は、計 4 回開催（第 1 回：令和 6 年 8 月、第 2 回：令和 6 年 10 月、第 3 回：令和 6 年 12 月、第 4 回：令和 7 年 3 月）。 ・ 部門横断的な検討の進捗管理を強化する目的でレギュラトリーサイエンスに係る横断プロジェクト実施要領（令和 6 年 7 月 1 日施		

					行)を制定し、より計画的に検討できる体制を整備した。 「医療用医薬品の承認事項一部変更承認申請又は電子化された添付文書改訂においてレジストリデータを活用する際の留意点について」(令和6年10月4日付医薬審発1004第4号・医薬安発1004第1号)の発出にあたり、リアルワールドデータワーキンググループにおいて、リアルワールドデータの活用の更なる推進のための論点整理及び原案作成等を実施した。 - 小児開発状況に係る照会事項対応検討に関する横断プロジェクトチームにおいて、「小児用医薬品の開発促進に向けた取組について」(令和7年3月21日付薬機審長発第1618号・薬機RS長発第15号)を発出した。	
	③ 発信力の強化 レギュラトリーサイエンス研究の成果を英語論文、報告書等として発信すること。 【評価における指標】 外部との意見交換や研修等の人材力の強化に資する機会の充実を図り、レギュラトリーサ	ウ 発信力の強化 RS 研究等の業務を通じて得られた成果を、英語論文等として発表 レギュラトリーサイエンス研究関連業務の成果を、英語論文、報告書等で積極的に公表できるような環境を整備するとともに、外部との意見交換会等も積極的に実施する。	ウ 発信力の強化 RS 研究等の業務を通じて得られた成果を、英語論文等として発表 レギュラトリーサイエンス研究関連業務の成果を、英語論文、報告書、RS 研究会等で積極的に公表するとともに、発信力のさらなる強化のための環境整備、外部への情報発信方	＜評価の視点＞ 発信力の強化について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	令和6年度は、職員が著者(共著者含む)として、日本語学術論文23報、英語学術論文51報を公表した。 PMDA が関与した英語学術論文に関して、ホームページでタイムリーに情報を掲載するとともに、PMDA が主体となった論文については、内容をわかりやすく解説した動画での情報発信を開始した。	

	イエンスの推進に向けた環境整備及び体制を確立すること。 【目標の設定及び水準の考え方】 人材力及び科学的エビデンスを充実・強化させることにより、審査・相談の質の高度化及び審査の効率化を図るため、指標を設定する。		法等に関する検討を進める。		・ PMDA が主催する学術シンポジウム「PMDA RS 研究会」の頻度を年2回に増やして開催し、各回に特定のテーマ（「RS の視点からドラッグ・デバイスのロス・ラグ問題を考える」、「再生医療等製品の迅速な新規導入に向けた RS の視点」）を取り上げ、それぞれ 887 名、1,370 名の参加登録があった。 ・ レギュラトリーサイエンス関連の活動を、対外的にわかりやすく伝える情報源として、新たに「RS 活動報告書」を日英版で作成し公表した。		
	（４）国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 国際的なリーダーシップを獲得すること。	（４）国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議の戦略的な活用による国際的なリーダーシップの獲得 ・ 多国間交渉・会議において日本が議論をリードすることで、規制調和・国際協力に貢献するとともに国際的な発言力・リーダーシップを高めることを目指す。	（４）国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議の戦略的な活用による国際的なリーダーシップの獲得 ・ 医薬品規制調和国際会議（ICH）や国際医療機器規制当局フォーラム（IMDRF）等、薬事規制を調和するための活動における議長等のポストを可能な限り確保し、組織運営や重要な決定事項に関する議論を日本が主体的に進めることを目指す。	<評価の視点> ・ 国際的リーダーシップの発揮について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ ICH では管理委員会の副議長を務めたほか、各種 WG において実務対応のとりまとめを行うなど、規制調和に向けた議論を主導的に進めた。 ・ ICMRA では副議長を務めたほか、WG のリード対応や、主要プロジェクト等の議論・合意形成を主導し、国際協力の推進に貢献した。 ・ IMDRF では令和7年の議長国として東京で対面会合を開催し、実務対応のとりまとめを行うなど、規制調和に向けた議論を主導的に進めた。 ・ APEC-SCSC-RHSC では副議長を務めるとともに、3つの優先作業領域（MRCT、医療機器、PV）において、PMDA が薬事規制調和を主導的に進めた。また、年度の後半において		

	イ 国際的な規格基準の作成及び規制調和活動の積極的な推進を図ること。	イ 国際的な規格基準の作成・規制調和活動の積極的推進 ・ 国際会議において、日本主導の国際的な規格基準の作成のほか、他国が主導する案件にも日本が積極的に関わることにより、国際的な規格基準の作成及び規制調和活動・国際協力に貢献する。	イ 国際的な規格基準の作成・規制調和活動の積極的推進 ・ ICHやIMDRF等の国際調和会議において、国際ガイドラインの作成に主体的に取り組むとともに、合意された国際ガイドラインの国内実装を推進する。 ・ ICMRAにおいて、主体的に意見調整や方針決定に関わることで、国際的な規制調和活動に積極的に貢献する。 ・ 「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定)及びその実行戦略(令和2年7月14日同決定)(以下これらを総称して「グランドデザイン」という。)を踏まえ、アジア諸国にレギュラトリーサイエ	は、米国大統領交代の影響により、議長である米国が不在の中、PMDA が暫定議長として議論を取りまとめた。 ・ アジア太平洋地域におけるセルフケア医薬品の規制調整を行う Self-CARER (Self-medication Collaborative ASIAN Regulatory Expert Round table) において、共同議長として、本会合の方向性等に関する議論を主導した。 ・ ICH、IMDRF 等の複数の国際調和会議において、議長、副議長やラポーター・規制側議長等を務め、国際ガイドライン等の作成に取り組んだ。 ・ ICH において合意された国際調和ガイドラインについて、国内で通知対応を行った。 ・ IMDRF において合意された国際ガイダンスについて、国内で通知対応を行い、その状況を IMDRF 実施報告書として報告した。 ・ 前述のほか、ICMRA ウェブサイトの保守管理を日本が担当すること等を通じて、ICMRA 活動の認知度向上に貢献した。 ・ ASEAN 加盟国を対象に、特定の国／地域向けに規制調和が必要とされるテーマのセミナーを計6回開催した。		
--	------------------------------------	---	---	---	--	--

		ンス（以下「RS」という。）への理解・活用を促進するとともに、国際標準の取り込みやガイダンス整備等の充実を促す。				
	・ 日本薬局方について、国際対応の充実強化を図る。	・ 日本薬局方について、国際対応の充実強化を図る。		・ 薬局方調和国际会議（PDG）における調和合意に基づき、第十八改正日本薬局方第二追補（令和6年6月告示）に8件（新規1件、改正7件）を収載した。		
				・ 世界薬局方会議（IMWP）において、IMWPの使命、目的、活動及び手段をまとめた文書を作成する活動に参加するなどを通じて、日本のプレゼンスを高める活動を進めた。		
				・ 第十八改正日本薬局方第二追補英文版の発行（令和6年12月）に協力するとともに、第十九改正日本薬局方原案作成要領（一部改正）の英訳（暫定版）を公開（令和6年9月）した。		
				・ 中国商工会議所（CCCMHPIE）が主催する 2024 CPHI International Regulatory Agencies Updates（令和6年6月）等で日本薬局方に関する講演を行い、最新の改正状況及び改正方針等を広く周知した。		
				・ 中国薬典委員会と第3回日中薬局方フォーラムの開催に向けた意見交換を行った。		
② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化	② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化	② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化	＜評価の視点＞ ・ 二国間協議の強化等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
ア 欧米、アジア諸国等との連携強化を図ること。	ア 欧米・アジア諸国等との連携強化 ・ 米国拠点の設置や欧州への人材派遣などにより米国FDA及び欧州EMAとの間で二国間協議	ア 欧米・アジア諸国等との連携強化 ・ 米国拠点の設置に向け、必要な対応を着実に実施するとともに、米国FDAとの間で二国間協議の		・ 令和6年11月にワシントンD.C.事務所を開設し、専用ホームページを作成するなど、情報発信を開始した。		
				・ 令和7年3月よりワシントンD.C.事務所において、薬事一般相談を開始した。		

		の推進及び情報の受発信を促進する。 薬事規制調和の加速に向け、アジア拠点の設置やアジア規制当局からの長期研修の受入れなどによりアジア諸国との協力基盤を強化する。	推進及び情報の受発信を促進する。 - 日本発の医療機器の海外展開を後押しするため、米国との間で実施している医療機器の日米同時申請・承認をめざしたプロジェクト（HBD活動）を継続し、実践的な規制調和の促進を図る。 - 欧州への人材派遣などにより欧州EMA等との間で二国間協議の推進及び情報の受発信を促進する。 - 欧米規制当局との守秘取り決めに関する交換書簡に基づき、革新的な技術情報等について情報交換を行い、互いの規制当局の更なる充実・発展を図る。 - 薬事規制調和の加速に向け、アジア拠点の設置や運営において必要な対応を着実に実施する。 ・ インドネシア保健省からの長期研修を受入れ、適切なト		- 医療機器の日米同時申請・承認をめざしたプロジェクト（HBD活動）において、日米の最新規制制度比較について、米国の産官学と協働し共著論文を公表した。 - PMDA リエゾンを欧州EMAに派遣する等により、欧州EMA等との二国間協議の推進及び情報の受発信を進めた。 - 米国FDA、欧州EMA等と規制当局間会合を行い、非公開情報を含めた技術情報等について情報交換を行い、規制当局間の協働を進めた。 - 令和6年7月にアジア事務所を開設し、アジア規制連携国際シンポジウムの開催や専用ホームページの作成を行った他、アジア事務所長による事務所を紹介する講演を実施するなど、情報発信に取り組んだ。 - また、ASEAN諸国（タイ、ベトナム*、フィリピン、インドネシア**）の規制当局及び大学・病院との対面会合を実施したほか、アジア事務所において企業、大学、病院等からの相談に対応した。 *国立がんセンター、**国立国際医療センターと共に訪問 - インドネシア保健省から長期研修生2名を試行的に受入れ、医療機器規制全般に関するトレーニングを1年間実施することで、相手国		
--	--	---	--	--	--	--	--

			レーニングを実施するとともに、相手国との協力基盤を強化する。 - アジア規制当局からの継続した長期研修の受入れに向けて、関係機関とも協力して長期研修の枠組みを構築する。 - WHO-CRP を通じた日本の審査結果の活用に向けて、WHO から十分な機能を有する薬事規制当局であるとの認定を受けるための対応を進める。		との協力基盤の強化を進めた。 - インドネシア保健省からの長期研修の受入れを踏まえ、アジア規制当局から継続的に研修を受け入れるための体制整備に努めるとともに、関係機関との調整を進めた。 - 厚生労働省等とも協働し、WHO と対面会合・オンライン会合を複数回実施するなど、WHO から十分な規制能力を有する薬事規制当局として認定を受けるための対応を進めた。		
イ	アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識及び経験の提供活動の強化を図ること。	イ	アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識・経験の提供活動を強化 アジア諸国の規制当局の担当者等に対し、国際標準を踏まえた日本の規制の理解を促すため各種セミナーを提供し、各国の規制水準の向上に貢献する（アジア諸国等複数国向けに年5回以上のトレーニングを開催（医薬品・医療機器の審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者	イ	アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識・経験の提供活動を強化 アジア諸国の規制当局の担当者等に対し、国際標準を踏まえた日本の規制の理解を促すため、各種トレーニングセミナーを開催することで、国際標準、日本の規制及び知識・経験を提供し、各国の国際調和の促進や規制水準の向上に貢献する（アジア諸国等複数国向けに年5回以上のトレーニングを開催（医薬品・医療機器の審査業務又	イ	＜主な定量的指標＞ - 年5回以上のトレーニングを開催、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上 - アジア諸国等複数国の規制当局の担当者等に対し年間で合計9回（医薬品・医療機器の審査及び安全対策をテーマとするものを含む）のセミナーをオンライン又は対面にて開催し、延べ41の国/地域から239名の参加を得た。 - セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度は、5段階評価で3（Good）以上の割合が100%であった。 - ASEAN加盟国からのトレーニング要請等に応じ、規制調和が求められるテーマについて特定の国／地域向けにオンライン又は対面によるセミナーを6回開催した。 - うち1回は、ASEAN加盟国向けに、新医薬品審査に係るPMDA-ATCセミナーを実施し、ASEAN共同審査担当者のスキル向上を支援した。

		の満足度が５段階評価で３（Good）以上の割合が延べ 75% 以上を達成する。）。	は安全対策業務に関して実施した延べ数）、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が５段階評価で３（Good）以上の割合が延べ 75% 以上を達成する。）。				
	ウ 二国間協議を通じた日本の審査結果の受入れの推進を図ること。	ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法・日本の審査結果の受入れ推進 ・ 二国間の産官シンポジウム・規制当局間会合を通じて、日本の審査結果の相手国規制への取り込み（簡略審査において日本を参照国指定する国の増加）及び簡略審査制度をより利用しやすくするための環境整備を進める。	ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法・日本の審査結果の受入れ推進 ・ 二国間の会合や必要に応じた合同シンポジウムの開催を通じて、相手国の要望等に応えるとともに、日本の規制制度への信頼を高め、日本の審査結果の相手国規制への取り込み（簡略審査において日本を参照国指定する国の増加）及び簡略審査制度をより利用しやすくするための環境整備を進める。 ・ WHOとも連携し、“Reliance（規制当局が承認審査や視察の中で、他の規制当局の評価結果を重視・考慮し、自国規制に活用すること）”の考え方の浸透をアジア諸国に広げる。		・ 二国間会合を通じて、日本の審査制度への信頼を高めるとともに、日本の審査結果の相手国での活用に向けた環境整備を進めた。 （令和６年度実績：７件（医薬品３件、医療機器（体外診断用医薬品含む）４件）※） ※令和６年度に日本を参照国指定した件数（参照国指定を確認した件数）		
		・ 規制当局との間で医薬品等の規制に	・ 規制当局との間で医薬品等の規制に		・ ASEAN 各国の規制当局を対象に、第１回 Reliance 会合を開催し、WHO と共に Reliance 活用促進に向けた意識付けを進めた。 ・ WHO が主催する CRP 及び ASEAN 共同審査に関する会議に対面参加し、Reliance の活用に向けた PMDA からの協力について発表すると共に情報収集した。		
					・ ASEAN 加盟国向けに、新医薬品審査に係る PMDA-ATC セミナーを実施し、ASEAN 共		

	エ 再生医療等製品に関する日本規制モデルの受入れの推進を図ること。	関する相互理解を促進するとともに、日本の規制の手法導入に向け、協力・支援を行う。 エ 再生医療等製品に関する日本規制モデルの受入れ推進 ・ 多国間交渉・会議や二国間協議等を通じて、再生医療等製品に関する日本規制モデルの受入れに向けた環境整備を進める。	関する相互理解を促進するとともに、日本の規制の手法導入に向け、協力・支援を行う。 エ 再生医療等製品に関する日本規制モデルの受入れ推進 ・ 多国間交渉・会議や二国間協議等を通じて、再生医療等製品に関する日本規制モデルの受入れに向けた環境整備を進める。 ・ グランドデザインを踏まえ、品質管理を含めた再生医療等製品のアジア諸国の規制の確立を支援する。また、RSに基づき、本邦における安全性評価試験などの考え方をアジア諸国に広げる。		同審査担当者のスキル向上を支援した。(再掲) ・ 二国間の会合等の機会を捉え、日本の規制を積極的に紹介することなどを通じて、規制当局間の相互理解を図り、再生医療等製品に関する日本の規制モデルの導入に向けた環境整備を進めた。 ・ ICH の CGTDG (Cell and Gene Therapy Discussion Group)、IPRP の CGTWG (Cell and Gene Therapy Working Group) に PMDA も参加することで、再生医療等製品に関する規制調和に向けた議論を進めた。 ・ WHO の Implementation Workshop (WHO Considerations in developing a regulatory framework for human cells and tissues and for advanced therapy medicinal products) に PMDA がファシリテーターとして参加し、参加 29 カ国と共に再生医療等製品に関する規制に向けた議論を進めた。 ・ ASEAN 加盟国向けに、ヒト細胞加工製品及び遺伝子治療用製品の審査に係る PMDA-ATC ウェビナーの実施などを通じて、再生医療等製品のアジア諸国での規制の確立に向けた支援を進めた。		
	オ 日本の GxP	オ 日本の GxP 調	オ 日本の GxP 調				

	(注 10) 調査結果の相手国における受入れの推進を図ること。 (注 10) 医薬品等の非臨床試験・臨床試験の実施や製造管理・品質管理等に関する基準 (Good x Practice の略)。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度、相談制度等の機構の業務内容に関する情報発信を強化すること。 イ レギュラトリーサイエンス推進活動に関する情報発信を強化すること。	査結果の相手国における受入れ推進 ・ GLP／GCP／GMP／QMS／GCTPに関する調査に関して、実施通知や調査報告書等の情報交換を行うなどを通じ、相手国規制当局の日本での調査結果受入れに向けた環境整備を進める。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信強化 ・ 米国拠点の設置等を通じ、海外の革新的製品を開発するベンチャー企業等に対する日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信を強化する。 イ PMDA レギュラトリーサイエンス活動に関する情報発信強化	査結果の相手国における受入れ推進 ・ GLP／GCP／GMP／QMS／GCTPに関する調査に関して、実施通知や調査報告書等の情報交換を行うなどを通じ、相手国規制当局の日本での調査結果受入れに向けた環境整備を進める。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信強化 ・ 米国拠点の設置等に向け、必要な対応を着実に実施するとともに、学会・会議参加等をとおして、海外の革新的製品を開発するベンチャー企業等に対する日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信を強化する。 イ PMDA レギュラトリーサイエンス活動に関する情報発信強化	＜評価の視点＞ ・ 機構の業務内容等の世界への発信について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 複数国向けに GMP セミナーを現地で開催したほか、e ラーニング教材を提供することで、相手国規制当局での日本の調査結果受入れに向けた環境整備を進めた。 ・ OECD におけるデータ受入を通じて、GLP 結果受入を進めた。 ・ MDSAP を通じた QMS 査察報告書の受入を進めた。		
--	--	--	--	--	--	--	--

	・ 審査報告書の英訳版の作成等を通じて、機構におけるレギュラトリーサイエンス関連活動の世界への情報発信を強化する。	・ 審査報告書の英訳版の作成等を通じて、機構におけるレギュラトリーサイエンス関連活動の世界への情報発信を強化する。審査報告書の英訳については、日本が世界で初承認の製品など情報提供の意義の高いものを確実に英訳する。 ・ 海外の簡略審査制度での活用を念頭に、英訳対象とする審査報告書を適切に選択する。		・ 情報提供の意義が高い承認品目を選定し、計 40 品目の審査報告書の英訳を公表した（医薬品 28、医療機器 10、再生医療等製品 2）。 ・ 上記の情報を 3,846 人（世界各国の規制当局者を含む）に e-mail で配信した。		
ウ 日本の薬事行政に関する取組等について、実績や経験等に基づく効果的な情報発信を強化すること。 【評価における指標】 アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等複数国向けに年 5 回以上のトレーニングセミナーを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のア	ウ 日本の薬事行政に関する取組等の情報発信強化 ・ 日本の薬事規制に関する取組等について、実績や経験等に係る積極的・効果的な情報発信を強化する。	ウ 日本の薬事行政に関する取組等の情報発信強化 ・ 日本の薬事規制に関する取組等について、実績や経験等に係る積極的・効果的な情報発信を強化する。 ・ 国際学会等における講演等について、情報発信効果が高いと考えられる方策を継続的に検討し、情報発信能力を強化する。		・ 英訳対象とする審査報告書の選定においては、審査部門と調整を行い、また、二国間会合などを通じて、海外規制当局のニーズ等を聴取した上で選定を行った。 ・ 英訳対象とする審査報告書の選定においては、審査部門と調整を行い、また、二国間会合などを通じて、海外規制当局のニーズ等を聴取した上で選定を行った。 ・ 二国間の会合やシンポジウムの開催等について、積極的な情報発信を行った。 ・ 英訳した最新の通知や安全性情報などを、PMDA Updates 等を通じて、海外に向けて積極的に発信した。 ・ 情報発信効果が高いと考えられる BIO 国際会議、DIA 米国年会・欧州年会等の国際学会での講演などを通じて、日本の薬事制度等に関する情報発信を強化した。 ・ 「PMDA Updates」の読者層を国内外のベンチャー企業やアカデミア、キャピタリストまで広げ、対象者にとって有益な情報を特集した構成で、年 4 回発行とする方針を決定した。 ・ 令和 7 年度からの発行に向けて、PMDA の広報アドバイザーからの意見等も踏まえつつ、内容・構成の検討を進めた。		

ンケートにおける 受講者の満足度が 5段階評価で3 （Good）以上の割 合が延べ75%以上 を達成すること （令和4年度実績 トレーニング開催 数20回(複数国向 け9回、特定国向 け11回)、受講者 の満足度が5段階 評価で3（Good） 以上の割合 100%）。						
【目標の設定及び 水準の考え方】 アジア諸国等の規 制当局担当者を対 象としたセミナー を実施し、受講者 の満足度及び理解 度を高めることに より、日本の薬事 規制への理解促 進、日本の審査結 果の受入れ推進等 へつなげるため、 指標を設定する。 目標水準について は、前中期目標期 間中の実績等を踏 まえ、前中期目標 期間を超える水準 を設定する。						
【重要度：高】 1 医薬品・医療 機器等の迅速な審 査の実施につい て、小児用・希少疾						

病用等の未承認薬の解消やプログラム医療機器の実用化促進に向けた支援等を図りつつ、世界最速レベルの審査期間を堅持する必要がある。 2 これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュラトリーサイエンスの推進が重要である。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。 【困難度：高】 1 速やかな審査と業務の質の向上を両立させるためには、審査を効率						
---	--	--	--	--	--	--

的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、審査部門の多面的な活動によるレギュラトリーサイエンスの推進が必要であり、困難度が高い。特に、プログラム医療機器については、これまでの医療機器開発企業と異なる他業種による開発が主流となっているため、その特殊性に応じた相談・審査体制を別途構築し、開発から薬事申請へのきめ細かなガイドやサポート等を行うことが必要であり、困難度が高い。 2 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。 さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけでな						
---	--	--	--	--	--	--

	く、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。						
--	--	--	--	--	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	安全対策業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 1 副作用・不具合の情報収集、評価及び安全情報の医療現場等への迅速かつ正確な提供は市販後安全対策の骨格である。また、先駆的医薬品等指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められた結果、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも見受けられるところであり、市販後の安全対策が重要となっている。 2 これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュラトリーサイエンスの推進が重要である。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。 【困難度：高】 1 画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品・新医療機器等が増加しており、かつ我が国が他国に先駆けて承認するものもある。一方で、そうした新医薬品・新医療機器等による従来知見で想定されない副作用・不具合に対処していくためには、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門性を要する分析が求められ、困難度が高い。 2 副作用等情報をより効率的かつ着実に分析するため、今後は MID-NET[®]等のリアルワールドデータを活用した薬剤疫学的評価をより一層積極的に活用していく必要がある。リアルワールドデータを活用した薬剤疫学的評価を活用するためには、リアルワールド	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	データに基づく課題設定・課題解決を適切な手法で検証する必要がある、専門性が求められ、困難度が高い。 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけでなく、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。		
--	--	--	--

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度				6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等の掲載期間（計画値）	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表。	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表。	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表。							予算額（千円）	7,237,305				
医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等の掲載期間（実績値）	－	－	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表。							決算額（千円）	5,867,526				
国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書のホームページへの掲載期間（計画値）	2 勤務日以内に掲載。	2 勤務日以内に掲載。	2 勤務日以内に掲載。							経常費用（千円）	4,947,447				
国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書のホームページへの掲載期間（実績値）	－	－	2 勤務日以内に掲載。							経常利益（千円）	1,554,313				
アジア諸国等の規制当局の	アジア諸国等向けに年	アジア諸国等向けに年 2 回	アジア諸国等向けに年 5 回以上のトレーニングを開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が							行政コスト（千円）	4,947,447				

	担当者等への セミナー受講 の満足度（計画 値）	5 回以上の トレーニングを 開 催 し、セミナー 受講後のア ンケートに おける受 講者の満 足度が 5 段階 評 価 で 3 （Good）以 上の割合 が延べ 75% 以上を達 成。	以上のトレー ニングを開 催し、セ ミナー 受講後の アンケート における 受講者の 満足度が 5 段階 評 価 で 3 （Good） 以上の割 合が延べ 75%以上 を達成。					5 段階評価で 3（Good）以上の割合が延べ 75%以上を達成。											
	アジア諸国等 の規制当局の 担当者等への セミナー受講 の満足度（実績 値）	－	－	アジア諸 国等向け に年 9 回 のトレー ニングを 開催し、 セミナー 受講後の アンケート における 受講者の 満足度が 5 段階 評価で 3 （Good） 以上の割 合は延べ 100%。								従事人員数	240 人						

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 安全対策業務 安全対策業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止及び発生時の迅速かつ的確な対応を行うことが重要である。 また、条件付き早期承認制度、緊急承認制度（注 11）等の医薬品・医療機器等の早期承認を進める制度が整備される中、国民が安心して世界最先端の医薬品・医療機器等の恩恵を受けられるように、安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進する必要がある。 このため、以下の目標を設定する。 （注 11）緊急時において、安全性の確認	4 安全対策業務 条件付き早期承認制度、緊急承認制度など患者の治療選択の幅を広げる新薬等の早期承認を進める制度が運用される中で、市販後の安全対策は一層重要性を増している。 国民が安心して世界最先端の医薬品等の恩恵を受けられるよう、R Sに基づき、安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進するとともに、厚生労働省と密接な連携をとりつつ、以下の施策を進める。	4 安全対策業務		＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：A 各項目について業務を着実に実施し、中でも、以下のような特筆すべき成果があったことから、A 評定とする。 （安全関係） 副作用情報等の適切な収集・整理・評価については、以下のような実績があった。 - 個別症例評価にて医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例について、MID-NET[®]又はレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）により、能動的な安全性情報の収集と薬剤疫学的解析による安全性評価を行い、安全対策措置の検討に活用した。 - 年々増加する副作用等報告について、遅滞なく因果関係評価等を行い、必要に応じて安全対策措置の検討を行うとともに、副作用・不具合症例ラインリスト及び添付文書の改訂指示やその根拠を迅速に PMDA ホームページに公表した。画期的な医薬品等の安全対策においては、従来の知見で想定されない副作用・不具合に対処していくため、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門的な検討が必要となるが、いずれも迅速かつ適切に安全性評価を行い対応した。 - より効率的かつ迅速に安全対策業務を行えるようシステムの観点から方策を検討し、医薬品副作	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）	

	を前提に、医薬品・医療機器等の有効性が推定されたときに、条件や期限付の承認を与える迅速な薬事承認の制度。 （１）副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施 ① MID-NET®(注12)等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査に基づく安全性評価の推進を図ること。	（１）副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施 ア MID-NET®等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査に基づく安全性評価の推進 ・ 医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例等について、MID-NET®やレセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）等による能動的な安全性情報の収集と薬剤疫学的解析結果の安全性評価への活用により、安全対策の質の向上を図る。また、医薬品等の安全性の課題に応じて、MID-NET®、NDB等に基づく薬剤疫学調査の目標数を毎年度設定する。 ・ 製造販売後の医	（１）副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施 ア MID-NET®等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査に基づく安全性評価の推進 ・ 医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例等について、MID-NET®やレセプト情報データベース（以下「NDB」という。）を活用して安全性評価を実施し、必要に応じて安全対策措置を検討する。 ・ MID-NET®及びNDBを活用した薬剤疫学調査について27調査	＜評価の視点＞ ・ 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜その他の指標＞ ・ MID-NET®、NDBを活用した薬剤疫学調査について27調査を実施。	・ MID-NET®及びNDBを活用して安全性評価を実施し、以下の安全対策措置の検討に活用した。このうち②及び④は添付文書での注意喚起といった具体的な安全対策に貢献した。 ① ACE阻害薬による肝機能検査値異常 ② ミロガバリンベシル酸塩による腎機能検査値異常 ③ 抗血小板薬のジェネリック医薬品におけるベネフィットリスクバランスの評価 ④ 非ステロイド性抗炎症薬による心血管系事象 ⑤ COVID-19 ワクチンに関する安全性プロファイル ⑥ ポリコナゾールによる臨床検査値異常 ⑦ ロモソズマブ（遺伝子組換え）による心血管系事象 ⑧ GLP-1 受容体作動薬による肝機能障害 ・ MID-NET®を活用した薬剤疫学調査として30調査を計画し、有識者会議での審議・承認を経て利活用を開始した。 ・ また、NDBを活用した薬剤疫学調査につい	用・安全対策支援統合システムの再構築に向け、RPAを含めて整理した要件に基づき、改修を進めた。 医療関係者、患者等への安全性情報の提供については、以下のよう な実績があった。 ・ PMDA メディナビで、RMPやそれに基づく資材の新規掲載、重要な更新情報を配信するとともに、RMPに関する医療関係者向けe-ラーニングコンテンツを紹介し、利活用を推進した。 ・ 「PMDA からの適正使用のお願い」及び「PMDA 医療安全情報」の作成、並びに安全使用の徹底の再周知について合計6回、医療関係者へ安全性情報を提供した。 ・ 患者向医薬品ガイドの位置づけや提供方法、内容を見直すため、新たに外部有識者による検討会を設置して検討を開始した。 ・ 一般消費者向けイベントにブース出展し、リーフレットを配布するなどして、PMDA が患者向けの安全性情報をホームページで提供していることなどを周知した。 ・ 患者が、電子版お薬手帳の処方薬剤情報から PMDA ホームページに掲載された一般向けの医薬品情報に容易にアクセスできるようにシステムを改修した。 ・ 医療機器の電子化された添付文書を XML 形式で掲載するために、医療機器情報提供システムを改修した。 ・ 関連団体等と協力し、RMPを含む安全性情報の位置づけやその利活用について学会や研修会で講演等の実施した。 （RS 関係）	
--	--	--	--	--	---	---	--

		薬品で懸念される安全性の事項に対して、薬剤疫学調査の活用推進を図るため、人材の育成等、体制の強化を行う。	を実施する。		でも計画し、実施した。	審査と同様。 <
--	--	--	--------	--	-------------	---

			適切な薬剤疫学調査の促進のため、審査部門で実施する薬剤疫学相談について、アウトカム定義のバリデーションに関するガイドライン（製造販売後データベース調査で用いるアウトカム定義のバリデーション実施に関する基本的考え方）等に基づき適切に協力するとともに、審査の過程において医療情報データベースを活用した調査の実施を検討する際にも適切に協力する。		ーション実施に関する基本的考え方」に基づき、疫学相談等で個別品目に関する助言を行った。また、承認審査品目における医療情報データベースの活用可能性について検討し、審査関係部に情報を提供した。	
	② 副作用・不具合報告の迅速な整理・評価を実施すること。	イ 増大する副作用・不具合報告の迅速な整理・評価の実施 ・ 増大する副作用・不具合報告を迅速に整理し、評価するため、当該業務へのIT技術の活用（DXの推進）による質の向上と効率化について検討する。	イ 増大する副作用・不具合報告の迅速な整理・評価の実施 ・ 企業からの副作用・不具合等の報告を適切に受け付け、整理を行う。		・ 医薬品副作用・安全対策支援統合システム等の円滑な運用を行い、医薬品副作用・感染症報告について約60万件を受け付けた。これらのうち国内の医薬品副作用・感染症報告は約7万件であった。 ・ 医療機器不具合・感染症報告について約32万件を受け付けた。これらのうち国内の医療機器不具合・感染症報告は約3万4千件であった。 ・ 再生医療等製品の不具合・感染症報告について、約6千件を受け付けた。これらのうち国内の再生医療等製品の不具合・感染症報告は約千百件であった。	

			・ 医薬品副作用・安全対策支援統合システムについて、安全対策業務の効率化に資するよう、システム再構築を進める。 ・ 医薬品副作用・安全対策支援統合システム等の円滑な運用を行うとともに、ICHやISO等における検討状況も踏まえ、必要に応じて、医薬品識別（IDMP）の剤形コード等の本格実装に向けて、業界と調整対応を進める。 ・ 薬機法改正による医薬品の治験副作用報告の変更に伴う市販後副作用報告との重複報告について、厚生労働省等と連携しながら、解消を目指す。 ・ 大量の副作用・不具合報告データを効果的、効率的に評価・処理する方法（IT技術の活用等）について、厚生労働科学研究の成果なども活用しつつ、今後の研究課題を整理する。また、大量の薬局ヒヤリ・ハットデータをAIを活用して評価する		・ 医薬品副作用・安全対策支援統合システムについて、より効率的かつ迅速に安全対策業務を行えるようシステムの観点から方策を検討し、システム再構築に向けRPAを含めて整理した要件に基づき、改修を進めた。 ・ 医薬品識別（IDMP）の剤形コード等の本格実装に向け令和3年度に改修した医薬品副作用・安全対策支援統合システムについて、さらなる検討・調整を進めた。 ・ 薬機法改正による医薬品の治験副作用報告の変更に伴う市販後副作用報告との重複報告について、厚生労働省等と連携しながら、解消方策を検討した。 ・ 外部研究機関との共同研究において構築した薬局ヒヤリ・ハット事例にかかるAI評価モデルによる事例のスクリーニングを試行的に導入し、業務効率化を図った。引き続きAI評価モデルによる試行的なスクリーニングを継続する。	
--	--	--	--	--	---	--

			方策について、これまでの検討結果を踏まえ、試行的に実務に導入し、引き続き本格導入の適否を検討する。 ・ 医薬品副作用・感染症報告、医療機器不具合・感染症報告、再生医療等製品不具合・感染症報告の国内の全症例について、因果関係評価や報告内容の確認などの精査を、原則として報告受付の翌勤務日中に行う。 ・ 不具合報告システムについて、迅速な安全対策に繋がるよう、不具合用語集のデータ活用等の機能改善、ユーザーの意見を踏まえた利便性向上のための機能改善等の検討を引き続き行う。 ・ 再生医療等製品の患者登録システムについて必要な協力を行う。		・ 国内の医薬品副作用・感染症報告、医療機器不具合・感染症報告、体外診断用医薬品の副作用報告、再生医療等製品不具合・感染症報告の全症例について、精査（因果関係評価又は報告内容の確認）を、原則として翌勤務日中に実施した。 ・ 医療機器不具合用語集の改版にあわせたアップデートを行うなど、利用者からの問合せ等も踏まえて、医療機器不具合報告受付システムの整備を行い、当該システムおよび関連するツールの修正等を実施した。 ・ 再生医療等製品の患者登録システムの関連学会への移管及び安定的運用に協力した。 ・ プログラム医療機器の承認を取得している製造販売業者 14 社に対し、不具合報告受付システムの登録に向けた指導を行った。		
--	--	--	---	--	--	--	--

・ 副作用・不具合等情報を適切に評価し、添付文書改訂等の安全対策措置立案を迅速に行う。なお、安全対策措置

・ プログラム医療機器について、不具合報告制度に不慣れな企業に対する助言を行う等、不具合報告を効果的に

		立案の検討開始から決定までの期間の短縮を図る。 ・ プログラム医療機器等の多様な医療機器及び体外診断用医薬品の製品特性に応じた情報収集を行う。	収集するための方策を検討する。 ・ 体外診断用医薬品の製品特性を踏まえた情報収集について、検討する。 ・ 副作用・不具合等情報を適切に評価し、添付文書改訂等の安全対策措置を迅速に行う。 ・ 安全対策措置立案の期間短縮に向けた検討のため、機構から製造販売業者に添付文書の改訂の要否について照会し、かつ厚生労働省からの使用上の注意の改訂指示に関する通知により添付文書の改訂を指示した案件について、進捗状況を把握する。 ・ 薬機法に基づく医療機関からの副作用、不具合等報告について、電子報告の受付システムによるものも含め、適切に受け付け、整理する。 ・ 医療機関からの医薬品の副作用報告、医療機器の不具合報告のうち調査が必要と判断した全ての報告について		・ 体外診断用医薬品の情報収集に関して、厚生労働科学研究「体外診断用医薬品に係る安全対策のあり方に関する研究」に協力した。 ・ 企業からの添付文書改訂相談等に関して、医薬品 914 件（うち体外診断用医薬品 234 件）及び再生医療等製品 11 件の相談について、内容を精査し、迅速に対応した。 ・ 医療機器については、添付文書改訂相談 253 件、企業が自主的に提供する安全性情報等に係る相談 58 件において、内容を精査し、迅速に対応した。 ・ 厚生労働省からの使用上の注意の改訂指示に関する通知により添付文書の改訂を指示した医薬品 149 成分及び再生医療等製品 5 成分の案件について、進捗状況を把握し、適時適切な添付文書改訂を行った。 ・ 報告された副作用等情報を適切に評価し、添付文書改訂等の安全対策措置を速やかに講じた。 ・ 電子報告の受付システムを安定的に稼働させ、電子報告によるものも含めて、医療機関からの副作用、不具合等報告を適切に受け付け、整理した。 ・ 医療機関からの医薬品の副作用報告について約 8 千件を受け付け、うち PMDA 調査対象は 2,557 件であった。これらのうち調査が必要と判断した報告について、フォローアップ調査を実施した。 ・ 医療機関からの医療機器に係る不具合報告		
--	--	--	--	--	--	--	--

		れる全ての報告について実施する。 ・ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による副反応疑い報告の詳細調査を、個人情報の取扱いに留意した上で実施し、ワクチンの安全性確保のために必要な整理・調査を行う。 ・ 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）による特定臨床研究実施者からの疾病等報告について、必要な整理・調査を行う。 ・ 医薬品リスク管理計画（以下「RMP」という。）に基づき、「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、相談・指導を実施する。	てフォローアップ調査を実施する。 ・ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく医療機関からの副反応疑い報告について、電子報告の受付システムによるものも含め、適切に受け付け、整理する。 ・ 予防接種法に基づく副反応疑い報告について、個人情報取扱いに留意した上で詳細調査を実施し、厚生労働省に提供する。 ・ 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）に基づく特定臨床研究実施者からの疾病等報告を適切に受け付け、整理し、厚生労働省に報告する。 ・ 医薬品リスク管理計画（以下「RMP」という。）に規定されている「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、相談・指導を行う。 ・ 医療機器製造販	を端緒として、周辺情報の収集等を行い、厚生労働省と連携して、必要な安全確保措置の実施について対応を進めた。フォローアップ調査に至った案件はなかった。 ・ ワクチン副反応疑い報告について、電子報告によるものも含めて、約 6 百件を受け付け、うち PMDA 調査対象は 11 件であった。これらのうち調査が必要と判断した報告について、フォローアップ調査を実施した。 ・ 副反応疑い報告のデータ集計及び個別症例評価を実施し、ワクチンに係る厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）及び薬事審議会（薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会）の資料として遅滞なく厚生労働省に提出した。 ・ 疾病等報告 20 件（医薬品 19 件、医療機器 1 件）を受け付け、厚生労働省に報告した。PMDA 調査対象は、医薬品の 13 件であった。これらのうち調査が必要と判断した報告について、フォローアップ調査を実施した。 ・ 新医薬品等の承認審査過程において照会事項を送付して申請者と議論しつつ、審査終了までに医薬品リスク管理計画（以下「RMP」という。）を確認した。また、RMP に規定されている医薬品安全性監視活動及びリスク最小化活動が適切に実施されるよう指導した。 ・ 令和 6 年度において、医療機器の条件付き		
--	--	--	---	---	--	--

			売後リスク管理計画が策定される医療機器の早期承認品目について、「市販後の安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、相談・指導を行う。 - 副作用報告等を適切に評価し、製造販売業者に対して RMP の適切な更新を指導する。 - 医薬品・医療機器等の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。		早期承認品目として承認された品目はなかった。 - 副作用報告等を適切に評価し、製造販売業者に対して RMP の適切な更新を指導した。 - 医薬品・医療機器等の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応した。		
	③ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進を図ること。	ウ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進 医療機関及び職能団体に対して、医療機関報告の重要性及び報告に際しての留意事項について普及・啓発を実施するとともに、電子的な報告を推進し適時適切な報告の増加を図る。	ウ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進 医薬関係者に対して、医療機関報告の充実・増加を促すため、報告の重要性や報告に際しての留意事項や電子的な報告に関する広報活動等を行う。また、効率的かつ効果的に安全性情報を収集するため、副作用報告の質の向上に関する国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究		- 医療機関報告の充実・増加を促す講演について、依頼元の要望に応じて、オンラインと対面でそれぞれ8回行った。 - 電子報告の受付システムの周知を図るため、医薬関係者にターゲティングした WEB 広報を実施するとともに、医薬関係者向けの複数の学会にブース出展し、対面での広報を実施した。 - 効率的かつ効果的な安全性情報の収集に資するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究班「医薬関係者による副作用報告の質向上に向けた情報連携のあり方の研究」に協力した。 - 電子カルテからの効率的かつ効果的な副作用等報告を実施可能とする基盤の構築に資する		

	④ 患者からの副作用情報の安全対策への活用を図ること。 (注12)機構が運営する医療情報データベースシステムのこと。協力医療機関が保有する電子的な医療情報を収集、分析システムを構築し、安全対策への利活用を進める。	エ 患者からの副作用情報の安全対策への活用 患者からの副作用報告の促進を図るとともに、個人情報の取扱いに十分留意の上、必要に応じてフォローアップ調査を実施し、安全性評価に活用する。	エ 患者からの副作用情報の安全対策への活用 - 患者からの副作用報告については、個人情報の取扱いに十分留意した上で、厚生労働省と連携して国民への周知を行う。 - 患者からの副作用報告を適切に受け付け、整理する。 - 患者からの副作用報告について、フォローアップが必要な報告については調査も実施した上で、安全対策に活用する。 - 患者等からの副作用情報収集源としてのソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用可能性について引き続き検討を行う。	＜評価の視点＞ 医療関係者、患者及び一般消費者への安全性情報の提供等について、中期計	ため、厚生労働科学研究費補助金「ICT 技術を利用した新規安全性情報報告の基盤構築に資する研究」に協力した。 - 患者副作用報告を促進するために、スマートフォンによる報告の利用環境を整備して、報告方法を改善するなどのシステム改修（令和5年度）を行った。 - 上記を踏まえ、令和6年度は専用のロゴ及びキャラクターを新規作成するとともに、一般向け及び医薬関係者向けの案内資材及びシステム操作マニュアルの作成を行った。 - 関連するPMDA ホームページやバナーの刷新、SNS 配信により国民への周知を行った。 - 患者副作用報告として約 200 件を受け付けた。それらのうちフォローアップが必要な報告については、調査も実施した上で全ての報告について評価し、安全対策措置を検討する際の情報のひとつとして活用した。 - SNS を医薬品安全対策の一環として活用するための調査について、令和6年度調査報告書をホームページに公表した。		
	(2) 医療関係者並びに患者及び一般消費者への安全性情報の提供と講じ	(2) 医療関係者、患者及び一般消費者への安全性情報の提供と講じた	(2) 医療関係者、患者及び一般消費者への安全性情報の提供と講じた				

	た安全対策措置のフォローアップ ① 最新の電子化された添付文書の確実な提供を図ること。	安全対策措置のフォローアップ ア 最新の電子化された添付文書の確実な提供 各種情報提供システムの安定的な運用を図り、医療関係者に対し最新の電子化された添付文書を確実に提供する。	安全対策措置のフォローアップ ア 最新の電子化された添付文書の確実な提供 医薬品医療機器情報提供システム等情報提供にかかる各種システムの安定運用を図り、引き続き、PMDAホームページメンテナンス時等であっても電子化された添付文書が継続してGS1バーコードから閲覧できるようにする。	画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
	② 一般消費者や患者に必要な情報を分かりやすい形で発信するなど、リスクコミュニケーションの強化を図ること。	イ リスクコミュニケーションの強化 - 医薬品・医療機器等を安全にかつ安心して使えるよう、一般消費者や患者からの相談業務を実施する。 - 一般消費者向け医薬品に関する知識や理解の向上を目的としたシンポジウムを継続的に開催するなど、一般	イ リスクコミュニケーションの強化 - 医薬品・医療機器等を安全にかつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器等に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。 - 医薬品に関する知識や理解の向上を目的とした一般消費者向けの情報発信を効果的・継続的に行うために、シ		医薬品医療機器情報提供システム等の各種システムの安定運用を図り、PMDA ホームページメンテナンス時などであっても、電子化された添付文書が継続してGS1バーコードから閲覧できるよう対応した。		
					- 相談窓口の周知を図るとともに、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を引き続き実施した。 - 相談件数は、医薬品相談 10,853 人（16,049 件）、医療機器相談 179 人（218 件）であった。（令和 5 年度：医薬品相談 12,741 人（17,090 件）、医療機器相談 317 人（352 件）） - 一般国民向けの情報をわかりやすく発信するために、PMDA ホームページの改善に向けた検討を進めた。 - 患者向医薬品ガイドの位置づけや提供方法、内容を見直すため、新たに外部有識者による検討会を設置して検討を開始した。		

		消費者向けの情報発信を強化する。 - 厚生労働省と連携し、電子版お薬手帳等を介して、患者に必要な情報を分かりやすく発信するなど、情報提供の充実を図る。 - 患者向医薬品ガイド、RMPに基づく患者向け説明資料などの一般消費者向けの医薬品・医療機器等の安全性に関する情報について、ホームページへの掲載を促進し、情報提供の充実及び利用推進を図る。 - 患者会との連携による情報提供等の充実を図る。	シンポジウムの開催やホームページのさらなる活用など、より良い情報提供方法について引き続き検討を行う。 - 厚生労働省と連携し、電子版お薬手帳等を介して、患者に必要な情報を分かりやすく発信するなど、情報提供の充実を図る。 - 患者向医薬品ガイド、RMPに基づく患者向け説明資料など、患者向けの安全性情報をホームページで提供していることを一般消費者に対して周知し、当該情報の利用推進を図る。 - 希少疾患や難病等の患者への情報提供の充実方策として、患者会と連携した情報提供、情報収集への取り組みを行うとともに、その拡充を図る。		- 一般消費者向けのイベントにブース出展し、リーフレットを配布するなどして、PMDAが患者向けの安全性情報をホームページで提供していることなどについて周知した。 - 患者が、電子版お薬手帳の処方薬剤情報等から PMDA ホームページに掲載された一般向けの医薬品情報に容易にアクセスできるよう、システムの改修を行った。 - 患者向医薬品ガイド、RMP に基づく患者向け資料、患者向けの重篤副作用疾患別対応マニュアル等について、引き続き PMDA ホームページに掲載し情報提供を行った。なお、患者向医薬品ガイドについては、新規作成 48 件、更新 338 件（いずれも後発品を含む）、ワクチンガイドについて、新規作成 8 件、更新 27 件の対応を行った。 - 日本ライソゾーム病患者家族会協議会との試行的連携の一環として、患者会主催のシンポジウムに PMDA 職員が参加し意見交換等を実施した。 - また、新たに「特定非営利活動法人全国ポンペ病患者と家族の会」と連携を開始するための調整を進めた。		
③ RMP（注 13）を含む安全性情報の医療現場における更なる活用推進を図ること。	ウ RMPを含む安全性情報の医療現場における更なる活用推進 医療関係者における安全性情報の利活用を推進するため、注意事項等情報の構造化（XML	ウ RMPを含む安全性情報の医療現場における更なる活用推進 医療関係者における安全性情報の利活用を推進するため、医療機器の注			安全性情報の利活用推進に向け、医療機器の電子化された添付文書を XML 形式で掲載するために、医療機器情報提供システムの改修を行った。		

薬品リスク管理計画書（Risk Management Plan）の略）。	化等）の対象について、医療機器等への拡大を検討する。 ・ 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）について、関係機関の協力を得て登録を推進し、更なる普及を目指す。 ・ 医療現場における安全性情報の入手・活用状況を調査し、情報提供業務の改善を検討するとともに、医療機関等における安全性情報の活用策等を情報提供する。 ・ 厚生労働省、職能団体等の協力を得て、RMPやRMPに基づく資材の具体的な活用方法を示すなど、医療機関等における効果的な利活用を推進する。	造化（XML化等）を進めるとともに、情報構造化の対象拡大を検討する。 ・ 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）及びマイ医薬品集作成サービス（医療用医薬品添付文書一括ダウンロードサービスを含む）について、厚生労働省や関係機関の協力を得て更なる普及を図る。 ・ 令和4年度に実施した「病院・薬局における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査」の結果を踏まえ、安全性情報が医療現場で適切に活用されるための方策について、関連団体等と協力して学会や研修会等における講演、会報誌への掲載等による周知を行う。 ・ 医療現場においてRMPやRMPに基づく資材が適切に活用されるよう、RMPの作成等の情報を、医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）により速やかに提供するとともに、職能団体等		・ PMDA メディナビの周知を図るため、リーフレットを最新の情報に更新するとともに内容を見直し、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士の免許交付時などに配布した。 ・ 日本医師会等の職能団体や学会の協力のもと、講習会や学術集会において、PMDA メディナビのリーフレットの設置、幕間スライドの映写、受講者向けサイトへの Web ポスター及びリーフレットの掲載を行った。 ・ 令和6年度末の PMDA メディナビ登録件数：222,907 件（令和5年度末：215,463 件） ・ 令和4年度に実施した「病院・薬局における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査」の結果を基に、関連団体等と協力し、RMP を含む安全性情報の位置づけやその利活用について学会や研修会で講演を行った。また、機関誌に記事を掲載し周知を図った。 ・ RMP とそれに基づく医療関係者及び患者向け資材を、引き続き PMDA ホームページに掲載した。令和6年度末現在、634 件の RMP を公表しており、うち資材付の RMP は 382 件である。 ・ PMDA メディナビで、RMP やそれに基づく資材の重要な更新情報を配信するとともに、RMP に関する医療関係者向け e-ラーニングコンテンツを紹介し、RMP 及びそれに基づく資材の利活用推進を図った。		
---	--	--	--	---	--	--

		と協力しながら、e-ラーニング動画の周知等、RMPの位置づけの理解促進に引き続き取り組む。 副作用報告、医療事故等の情報の評価を基に、必要なものについて、「PMDAからの適正使用のお願い」、「PMDA医療安全情報」を作成し、ホームページにおいて情報提供を行う。	と協力しながら、e-ラーニング動画の周知等、RMPの位置づけの理解促進に引き続き取り組む。 副作用報告、医療事故等の情報の評価に基づき、「PMDAからの適正使用のお願い」及び「PMDA医療安全情報」の作成、並びに安全使用の徹底の再周知を合わせて年間5回以上行うとともに、これらの情報のより効果的な周知方法について検討を行う。	＜その他の指標＞ 「PMDAからの適正使用のお願い」及び「PMDA医療安全情報」の作成、並びに安全使用の徹底の再周知を合わせて年間5回以上の実施。	＜その他の指標＞ 「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」2報、「PMDA医療安全情報」4報を作成し、ホームページに掲載の上、PMDAメディアナビで配信した。 - 医薬品等に関する医療事故やヒヤリ・ハット事例について、包装・表示等「モノ」の観点から安全対策の必要性を検討し、検討結果を報告するとともに、これまでに「PMDA医療安全情報」で注意喚起をしているにもかかわらず、同様の事例が繰り返し報告されているものについては安全使用徹底の再周知として取りまとめのうえ、PMDAメディアナビで5報配信した。 - 医薬品安全管理責任者講習会等で、「PMDA医療安全性情報」などの情報を各施設内の必要な部署に届けていただくよう周知した。		
		- 医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等について、報告から4か月以内にラインリストとして公表する。 - 医薬品等の添付文書改訂の指示について、指示書の発出から2勤務日以内にホームページに掲載する。 - 医療用医薬品・医療機器等の添付文書改訂の根拠となった症例など、副作用・不具合症例に	- 医薬品・医療機器・再生医療等製品の副作用・不具合情報等について、報告から4か月以内にラインリストとして公表する。 - 医薬品、医療機器、再生医療等製品の添付文書改訂の指示について、指示通知の発出から2勤務日以内にホームページに掲載する。 - 医療用医薬品・医療機器等の添付文書改訂の根拠（調査報告書）について迅速に公表を行う。	＜主な定量的指標＞ - 医薬品等の副作用・不具合情報等について、報告から4ヶ月以内にラインリストとして公表。 ＜主な定量的指標＞ - 医薬品等の添付文書改訂の指示について、指示通知の発出から2勤務日以内にホームページに掲載。	＜主な定量的指標＞ - 医薬品の副作用報告、医療機器及び再生医療等製品の不具合報告等について、それぞれ約6万7千件、約2万8千件及び約7百件を報告から4ヶ月以内にラインリストとしてPMDAホームページに公表した。 ＜主な定量的指標＞ - 添付文書改訂の指示通知の発出時には、発出から2勤務日以内にホームページに掲載し、PMDAメディアナビで配信した。 ＜主な定量的指標＞ - 医療用医薬品等の添付文書改訂の根拠について、改訂の指示通知の発出と同日に公表した。		

	（３）審査部門及び救済部門との連携 ① 市販後安全対策の視点で審査時の安全性評価・リスク管理計画の策定等を行うとともに、審査時の論点を市販後安全対策に活かすことで、審査段階から製造販売後までの一貫した安全対策につながるよう、審査部門との連携を図ること。 ② 救済業務における請求事例について、個人情報に十分配慮しつつ、安全対策に活用できるよう、救済部門との連携を図ること。 【評価における指標】 １ 医療機関からの医薬品・医療機器等の副作用・不具合報告に係るフォローアップ調査について、調査が必要と判断される全ての報告に対して実施すること。 ２ 医薬品、医療機	係る情報を提供する。 （３） 審査部門及び救済部門との連携 ・ 医薬品、医療機器等に係るリスクマネージャーを審査分野に応じて配置すること等により、審査部門との連携による審査段階から製造販売後までの一貫した安全対策を実施する。 ・ 救済業務における請求事例について、個人情報に十分配慮しつつ、安全対策業務に活用する。	（３） 審査部門及び救済部門との連携 ・ 審査分野に応じて配置したリスクマネージャーを通じて、新医薬品の承認審査終了までに、新薬審査部門、ＲＳ部門と安全部門が連携して申請者と議論を行い、ＲＭＰを確認する。 ・ 医療機器に係るリスクマネージャーを通じて、審査部門との連携体制を強化する。 ・ 救済部門と定期的な連絡会を開催すること等を通じ、個人情報に十分配慮しつつ、救済業務における救済事例の安全対策業務に活用する。	＜評価の視点＞ ・ 各部門との連携について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 新薬審査の各チームに対応して、１７名のリスクマネージャーを配置し、新薬審査部門と安全部門が連携して、承認審査中の品目に関するＲＭＰについて安全性検討事項及び有効性に関する検討事項の特定、安全性監視活動、有効性に関する調査・試験及びリスク最小化活動を適切に設定した。 ・ 医療機器審査の各チームに対応して、３名のリスクマネージャーを配置し、審査部門と安全部門との連携体制を強化した。 ・ 毎月定期的に、安全・救済連絡会を開催し、安全部門と救済部門との情報共有を図り、救済請求事例について、４件の使用上の注意の改訂に活用した。		
--	--	---	---	---	--	--	--

器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条の 10 の規定に基づき報告された医薬品・医療機器等の副作用・不具合情報等を報告から 4 か月以内にラインリストとして公表すること。						
3 国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書について、発出から 2 日以内にホームページに掲載すること。						
【目標の設定及び水準の考え方】 医薬品・医療機器等の副作用・不具合情報等の収集並びに評価及びその結果に基づく安全対策の措置が迅速かつ確実に実施されるための指標として設定する。目標水準については、画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品・新医療機器等が増加する中で、前中期目標期間の水準を維持し続けることが重要であることから、前中期目標期間と同様の水						

	準を設定する。 (4) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上 ① 人材力の強化 ア 包括的連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用し、臨床現場等の状況を理解した人材を育成すること。 イ レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材を育成すること。 ② 科学的エビデンスの充実・強化 ア 研究へのエフォート増加等による、組織としての研究遂行能力の強化を図ること。 イ 審査及び相談上の課題を組織の検討課題として集約し、部門横断的に検討できる体制を確立すること。 ③ 発信力の強化 レギュラトリーサイエンス研究の成果を英語論文、報告書等として発信す	(4) RSの推進による業務の質の向上 ア 人材力の強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 イ 科学的エビデンスの充実・強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ウ 発信力の強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。	(4) RSの推進による業務の質の向上 ア 人材力の強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 イ 科学的エビデンスの充実・強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ウ 発信力の強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。				
--	---	---	---	--	--	--	--

	ること。 ④ 医療情報の更なる活用への貢献 ア MID-NET®のデータ規模の拡充及び利便性の更なる向上を図ること。	エ 医療情報の更なる活用へ貢献 ① MID-NETの利便性の更なる向上 製薬企業等との意見交換を通じて利活用者のニーズを把握するとともに、利活用促進に資する利便性の向上やデータ規模の拡充に向けた検討及び安定運営に向けた見直しを積極的に実施する。	エ 医療情報の更なる活用へ貢献 ① MID-NETの利便性の更なる向上 - 製薬企業等との意見交換を通じて MID-NETの利活用者のニーズを把握するとともに、利活用者の利便性向上策を検討する。 - データ規模の拡充に対応するために必要なデータの管理方法及びシステム基盤を検討する。 - MID-NETの安定運営に向け、運営方法の見直しを継続的に実施する。	＜評価の視点＞ 医療情報の更なる活用について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
	イ 医療情報の標準化、品質管理等に関する情報を発信すること。 【評価における指標】 外部との意見交換や研修等の人材力の強化に資する機	② 医療情報の標準化、品質管理等に関する情報発信 MID-NETの構築・運営時に得られた標準化、品質管理等に関する技術・知見を積極的に情報発信する。	② 医療情報の標準化、品質管理等に関する情報発信 説明会等において MID-NETの構築・運営時に得られた標準化、品質管理等に関する技術・知見を積極的に		- MID-NET®の正しい理解及び利活用を促進するため、MID-NET update(約 430 名)、MID-NET に関する説明会(約 60 名)、ユーザー会(約 30 名)を開催した。また、これらの会を通して、製薬企業等のニーズの把握した。 - 製薬企業等からのニーズを踏まえ、オンサイトセンターの Web 予約を開始し、利活用者の利便性を向上させた。また、MID-NET の利活用に関するガイドラインの改定等、運用改善を行い、MID-NET の利便性向上に向けた取り組みに関するお知らせ文書(3 通)を関係団体向けに通知した。 - システムの次期リプレイスに向けて、必要となるサーバー容量等の調査を行った。 - MID-NET の品質管理・標準化やシステム等の管理について、年間スケジュールに基づき計画的に実施し、各拠点での課題を着実に解消し、令和 6 年 12 月時点で 830 万人超の患者データ集積を完了し、360 項目以上の臨床検査結果等の標準コードについて、全拠点で更新が完了した。 - MID-NET の構築・運営時に得られた標準化、品質管理等に関する技術・知見について、積極的に情報発信するために、当該技術や知見を紹介する動画を作成した。		

	会の充実を図り、レギュラトリーサイエンスの推進に向けた環境整備及び体制の確立を行うこと。 また、製薬企業からのニーズの聴取等を行い、MID-NET®の利活用者の利便性の向上及び安定運営に向けた検討・見直しを行うこと。 【目標の設定及び水準の考え方】 人材力と科学的エビデンスの強化及び医療情報の更なる活用により、市販後安全対策の質の高度化及び効率化を図るため、指標を設定する。		情報発信する。				
	(5) 国際化の推進	(5) 国際化の推進	(5) 国際化の推進				
	① 国際的リーダーシップの発揮	① 国際的リーダーシップの発揮	① 国際的リーダーシップの発揮				
	ア 国際的なリーダーシップを獲得すること。	ア 多国間交渉・会議の戦略的な活用による国際的なリーダーシップの獲得 ・ 審査と同様の取組を実施する。	ア 多国間交渉・会議の戦略的な活用による国際的なリーダーシップの獲得 ・ 審査と同様の取組を実施する。				
	イ 規制調和活動の積極的な推進を	イ 規制調和活動の積極的推進	イ 規制調和活動の積極的推進				

	図ること。 ② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化 ア 欧米、アジア諸国等との連携強化を図ること。 イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識及び経験の提供活動を強化すること。 ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法の受入れ推進を図ること。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度、相談制度等の機構の業務内容に関する情報発信を強化すること。	・ 審査と同様の取組を実施する。 ② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化 ア 欧米・アジア諸国等との連携強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識・経験の提供活動を強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法の受入れ推進 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信強化	・ 審査と同様の取組を実施する。 ② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化 ア 欧米・アジア諸国等との連携強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識・経験の提供活動を強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法の受入れ推進 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信強化				
--	--	---	---	--	--	--	--

	イ レギュラトリーサイエンス推進活動に関する情報発信を強化すること。	・ 審査と同様の取組を実施する。	イ PMDA レギュラトリーサイエンス活動に関する情報発信強化	・ 審査と同様の取組を実施する。				
	ウ 日本の薬事行政に関する取組等について、実績や経験等に基づく効果的な情報発信を強化すること。 【評価における指標】 アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等複数国向けにおいて年５回以上のトレーニングセミナーを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が５段階評価で３（Good）以上の割合が延べ 75%以上を達成すること。	ウ 日本の薬事行政に関する取組等の情報発信強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。	ウ 日本の薬事行政に関する取組等の情報発信強化	・ 審査と同様の取組を実施する。				

【目標の設定及び水準の考え方】 アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、受講者の満足度及び理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受入れ推進等へつなげるため、指標を設定する。目標水準については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ、前中期目標期間を超える水準を設定する。 【重要度：高】 1 副作用・不具合の情報収集、評価及び安全情報の医療現場等への迅速かつ正確な提供は市販後安全対策の骨格である。また、先駆的医薬品等指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められた結果、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも見受けられるところであり、市販後の安全対策が重要となっている。						
--	--	--	--	--	--	--

2	これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュラトリーサイエンスの推進が重要である。						
3	日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。						
	【困難度：高】						
1	画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品・新医療機器等が増加しており、かつ我が国が他国に先駆けて承認するものもある。一方で、そうした新医薬品・新医療機器等による従来 of 知見で想定されない副作用・不						

具合に対処していくためには、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門性を要する分析が求められ、困難度が高い。						
2 副作用等情報をより効率的かつ着実に分析するため、今後は MID-NET [®] 等のリアルワールドデータを活用した薬剤疫学的評価をより一層積極的に活用していく必要がある。リアルワールドデータを活用した薬剤疫学的評価を活用するためには、リアルワールドデータに基づく課題設定・課題解決を適切な手法で検証する必要があり、専門性が求められ、困難度が高い。						
3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけ						

	でなく、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。						
--	--	--	--	--	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	機構の役割及び社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築、優秀な人材の確保・育成の推進、業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動、薬害の歴史展示コーナーの運営、情報システムの整備及び管理、セキュリティの確保、人事に関する事項、その他		
当該項目の重要度、困難度	機構の役割及び社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築 【重要度：高】 組織の拡大に伴い、拡大した組織を適切に運営するためのガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	審査報告書の英訳の掲載（計画値）	年 40 品目	年 40 品目	年 40 品目					
	審査報告書の英訳の掲載（実績値）	－	－	年 40 品目					
	「PMDA Updates」の登録者数（計画値）	年間 200 人の新規登録	年間 100 人の新規登録	年間 200 人の新規登録					
	「PMDA Updates」の登録者数（実績値）	－	－	年間 345 人の新規登録					
	英訳した「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」、「使用上の注意の改訂指示情報」を日本語版と同日にホームページへ掲載（計画値）	95%以上	95%以上	95%以上					
	英訳した「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」、「使用上の注意の改訂指示情報」	－	－	100 % （ 153/153 件）					

	を日本語版と同日に ホームページへ掲載 (実績値)								
--	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構は、平成16年4月に発足し、これまで計画的に体制整備を図ることで、審査におけるドラッグラグ等の解消のための審査迅速化や相談業務の充実などの諸課題について、着実に成果を挙げてきた。 今後、急速に拡大した組織規模に相応しいガバナンスの強化とITなど専門人材の確保・育成の推進に取り組み、業務の質の向上や一層の効率化を図り、社会から期待される役割を果たすことを目指す。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	＜評価の視点＞ ・ ガバナンス・コンプライアンス体制の構築について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B 実績欄の記載のとおり、定量的指標も目標を上回っており、組織ガバナンス体制の見直しやリスク管理に関する見直し等、PMDAの業務運営の向上に取組み、確実に成果を出していることから、B評価とする。 ＜課題と対応＞ 今後も適切な組織運営を行い、ガバナンスを機能させ、DX等の活用により効率化を図っていく。 リスク管理を適切に行い、リスクを未然に防ぐとともに、仮にリスクが発生したとしても適切に対応できる組織としていく。	評定	
			＜評定に至った理由＞					
			＜今後の課題＞ (実績に対する課題及び改善方策など)					
							＜その他事項＞ (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)	

	① 理事長が意思決定を迅速かつ的確に行うことができるとともに、拡大傾向にある組織を適切に運営するためのガバナンス体制を確保するため、管理部門を強化すること。	・ 経営企画部門を適切に機能させることにより、理事長が意思決定を迅速かつ的確に行うことができるようにするとともに、その内容が組織内に徹底されるよう組織運営を行う。また、拡大傾向にある組織を適切に運営するためのガバナンス体制を確保するため、管理部門を強化する。	・ 経営企画部門を適切に機能させることにより、理事長が意思決定を迅速かつ的確に行うことができるようにするとともに、その内容が組織内に徹底されるよう組織運営を行う。また、外部専門人材の登用を進めるなど、ガバナンス体制の強化を図る。	・ 理事長が意思決定を迅速かつ的確にできるよう、各課題等について経営企画部及びBPR・DX 推進室がサポートした。また、PMDA の業務運営の連絡調整が円滑に行えるようにするため、部長級以上で組織する「幹部会」を、令和6年度も引き続き、定期的（原則週1回）に開催し、理事会で決定された重要な方針等の連絡共有等を行った。 ・ 外部専門人材として、社労士の資格を有する者や社会保険実務等に精通した者を採用し、ガバナンス体制の強化を図った。		
	② 組織として環境の変化等に的確かつ柔軟に対応するため、目標達成に向けた業務の進捗管理を徹底すること。	・ 機構が組織として環境の変化等に的確かつ柔軟に対応するため、目標達成に向けた業務の進捗管理を徹底し、計画に沿った業務運営を着実に行う。	・ 理事長が、経営上重要な意思決定に向け、直接、業務の進捗状況を把握し、必要な指示を行う際の判断に資するため、理事会において、財政状況の確認やリスク管理を含め、主要業務の進捗状況等の確認や法人運営全般に関する議論、業務遂行上の問題点等の議論を受けて決定を行う。 ・ 機構が組織として環境の変化等に的確かつ柔軟に対応するため、目標達成に向けた業務の進捗管理を徹底し、計画に沿った業務運営を着実に行う。 ・ 業務運営の効率	・ 組織のガバナンス体制を確立するため、理事長をサポートする会議体である理事会において、業務運営の基本方針、組織の改廃、業務運営に関する重要事項、財政状況の確認（措置）、人事上の重要な事項、大規模なシステム投資案件等を審議しており、より内部統制を利かせる会議体とした運用を引き続き行った。 ・ 理事会において、毎月1回、組織運営を行っていく上で重要な情報や各部門の進捗状況をコンパクトに集約したシートで共有を行い、問題・課題がある場合は、改善策を検討する等した。 ・ 文書管理状況や企業出身者の就業制限ル		

	③ 学識経験者により構成される運営評議会を通じて、業務の透明性の確保に努めるとともに、業務の公正性の確保と効率化を進めること。	学識経験者等により構成される運営評議会において、業務実績等を説明することにより透明性を確保するとともに、運営評議会における提言を業務運営に反映させることにより、業務の公正性の確保と効率化を進める。	化を図るとともに、不正、誤謬の発生を防止するため、計画的に内部監査を実施する。また、監査結果について公表する。 - 学識経験者等により構成される運営評議会において、業務実績等を説明することにより透明性を確保するとともに、運営評議会における提言を業務運営に反映させることにより、業務の公正性の確保と効率化を進める。 - 運営評議会等において、企業出身者の就業制限に関する報告を行い、業務の公正性、透明性を確保する。	ールの遵守状況など8つの項目について監査を実施し、監査結果を PMDA ホームページで公表した。また、企業出身者の就業制限ルールの遵守状況については、運営評議会等において報告し、会議資料を PMDA ホームページで公表した。 - 次年度計画、予算策定時や前年度の業務実績等について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」を年3回開催し、その下部組織として業務に関する専門的事項を審議するために設置された「救済業務委員会」を年2回、「審査・安全業務委員会」を年2回開催した。その中で、委員から頂いたご意見等で実行可能なものについては、対応を行った。 - 企業出身者の就業状況及び就業制限ルールの遵守状況については、運営評議会等において報告し、会議資料を PMDA ホームページで公表することで、業務の公正性、透明性を確保した。		
	(2) 規律ある職場の実現 規律ある職場の実現のため、役職員一人一人が機構の基本理念、社会的倫理観及び科学的評価の視点を持って行動すること。	(2) 規律ある職場の実現 「PMDAの理念」及び「PMDA行動基準」にのっとり、一人ひとりの役職員が、社会的倫理観とRSの価値観に基づき行動することを徹底する。	(2) 規律ある職場の実現 「PMDAの理念」及び「PMDA行動基準」にのっとり、一人ひとりの役職員が、社会的倫理観とRSの価値観に基づき行動することを徹底する。	- 役職員一人ひとりが、社会的倫理観とRSの価値観に基づき行動することができるよう、「PMDAの理念」及び「PMDA行動基準」を執務室に掲示し、常に役職員の目に触れるようにしている。また、「PMDAの理念」を身分証に貼付し、携行できるカードを作成し全役職員に配布している。 - 理事長自ら、職員一人一人と個人面談を行い、意見交換を行っている。 - 年始に理事長挨拶を動画配信するなど、定期的な理事長メッセージの配信を行い、PMDAの業務運営の方向性について浸透を図った。		

			・ 役職員の兼業や利害関係企業との関係を規律したルールについて厳しく運用するとともに、不適正な事案の発生を防止する観点から必要な対応を行う。 ・ 組織の特性及び国や民間企業等の動向を踏まえつつ、必要な就業規則の見直し等を適時行う。 ・ コンプライアンス順守についての職員の意識向上を図るため、必要な研修を実施するとともに、内部通報制度を円滑に運用する。		・ 役職員が兼業を行う際には、必要な届を提出し、担当部署においてルールを順守しているか確認した。また、利害関係企業出身者や再就職者等について、運営評議会等に報告するとともに、利害関係企業出身者の就業状況の内部監査を実施し、結果を運営評議会等に報告し、透明性を確保している。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策として実施し、同感染症の位置付け変更以降も継続していた勤務時間等の特例について、特例の根拠を整理するため、就業規則の改正を行った。 ・ 全職員を対象に実施したリスク管理研修において、コンプライアンス順守についての職員の意識向上を図った。 ・ 内部通報制度の周知のため、新任者研修（令和6年4月）において、説明するとともに内部用ホームページに「内部通報制度実施要領」を掲載している。 ・ また、内部通報制度、産業医相談やハラスメント相談について、毎月周知を行っている。		
	（3）リスクマネジメントの強化 リスクの未然防止のため、引き続き組織横断的にリスク情報の共有化に取り組むとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応すること。 【重要度：高】 組織の拡大に伴い、拡大した組織を適切に運営するため	（3） リスクマネジメントの強化 ・ リスクの未然防止のため、引き続き組織横断的にリスク情報の共有化に取り組むとともに、不測の事態の発生に際して組織の被害を最小化するために迅速かつ的確に対応する。	（3） リスクマネジメントの強化 ・ 発生頻度、社会や組織への影響度に応じて重要度が高いと想定されるリスクへの対応策を検討・実施する。 ・ 職員一人ひとりのリスク管理に対する理解を深め、リスクを未然に防止するため、過去の事		・ リスク管理の必要性が高いリスクへの重点的な対応を行うため、リスクの再評価を行い、リスクマップの更新・周知を行った。 ・ 従来の課題であったメール誤送信による情報漏洩防止のため、引き続き誤送信防止ソフトウェアを活用して情報漏洩防止を図った。 ・ 過去のリスク事例や他法人で発生した具体的事例などを積極的に用いるなど、理解のしやすさに配慮したリスク管理研修を、全職員を対象に実施した。また、リスク事案の对外公表時における広報対応について学び、		

	のガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。		例などを用いた効果的なリスク管理研修を、全職員を対象に実施する。 ・ リスク事案が発生した場合には、被害拡大を防止するため迅速に対応するとともに、発生原因や再発防止策について検討し、その結果を内部で共有して同様の事案発生を防ぐ。		有事の際に対応できるようにするため、執行役員以上の管理職及び関係部署職員を対象として、不祥事対応研修を新たに実施した。 ・ 発生した事案に対し、事実確認、論点整理、対応方針の決定など、迅速に対応するとともに、リスク管理委員会において原因分析、再発防止策を検討し、その結果について組織内に横展開を行った。 ・ 再発防止策の実施状況についてはフォローアップを行い、取組の評価を行った。 ・ 給与の支給漏れ等のリスクが生じないよう、担当課において当該業務に係る標準業務手順書の抜本的な見直しを行い、各種手順書を改めて整備した。		
2 優秀な人材の確保・育成の推進	・ 各種業務プロセスの標準化と手順書等への明確化を進めることにより、業務フローにリスクマネジメントの視点を盛り込む。	・ 各種業務手順書について、リスク事案発生防止の視点、手段等が盛り込まれているかについて確認し、必要なものについて記載をする。	＜評価の視点＞ ・ 優秀な人材の確保・育成の推進等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。				
（１）職員の成長と組織のパフォーマンスの向上	（１） 職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの向上を図るための人材の計画的な採用、配置と育成及び処遇	（１） 職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの向上を図るための人材の計画的な採用、配置と育成及び処遇					
① 各種業務の更なる質の向上を図るため、専門性確保にも配慮しながら、	・ 機構の財産は「職員」であり、機構の各種業務の更なる質の向上を図	・ 機構が社会に対して果たす役割を積極的に発信するなどし、「PMDA		・ PMDAが社会に対して果たす役割を積極的に発信するなどし、「PMDAの理念」等に共感する優秀な人材を計画的に採用した。また、職員一人ひとりから、人事に関する希			

	意欲と能力のある職員を計画的かつ積極的に採用し、適切に育成を行うこと。 ② 採用及び育成に当たっては、ガイドラインの策定への貢献など、機構が社会に対して果たす役割の重要性についても積極的に伝えること。 ③ 職員一人一人の成長と組織のパフォーマンスの向上を図るため、専門性を高めるための外部機関との交流を含め計画的かつ中立性に配慮した人材確保及び人材育成を行うこと。	るため、専門性確保にも配慮しながら、意欲と能力のある職員を計画的かつ積極的に採用し、適切に育成する。採用及び育成に当たっては、ガイドラインの策定への貢献など、機構が社会に対して果たす役割の重要性についても積極的に伝える。 さらに、「PMDAの理念」に共感する優秀な人材を育成し、職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの最大化に寄与することを目指す。 ・ 職員個々の将来的なキャリア形成を見据えた計画的・戦略的な人員配置を行う。また、職員の役割や業務等に応じた研修の機会を提供するとともに、大学、研究機関、企業、医療機関等との連携による研修を実施するなど、職員の積極的育成・モチベーション向上を図る。さらに、国際感覚やコミュニケーション能力を備え、国際会議等を主導できる“国際人材”の育成を図る。	の理念」に共感する優秀な人材を計画的に採用する。また、CDP（Career Development Program: 人材開発計画）に基づき、職員の成長や意欲向上を図りつつ、組織のパフォーマンスを最大化するよう、適時適切な人事配置を行う。 ・ 職員の計画的な育成及び機構機能強化等を図るため、職員が計画的に研修を受けられるよう年間研修計画の策定及び見直しを行うとともに、領域ごとに体系化した年間スケジュールの職員への周知を図る。 ・ 職員の資質の向上を図るために、CDPに基づき育成領域ごとの研修プログラムを整備し、研修を着実に実施する。	望・要望等を記載したキャリアシートを提出させるとともに、各部署から人材に関するニーズを聴取するなどし、CDPに基づき適時・適切な人事配置を行った。 ・ 職員が自ら計画的に研修に臨むことができる環境を整備するため、内部研修用ホームページに年間研修計画を掲載したほか、シラバスを確実に展開するため、実施中の研修情報及びその目的を掲載した。 ・ 前年度のアンケート結果等を踏まえた研修評価を実施し、次回実施の際の改善策等、研修内容の見直しを引き続き行った。 ・ CDP 及び整備した年間研修計画に基づき、事務系職員及び技術系職員の研修プログラムを昨年度に引き続き着実に実施した。 ・ 事務系職員を対象に、7テーマで構成された総合職シリーズ化研修を昨年度に引き続き実施した。また、経理・労務等に関する専門的な人材を育成するための研修を実施し、令和6年度は計3名（令和5年度開始1名、令和6年度開始計2名）が受講した。 ・ 高度な専門知識の習得を目的とする国内大学院研修を昨年度に引き続き実施し、令和6年度は6名が参加した。 ・ 薬剤疫学に関する専門家の育成を目的に、海外の大学院での研修を今年度から新たに実施し、1名の職員がオンラインで受講した。 ・ 全職員のITリテラシーの向上を目的に、		
--	---	--	--	---	--	--

			- 医療機関における製品の使用、臨床試験の運用等の実情や現場感覚を理解するため、国立高度専門医療研究センター等の医療施設での実地研修を着実に実施する。また、審査・安全対策業務の質向上を図るため、医薬品や医療機器等の製造現場での実地研修を着実に実施する。 - ICH、IMDRF等の国際交渉や国際会議の場において議論を主導できる“国際人財”を育成するため、国際会議等実用英語研修等の英語レベル向上のための研修を実施する。また、海外派遣者等に対する対話重視型英語研修の充実を図る。 - 業務品質の一層	IT パスポート資格の学習内容をベースとした研修を実施し、200 名超の職員等が受講した。 - 安全及び信頼性保証部門の職員が医療現場において安全性情報の取扱及び治験管理の実態を理解し、より質の高い業務を実施することを目的とした、国立高度専門医療研究センター（NC）の薬剤部門及び治験管理部門における研修を実施した。令和 6 年度は、薬剤部門での研修に 3 名、治験管理部門での研修に 1 名が参加した。 - 医療施設等の見学研修について、3 施設の NC で治験審査委員会（IRB）見学、臨床研究審査委員会（CRB）見学などを実施し、計 21 名が参加した。 - 医療機器の特性及び使用実態を理解するための製品トレーニング研修について、令和 6 年度は現地集合形式で 5 件のプログラムを実施した。対象施設の選定においては、選考の透明性を確保するため、医療機器関係団体と協調しながら選定条件を明示するなど、透明性の高い施設選定とした。 - 国内派遣研修について、医療技術等習得研修制度に 42 名が参加した。 - ICH や IMDRF 等の国際会議等の場で PMDA としての主張を英語で積極的に述べることができるようにするための国際会議等実用英語研修を昨年度に引き続き実施し、17 名が参加した。 - PMDA 全体の英語レベル向上のため、職員を対象とした一般英語研修及び英語通信教育研修を昨年度に引き続き実施し、計 12 名が受講した。また、海外長期派遣予定者に対しては、派遣に先立ち実践的な英語能力を向上させるための海外長期派遣者用英語研修を実施し、2 名が受講した。 - 事務補助員の配置換えを実施し、今後も		
--	--	--	--	--	--	--

			の向上等を図るため、事務補助員の配置換え等を進める。 ・ 職員一人ひとりの能力や目標達成状況を昇格等に適切に反映するメリハリのある処遇や、財政見通しを踏まえた総人件費の管理を進める。		定期的な配置換えをしていく。 ・ 令和５年度の人事評価結果を賞与・昇給・昇格に適切に反映させた。将来の財政推計に大きな影響を与えるような事象は発生していないが、引き続き人件費の状況を注視していく。		
	(２) 職場におけるダイバーシティの推進 ① 性別、年齢、職種又は障害の有無等にかかわらず、全ての職員が個性を発揮でき、働きがいを感じられるようにするため、職場環境の整備等に取り組むこと。 ② 育児や介護中の者が仕事と家庭を両立し、能力を発揮し続けられるような取組を実施すること。	(２) DEI (ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン) の推進 ・ ワークライフバランスの推進などの取組を通じて、性別、年齢、職種等にかかわらず、全ての職員が個性を発揮でき、働きがいを感じられるような職場づくりを進める。	(２) DEI (ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン) の推進 ・ ワークライフバランスの推進、ほめる文化の醸成などの取組を通じて、性別、年齢、職種等にかかわらず、全ての職員が個性を発揮でき、働きがいを感じられるような職場づくりを進める。		・ 公募により選定された職員による「ワークライフバランス推進委員会」を立ち上げ、以下の活動を行い、職員が働きやすい環境づくりを進めた。 ①「WLB通信」を配信し、職員の業務の紹介、Teams 活用術セミナーを定期的を開催するほか、PC 活用術に関する情報を周知した。 ②健康をテーマとした生活習慣病に関する情報発信のほか、ヨガ、動的ストレッチの職員参加型の企画を行った。 ・ 「ほめる文化」の醸成に向けて、心理的安全性に関するアンケート調査を実施するとともに、昨年度に引き続き、啓発ポスターの掲示や GOOD JOB CARD の取り組み等を行った。 ・ 職種や職位等に応じた階層別研修において、内閣人事局作成の「国家公務員向けマネジメントテキスト(改訂版)」を活用した管理職研修を昨年度に引き続き実施した。また昇任後間もない管理職 17 名に対して、心理的安全性の高い職場環境の醸成を図るためのワークショップを新たに実施した。		
			・ 出産・育児期間を含めて女性職員		・ 育児休業を始めとした育児支援制度利用者の人事評価を適正に行うための管理職向け		

		・ 育児や介護中の者が仕事と家庭を両立し、能力を発揮し続けられるような取組を実施する。 ・ 障害者の雇用を推進し、障害の有無にかかわらず、皆が安心して働けるための職場環境を整備する。 (3) 機構の理念・使命の内外への浸透 ・ 全職員が機構の理念・使命を認識し、機構の在りたい姿を改めて考えることにより、一層の組織活性化を図るとともに、全職員自らが発信できる組織を目指す。 (4) 意見・苦情	の評価を適切に行い、性別にかかわらず公正に管理職への登用を行う。 ・ 育児や介護中の者が仕事と家庭を両立し、能力を発揮し続けられるような取組について検討を進める。 ・ 障害者の雇用を促進するため、障害の有無にかかわらず、皆が安心して働ける職場環境の整備について検討を進める。 (3) 機構の理念・使命の内外への浸透 ・ 全職員が機構の理念・使命を認識し、機構の在りたい姿を改めて考えるための方策の検討を開始する。 (4) 意見・苦情	研修用動画を作成・配信した。 ・ 出産・育児期間も考慮した評価を適切に実施し、性別にかかわらず管理職への登用を行った。 ・ 育児介護休業法の改正を踏まえ、就業規則を改正して子の看護休暇等の充実を図った。 ・ 次世代育成支援対策促進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一体型第2期一般事業主行動計画を策定した。 ・ 産業医による職場巡視結果を踏まえ、各執務室における耐震対策の改善など労働安全衛生の確保に取り組んだ。 ・ 外部講師を招いて「障害者雇用セミナー」を実施し、職員全員に対して障害者雇用に関する合理的配慮等への理解を促した。 ・ 「PMDA が設けている相談先」をリストアップし、障害者雇用の職員に配布した。また、本人の希望に応じて就労支援機関を紹介し、採用後のフォロー体制の強化を図った。 ・ 役職員へのインタビューやアンケート結果を踏まえ、全役職員の意見を反映したパーパスを策定した。また、パーパスを通じて、全役職員が PMDA のありたい姿を改めて考えるための階層別研修の実施、及び全役職員が一同に会した All Employee Meeting を実施し、得られた意見を踏まえてバリューを策定した。加えて、パーパス&バリューの浸透を目的として、20 周年特設サイト、各種動画、パーパス&バリューブック及び公式キャラクターを作成するとともに、次年度以降の効果的な浸透施策の検討を行った。		
--	--	---	--	--	--	--

		対応の強化を通じた業務品質の一層の向上 - 薬害被害者や関係団体等と定期的に意見交換を行い、業務に反映させるなど業務品質の一層の向上を図る。 - 国民などからの相談や苦情への対応の強化を図り、業務品質の一層の向上を図る。	対応の強化を通じた業務品質の一層の向上 - 薬害被害者や関係団体等と定期的に意見交換を行い、業務に反映させるなど業務品質の一層の向上を図る。 - 国民などからの相談や苦情については各相談窓口において、他の相談窓口及び関係部署との連携・情報共有を図るなど、対応方法等の方策を検討し、適切な対応を行う。また、苦情について、真摯に向き合い、適宜業務改善を行うとともに、業務品質の一層の向上を図る。 - 情報公開法令に基づく開示請求を受理した際は、個人情報や企業の機密情報等に十分配慮し、必要に応じて厚生労働省や機構内関係部署と調整し適切な対応を行う。		- 全国薬害被害者団体連合会と PMDA 幹部による意見交換会を毎年 1 回実施しており、令和 6 年度については、対面にて 12 月に開催し、様々な意見を頂くなど議論を行った。 - PMDA に寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応標準業務手順書」に基づき、一般相談窓口を運用するとともに、来訪者の意見等を収集するため、引き続き、PMDA の総合受付にアンケート用紙を設置した。この他、電話・PMDA ウェブサイトでも意見等を受け付け、適宜業務改善や業務品質の一層の向上につなげた。また、一般相談窓口については、相談者の利便性の向上を図るため、引き続き、昼休みを含めた対応を実施し、令和 6 年度に寄せられた相談等は 2,311 件であった。 - 他部署に設置されている相談窓口とも連携し、相談者に対して、適切に対応した。 - 平成 22 年 6 月から、PMDA に寄せられた「国民の声」を一定期間毎に集計し、ウェブサイトで公表し、業務運営の改善に活用している。 - 令和 6 年度の法人文書の開示請求件数は 1,312 件、保有個人情報の開示請求件数は 13 件であった。個人情報や企業の機密情報等に十分配慮した上で、厚生労働省や PMDA 内関係部署、外部関係者と調整し、関係法令に基づき的確に処理した。		
3 業務実績の定期的な開示と戦略	3 業務実績の定期的な開示と戦略	3 業務実績の定期的な開示と戦略	＜評価の視点＞ 業務実績の定期的な開示等について、中				

	的な広報活動 (1) 業務実績の定期的な開示 各年度の業務実績について運営評議会に報告し、公表すること。 (2) 戦略的な広報活動 機構の業務成果及び社会的役割について、国民に対する効果的な情報発信の方法を検討し、広報活動を実施すること。	的な広報活動 (1) 業務実績の定期的な開示 ・ 各年度の業務実績について業務報告書を作成し、運営評議会に報告するとともに、公表する。 (2) 戦略的な広報活動 ・ 機構の社会的役割や個別の業務成果に関する効果的な情報発信の方策について検討し、実施する。	的な広報活動 (1) 業務実績の定期的な開示 ・ 各年度の業務実績について業務報告書を作成し、運営評議会に報告するとともに、公表する。 (2) 戦略的な広報活動 ・ 機構の社会的役割や個別の業務成果について、国民や医療従事者、企業関係者、アカデミア等に理解されるよう、広報するターゲットを明確にしたコンテンツや効率的発信手段について検討し、積極的かつ適切に情報発信する。	期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 令和5事業年度業務報告については、6月の運営評議会に報告し、7月に PMDA ホームページに掲載し公表している。 ・ 「薬と健康の週間」に併せ、都道府県薬剤師会や全日本医薬品登録販売者協会等と協力し、救済制度案内パンフレットやくすり相談窓口／医療機器相談窓口を紹介するリーフレット等を頒布し、一般国民向けの広報活動を実施した（健康被害救済制度関連資料 88,960 枚、くすり・医療機器相談窓口リーフレット 21,500 枚、メディナビリーフレット 7,600 枚、カラーコンタクトレンズ適正使用パンフレット 7,970 枚、患者副作用報告リーフレット 19,600 枚、報告受付サイトリーフレット 9,000 枚）。 ・ 研究者や医療従事者に対しては、出張面談を含め、学会等へブース出展を行い、PMDA の業務を紹介した。 ・ 理事長自らによる広報活動として、国内外に向けて、PMDA の業務に関する講演、一般紙を含むメディアへのインタビュー対応等を行った。特に、海外への情報発信についてはドラッグ・ロス対策を意識し、海外ベンチャー等に対する講演等を各学会やメディアのオンラインイベント等を通じて行った。 ・ 戦略的な広報活動を実施するため、各部室に広報コーディネーターを配置し、各部室の広報に関連する情報の収集を行った。また、当該情報を踏まえ、「PMDA Updates」への掲載の検討、各部室に対して適宜情報発信等に		
--	--	--	--	-------------------------------------	--	--	--

	(3) 機構の業務実績の世界への発信 ① 機構の活動内容を効果的に世界に発信すること。	(3) 機構の業務実績の世界への発信 ア 活動内容の世界への積極的な発信 - 国際的な発信力を高め、機構の活動について周知を図る。 - 日本が世界で初めて承認する医薬品、医療機器等、国際的に情報提供の意義の高い品目の審査報告書の英訳を確実に実施し（年間 40 品目）、諸外国での活用を推進する。 - リアルワールドデータの活用など、最新の科学やイノベーションを審査、安全対策等へ活用する取組を積極的に発信する。 - 医薬品等の安全性情報を、遅滞なく	(3) 機構の業務実績の世界への発信 ア 活動内容の世界への積極的な発信 - 国際的な発信力を高め、機構の活動について周知を図る。 - 審査報告書の英訳については、日本が世界で初承認の製品など情報提供の意義の高いものを確実に英訳する（年間 40 品目）。 - 海外の簡略審査制度での活用を念頭に、英訳対象とする審査報告書を適切に選択する。 - リアルワールドデータの活用など、最新の科学やイノベーションを審査、安全対策等へ活用する取組を積極的に発信する。 - 医薬品等の安全性情報を、遅滞なく	かかる提案を行った。 ＜主な定量的指標＞ - 審査報告書の英訳について、日本が世界で初承認の製品など情報提供の意義の高いものを確実に実施（40 品目）。 ＜主な定量的指標＞ 「イエローレター」、「ブルーレター」、	・ 令和 6 年 11 月にワシントン D.C.事務所を開設し、専用ホームページを作成するなど、情報発信に取り組んだ。（再掲） ・ 令和 7 年 3 月よりワシントン D.C.事務所において薬事一般相談を開始した。（再掲） ・ BIO 国際会議、DIA 米国年会・欧州年会等における講演などを通じて、PMDA の取組みや日本の薬事制度について情報発信するとともに、各会議の場で個別面談を実施するなど、適切な情報提供を行った。（再掲） ・ 情報提供の意義が高い承認品目を選定し、計 40 品目の審査報告書の英訳を公表した（医薬品 28、医療機器 10、再生医療等製品 2）。（再掲） ・ 上記の情報を 3,847 人（世界各国の規制当局者を含む）に e-mail で配信した。（再掲） ・ 英訳対象とする審査報告書の選定においては、審査部門と調整を行い、また、二国間会合などを通じて、海外規制当局のニーズ等を聴取した上で選定を行った。（再掲） ・ 英訳した最新の通知や安全性情報などを、PMDA Updates 等を通じて、海外に向けて積極的に発信した。（再掲） ・ 安全対策に関する英語での情報提供について目標が 95 % 以上のところ、100 %		
--	---	---	--	---	--	--	--

	② 「PMDA Updates」(注14)の登録者数を増加させること。 (注14)機構の活動内容を海外の規制当局等に情報提供するためのニューズレター。	英語で提供すると同時に、当該情報の掲載を海外規制当局に伝達することにより、国際的な安全対策の速やかな実施に貢献する。 イ 「PMDA Updates」の登録者数の増加 ・ 機構の国際活動 を、「PMDA Updates」として取りまとめ、業務実績を世界に発信する(年間200人の新規登録を目指す。)	英語で提供すると同時に、当該情報の掲載を海外規制当局に伝達することにより、国際的な安全対策の速やかな実施に貢献する。 イ 「PMDA Updates」の登録者数の増加 ・ 機構の国際活動等を、「PMDA Updates」として取りまとめ、業務実績を世界に発信する(年間200人の新規登録を目指す。) ・ 「PMDA Updates」の読者の層を海外規制当局のみでなく、より広い関係者に広げていけるよう内容について検討を行う。	「評価中のリスク等の情報」及び「使用上の注意の改訂指示情報」の英訳版について、95%以上を日本語版と同日にホームページへ掲載。 ＜主な定量的指標＞ ・ 「PMDA Updates」について、200人の新規登録を達成。 ＜評価の視点＞ ・ 薬害の歴史展示コーナーの運営について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	(153/153 件)を日本語と同日に英語版をPMDA ホームページに掲載するとともに、当該情報を世界各国の規制当局関係者に伝達した。 ・ PMDA の国際活動に関する取組を「PMDA Updates」に掲載し、毎月メールで広く配信した。(令和6年度は345人の新規登録があった。これを含めて、現時点での登録者数は3,846人) ・ 「PMDA Updates」の読者層を国内外のベンチャー企業やアカデミア、キャピタリストまで広げ、対象者にとって有益な情報の特集した構成で、年4回発行とする方針を決定した。(再掲) ・ 令和7年度からの発行に向けて、PMDAの広報アドバイザーからの意見等も踏まえつつ、内容・構成の検討を進めた。(再掲) ・ 令和2年3月に開設した「薬害の歴史展示室」について、適切な運営を継続的に行った。令和6年度の年間の入場者数は378名であった。		
	4 薬害の歴史展示コーナーの運営 薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を設置し、適切に運営する	4 薬害の歴史展示コーナーの運営 ・ 薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を設置し、適切に運営す	4 薬害の歴史展示コーナーの運営 ・ 薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、厚生労働省と連携し、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を				

	こと。 6 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO である情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけたサポート等を適切に行うこと。 第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 セキュリティの確保 個人、法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキ	る。 6 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、PMOの事務局である情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけたサポート等を適切に行う。 第8 その他業務運営に関する重要事項 セキュリティの確保 防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備	適切に運営する。 6 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、PMOの事務局である情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけたサポート等を適切に行う。 第8 その他業務運営に関する重要事項 セキュリティの確保 防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備	＜評価の視点＞ - 情報システムの整備等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜評価の視点＞ - 中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	- 今後の中長期的なシステム投資計画を「ロードマップ」として取りまとめ、理事会でその進捗を確認している。また、過年度に実施し又は翌年度以降に実施予定のシステム投資案件について、理事会で当該案件に係る投資対効果の評価又は事前確認を行う運用を開始した。 - ID カードによる入退室管理の適切な運用を図り、部外者の入退室を制限するとともに、役職員等についてもエリア毎に入退室区		
--	---	--	--	--	---	--	--

	セキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和５年７月４日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、必要な施策を遅滞なく実施し、情報のセキュリティの確保に引き続き取り組むこと。 保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保すること。	を用い、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制の強化を図る。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和５年７月４日サイバーセキュリティ戦略本部）をベースラインとし、必要な施策を遅滞なく実施し、情報のセキュリティの確保を図る。 - 保有文書の特性を踏まえた文書管理を推進する。	を用い、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制の強化を図る。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和５年７月４日サイバーセキュリティ戦略本部）をベースラインとし、必要な施策を遅滞なく実施し、情報のセキュリティの確保を図る。 - 職員への情報セキュリティ研修及び継続的な情報提供により基礎的な対応能力向上を図る。 - 各情報システムが有する情報のバックアップを行い、遠隔地への適切な保管・管理を実施し、業務継続性の確保を図る。 - システム監査として、システム開発・運用プロジェクト運営の適切性評価・業務システムを単位とした脆弱性診断を年に１回程度受け、効果的な情報のセキュリティ対策の強化を図る。 - 文書管理・決裁システムの活用	分を設ける等、引き続き管理を徹底している。 また、これらシステムを含めた入退室管理について、標準業務手順書を整備し、新任者研修や内部用ホームページ等を活用して、役職員への周知を図っている。 - 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき「PMDA サイバーセキュリティポリシー」の改正を実施した。 - 第 2GSOC・厚生労働省からの注意喚起（不審メール連絡）等を関係者へ提供し、必要に応じたセキュリティ対策を実施した。 全職員向けに情報セキュリティ研修を実施したほか、経験が浅いメンバーを中心に厚生労働省や NISC 等が実施するセキュリティ研修に参加し、そこで得た知見を組織内に展開した。 - 日々バックアップ状況を把握し、週単位でバックアップの遠隔地保管を実施した。 令和５年度に行われた N I S C（内閣サイバーセキュリティセンター）監査の指摘事項について対応・改善を実施し、今年度に行われた監査フォローアップにおいて、当該対応について適切であることの確認を受けた。 - 文書のトレーサビリティの確保を図るとともに、適切な文書管理体制を確保するため、		
--	---	---	--	---	--	--

			より、文書の電子化の推進、トレーサビリティの確保等を行い、適切かつ効率的な文書管理を推進する。		文書管理の在り方に関するルールを取りまとめた「文書管理の徹底等に係る手引」の周知徹底を図っている。 ・ セキュリティ強化のために導入した個人認証型複合機について、引き続き適切な運用保守に努めた。 ・ 文書管理・決裁システム上において、紙文書を電子媒体に変換したものを正本として管理するほか、法人文書の電子媒体による登録の促進など、電子化による文書管理の推進を図っている。		
		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<評価の視点> ・ 中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
		独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第55号）第4条の業務運営に関する事項等については、次のとおりとする。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第55号）第4条の業務運営に関する事項等については、次のとおりとする。				
		1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画				
		なし					
2 人事に関する事項	2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画				
機構の業務が製薬	・ 薬害肝炎の検証	・ 機構の中立性等			・ 技術系専門職においては、定期的な募集		

企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、中立性等に十分配慮した上で、役職員の採用、配置、退職後の再就職等に関し適切な措置を講ずること。 科学技術の進歩に対応できる人材を確保していくため、外部機関との交流等を始めとして適切な能力開発・計画的な育成を実施すること。 職員の給与水準については、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力も考慮しつつ、適正かつ効率的な支給水準となるよう努めること。	及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言並びに各種閣議決定の内容を踏まえ、専門性の高い有能な人材を採用する。なお、採用に当たっては、機構の中立性等に十分、配慮することとする。 ・ 期末の常勤職員数は、1,315 人を上限とする。また、中期目標期間中の人件費総額は 62,275 百万円（見込み）とする。なお、人件費総額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。 ・ 人材の流動化の観点に留意しつつ、職員の資質や能力の向上を図るため、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、国・研究機関・大学等との交流を引き続き実施し、適正なバランスに配慮しつつ国からの現役出向者の割合の削減に努め、その状況につ	に十分配慮し、専門性の高い有能な人材を採用する。		において 28 名を採用した。そのうち、5 名は博士号を取得又は取得見込である。 ・ 専門分野（生物統計、医学物理、臨床医学等）に特化した職員募集を随時行い、8 名を採用した。 ・ 職種ごとの各分野において有能な人材を確保する必要があることから、Web で採用説明会を開催するとともに、前年度に引き続き、PMDA ホームページや就職情報サイト等を活用し採用活動を行った。また、民間のダイレクトリクルーティングサービスを活用し、即戦力となりうる転職希望者のスカウトを行った。 ・ 応募者数を増やすため、課長級以上の職員が大学や関連学会を通じて応募を呼びかけた。
--	--	--------------------------	--	--

		いて毎年公表する。 ・ 製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。 ・ 役職員の給与については、国家公務員等における水準を勘案しつつ、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力を考慮して、適正かつ効率的な給与水準とする。	保のあり方について検討を行う。 ・ 就業規則等の服務関係規程に基づき、採用時における誓約書の提出や、配置及び退職後の再就職等に関する制約の規定を厳格に適用し、適切な人事管理を行う。 ・ 役職員の給与については、国家公務員や民間事業者の給与水準等を勘案するとともに、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力を考慮し、適正かつ効率的な支給水準となるよう、適切に対応する。	・ 令和5年4月1日 全職員数 1,038 人 現役出向者数 54 人 比率 5.2% (対前年度比 0.9%減) ・ 専門性を有する技術系職員等の確保に向け、大学等への情報発信を行った。 ・ DE I（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進を通じて、魅力ある職場づくりを進めた。 ・ 有能な人材の確保の在り方の検討を行い、採用計画に反映した。 ・ 製薬企業等との関係が疑われることのないよう、適切な人事管理を行うため、採用時の誓約書の提出、退職後の再就職に関する制約、製薬企業等の職歴を有する者の採用後5年間の関連業務の従事制限及び家族が製薬企業等に在職している場合の従事業務の制限について、就業規則等服務関係規程に基づき適切に実施した。 ・ 企業出身者の就業状況等については、運営評議会及び審査・安全業務委員会において報告を行い公表した。また、服務関係規程やその Q&A 等をまとめたハンドブックを作成し、新任者研修の実施時や内部用ホームページへの掲載を通じて役職員に周知徹底を図った。 ・ 役職員給与について、国家公務員の給与水準を踏まえ、適正な支給水準となるよう給与規程等を改正した。 ・ 海外事務所の新設を踏まえ、在外職員の給与水準が適切となるよう在外職員給与規程等を改正した。 ・ PMDA の給与水準について国民の理解を得るため、令和5年度の役職員給与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、その結果を PMDA ホームページに掲載し公表した。		
--	--	---	--	--	--	--

	4 その他 既往の閣議決定等 に示された政府方 針に基づく取組に ついて着実に実施 すること。						
--	--	--	--	--	--	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	経費削減、予算、資金計画等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	(参考情報) 当該年度までの 累積値等、必要な 情報
	一般管理費（年度計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 24,513	28,839	28,839					
	一般管理費（実績値）（千円）	－	－	17,924					
	上記削減率（％）	中期目標期間最終年度値を令和6年度予算値から 15%削減	－	－					
	達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	－	－					

※ 削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費の物件費のうち、運営費交付金財源分である。

	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	(参考情報) 当該年度までの 累積値等、必要な 情報
	事業費（年度計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 415,597	437,471	437,471					
	事業費（実績値）（千円）	－	－	263,595					
	上記削減率（％）	中期目標期間最終年度値を令和6年度予算値から 5%削減	－	－					
	達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	－	－					

※ 削減対象となる事業費は、決算報告書の業務経費のうち、運営費交付金財源分である。

	評価対象となる指標	達成目標	拠出金の種類	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
	各拠出金の収納率 (実績値) (%)	毎年度、各拠出 金 の 収 納 率 99%以上	副作用拠出金	100.0%	100.0%					各年度の納付者数は下 記のとおり。 6 年度：全 3,858 者のう ち、3,858 者
			感染拠出金	100.0%	100.0%					各年度の納付者数は下 記のとおり。 6 年度：全 120 者のう ち、120 者
			安全対策等拠出金	100.0%	100.0%					各年度の納付者数は下 記のとおり。 6 年度：全 6,717 者のう ち、6,717 者

※ 収納率（実績値）は小数第 2 位以下を切り捨てた数値である。

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

	体の収支及び損益の状況を把握すること。 ④ 機構全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講ずることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図ること。 （２）長期的に安定した財政運営を可能にする予算編成 ① 各年度の費用を当該年度の収益等で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営の確立を目指すこと。 ② 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行うこと。 ③ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施すること。	の収支及び損益の状況を把握する。 ・ 法人全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講ずることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図る。 （２） 長期に安定した財政運営への取組 ・ 各年度の費用を当該年度の収益等で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営を確立する。 ・ 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行う。 ・ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施するとともに、厳格な予算執行管理を行う。 ・ 厳格な予算執行管理を実施し、収益	の収支及び損益の状況を把握する。 ・ 法人全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講ずることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図る。 （２） 長期に安定した財政運営への取組 ・ 各年度の費用を当該年度の収益等で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営を確立する。 ・ 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行う。 ・ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施するとともに、厳格な予算執行管理を行う。	・ 理事会において月次の状況を毎月確認し、月別・部門別の審査手数料・拠出金の申告額の収納状況及び収支分析などの財務分析の報告、将来財政の見通しの検討などを行った。 ・ 前年度に引き続き予算シーリングを設定するとともに、適切に収入を見積り、費用を当該年度の収益等で賄う内容とした。 ・ 審査等手数料の申請動向や審査の進捗状況などの収入を左右する要素を把握した上で、収入見積りを適切に行った。 ・ 前年度に引き続き予算シーリングを設定し、シーリング内での予算編成を実施するとともに厳格な執行管理を行い、令和６年度について収入の範囲内での予算執行ができた。	務者に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金制度の理解・周知を図る。 また、令和７年度から実施する申告・納付のオンライン化の周知を図り、促進することにより、更なる納付義務者の負担軽減及び業務の効率化を進めていく。	
--	--	--	--	---	--	--

	等の範囲内での予算執行となるように努める。 ④ 情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後に過大な財政負担とならない対策を講ずるとともに、新たなシステム投資判断を行うためのプロセスの見直しを行うこと。 ⑤ 厳格な予算執行管理を実施し、収益等の範囲内での予算執行となるように努めること。 (3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進 ① 機構の将来的な課題の解決に向けて、各種業務における業務プロセスの見直しを図るとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を始めとするデジタル技術の活用に関する取組を推進すること。	・ 情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後の後年度において多大な財政負担とならないよう中長期的なシステム投資総額を把握するとともに、新たなシステム投資判断を行うためのプロセスの見直しを行う。 (3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進 ・ 各種業務における業務プロセスの見直しを図る B P R (Business Process Re-engineering) を、組織横断的かつ効果的に実施し、機構の将来的な課題の解決に向け、取り組む。その際、DX を始めとするデジタル技術の活用に関する取組を推進する。 ・ 非常勤職員数の		・ 今後の中長期的なシステム投資計画を「ロードマップ」として取りまとめ、理事会でその進捗を確認している。また、過年度に実施し又は翌年度以降に実施予定のシステム投資案件について、理事会で当該案件に係る投資対効果の評価又は事前確認を行う運用を開始した。 ・ 令和6年度においても引き続き、業務プロセスの見直しを図る BPR の各種取組みを実施した。 ・ また、コンサルティング会社の支援の下、各種指標に基づく経営機能強化を目指す取組み及び標準業務手順書の策定を実施した。 ・ さらに、組織の業務改善や業務システムの導入と更改の進捗状況について、理事長を含めた役員に対して定期的に報告し、経営陣がPMDA 内の重要事項について進捗状況を把握できるようサポートした。 ・ 令和7年度の非常勤職員の定員数について		
--	---	--	--	--	--	--

	② 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。 ③ 企画競争、公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性や透明性等が十分確保されるように実施すること。 ④ 入札・契約について、契約監視委員会の事前点検を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受け、適正に実施すること。 (4) 運営費交付金充当経費における経費節減 不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計	抑制を図る。 ・ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。 ・ 企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施する。 ・ 入札・契約を適正に実施するため、契約監視委員会による事前点検等を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受ける。 (4) 運営費交付金充当経費における経費節減 ・ 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計上経費（注1）及び特殊要因（注2）を除く。）につい	抑制を図る。 ・ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。 ・ 企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施する。 ・ 入札・契約を適正に実施するため、契約監視委員会による事前点検等を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受ける。 (4) 運営費交付金充当経費における経費節減 ・ 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計上経費（注1）及び特殊要因（注2）を除く。）につい	て、PMDA 各部門の業務・人員配置状況等を踏まえ、抑制を図った。 ・ 契約の締結に当たっては、令和6年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、原則一般競争入札により実施した。また、調達における競争性を確保するための取組として、仕様書の見直し及び公告期間を十分に確保するなどの取組みを行った。 ・ 調達予定案件のうち最低価格落札方式以外の調達について、契約監視委員会（外部有識者3名及びPMDA 監事2名により構成。令和6年度は8回開催。）において契約方式及び競争性確保のための改善方策の妥当性について点検を受けた。 ・ 調達に当たっては、最低価格落札方式以外の調達について契約監視委員会において契約方式及び競争性確保のための改善方策の妥当性について点検（令和6年度は173件）を受けた。また、契約監視委員会の議事概要をPMDA ホームページで公表したほか、個々の契約案件の情報についても公表した。 ・ 契約監視委員会では有識者の意見を聞きつつ、監事及び会計監査人による十分なチェックを受けた。		
--	--	--	--	---	--	--

	上経費（注 15）及び特殊要因（注 16）を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、令和 10 年度において、令和 6 年度と比べて一般管理費は 15% 程度、業務経費は 5 % 程度の額を節減すること。 （注 15）振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費並びに公租公課。 （注 16）法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。	ては、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、令和 10 年度において、令和 6 年度と比べて一般管理費は 15% 程度、業務経費は 5 % 程度の額を節減する。 （注 1） 振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費及び公租公課。 （注 2） 法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。	ては、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、令和 10 年度において、令和 6 年度と比べて一般管理費は 15% 程度、業務経費は 5 % 程度の額を節減する。 （注 1） 振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費及び公租公課。 （注 2） 法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。				
	（5）運営費交付金の算定	（5） 運営費交付金の算定	（5） 運営費交付金の算定				
	毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況に留意し、厳格に行うこと。	・ 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に行う。	・ 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に行う。				
	（6）拠出金の安定的な徴収	（6） 拠出金の安定的な徴収	（6） 拠出金の安定的な徴収				
				・ 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高に留意して行った。			

	① 医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策拠出金制度の意義等を周知し、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保すること。	・ 医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金制度の意義等の周知を図ることにより、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保する。	・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付義務者に対し、ホームページや各種講習会、申告書類送付の際の案内等の様々な機会を捉え、各拠出金制度の理解・周知を図り、適正な申告・円滑な納付を通じて関連データの適切な管理・運用を行うことにより、各拠出金の安定した徴収業務を遂行する。 ・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付義務者の利便を図り、収納率の向上に繋げるとともに、迅速かつ的確に入金状況を確認するため、主要銀行5行と収納委託契約を締結するほか、薬局製造販売医薬品製造販売業者の多数が加入している（公社）日本薬剤師会に、当該薬局に係る拠出金の徴収業務を委託する。	＜その他の指標＞ ・ 各拠出金について、収納率 99%以上。	・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の安定的な徴収を確保するため、PMDA ホームページ及び関連業界紙への広告掲載を行うとともに、未納業者に対しては文書の送付等により催促を行った。 ・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収等を一元的に管理する拠出金徴収管理システムを活用することにより、徴収管理業務を効率的に行った。	・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付について、主要銀行 5 行と引き続き収納委託契約を締結して納付義務者の利便性を確保するとともに、納付された拠出金の資金移動を速やかに行った。また、薬局製造販売医薬品製造販売業者からの拠出金収納業務については、引き続き、公益社団法人日本薬剤師会と徴収業務委託契約を締結し、拠出金の安定的な徴収を確保した。	・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の全ての拠出金について 100%（目標は 99%以上）の収納率を達成した。
--	---	---	---	--	---	---	--

		99%以上とする。 副作用抛出品、感染抛出品及び安全対策等抛出品の徴収管理業務の効率化及び納付義務者の事務負担の軽減に向けて、申告等手続のオンライン化を含め、業務全体のデジタル化に対応したシステム運用に向けた試行を実施する。		- 副作用抛出品、感染抛出品及び安全対策等抛出品の申告・納付者の利便性向上と事務負担の軽減、PMDA 業務の簡素化・効率化に資するよう、申告・納付手続きのオンライン化に向けた試行を実施（53 事業者が参加）し、協力企業の意見等を踏まえたシステム改修等を行った。 - 令和7年度からの運用開始に当たって、令和6年度に抛出品の申告義務のあった企業全者にオンライン化の周知を行うとともに、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会に利用促進の協力依頼を行った。さらに、付加抛出品の支給決定情報に基づく給付債務の現価相当額や付加抛出品額の算定作業の効率化を図るため、付加抛出品算定システムを開発し、令和7年3月から運用を開始した。		
② 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の抛出品の徴収を確実に行うこと。 （7）財務状況の定期的な開示 ① 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告すること。 ② 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的な内部業務	- 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の抛出品の徴収を確実に行う。 （7） 財務状況の定期的な開示 - 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告する。 - 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監	- 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の抛出品の徴収を確実に行う。 （7） 財務状況の定期的な開示 - 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告する。 - 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監		- 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者から抛出品の徴収を給付金支給後に確実に実施した。 運営評議会 - 運営評議会 会計監査 - 会計監査		

	監査や会計監査を実施し、その結果を公表すること。 ③ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表すること。 第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえ、経費の節減を見込んだ中期目標を達成するための計画（中期計画）の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内での健全な運営を行うこと。	査や会計監査を実施し、その結果を公表する。 ・ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表する。 第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入額の限度額 1 借入限度額 35億円 2 短期借入れが想定される理由 ・ 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 ・ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ・ その他不測の事態により生じた資金の不足	査や会計監査を実施し、その結果を公表する。 ・ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表する。 第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入額の限度額 1 借入限度額 35億円 2 短期借入れが想定される理由 ・ 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 ・ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ・ その他不測の事態により生じた資金の不足	＜評価の視点＞ ・ 中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 法人全体の財政状況、勘定別、セグメント別の財政状況を PMDA ホームページで公表した。 ・ 年度計画では、純損失 15.3 億円としていたところ、決算では、純利益は 38.1 億円であった。 ・ （年度）予算、収支計画及び資金計画と実績との差異に係る主な理由について、勘定別では次のとおりであり、差額発生に係る主な要因は、全て合理的な理由に基づいたものとなっている。 ・ 副作用救済勘定の収入において、増加となっている主な要因は、拠出金が見込みを上回ったこと等によるものである。また、支出において不用が生じている主な要因は、給付金の支給対象者が見込みを下回ったこと等によるものである。 ・ 感染救済勘定の支出において不用が生じている主な要因は、保健福祉事業費が見込みを下回ったこと等によるものである。 ・ 審査等勘定の収入において、増加となっている主な要因は、審査件数の増加等によるものである。また、支出において不用が生じている主な要因は、審査等事業費が見込みを下回ったこと等によるものである。 ・ 特定救済勘定の支出において不用が生じている主な要因は、給付金の支給対象者が見込みを下回ったこと等によるものである。		
--	--	---	---	--	--	--	--

		第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第 6 第 5 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第 7 剰余金の使途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・ 業務改善に係る支出のための原資 ・ 自己収入の増に資する事業のための財源 ・ 職員の資質及び業務の質の向上のための研修・研究等の財源 なお、副作用救済勘定及び感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号。以下「機構法」という。）第 31	第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第 6 第 5 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第 7 剰余金の使途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・ 業務改善に係る支出のための原資 ・ 自己収入の増に資する事業のための財源 ・ 職員の資質及び業務の質の向上のための研修・研究等の財源 なお、副作用救済勘定及び感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号。以下「機構法」という。）第 31	・ 受託・貸付勘定において、給付金の支給対象者が見込みを下回ったこと等により、収入の減少及び支出の不用が生じたものである。 ・ 受託給付勘定において、給付金等の支給対象者が見込みを下回ったこと等により、収入の減少及び支出の不用が生じたものである。		
--	--	---	---	--	--	--

		条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。				
第6 其他業務運営に関する重要事項	第9 其他主務省令で定める業務運営に関する事項	第9 其他主務省令で定める業務運営に関する事項	第9 其他主務省令で定める業務運営に関する事項				
3 積立金の処分に関する事項	3 積立金の処分に関する事項	3 積立金の処分に関する事項	3 積立金の処分に関する事項				
前中期目標の期間の最後の事業年度において、通則法第44条の規定の整理を行って、なお積立金（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第31条第1項の積立金に相当する金額をいう。）があるときは適切に処理すること。	・ 審査等勘定において、前中期目標期間の最後の事業年度に係る独立行政法人通則法第44条の規定の整理を行ってなお積立金（機構法第31条第1項の積立金に相当する金額をいう。）があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、機構法第15条に規定する審査業務及び安全対策業務の財源に充てることとする。	・ 審査等勘定において、前中期目標期間の最後の事業年度に係る独立行政法人通則法第44条の規定の整理を行ってなお積立金（機構法第31条第1項の積立金に相当する金額をいう。）があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、機構法第15条に規定する審査業務及び安全対策業務の財源に充てることとする。	・ 審査等勘定において、前中期目標期間の最後の事業年度に係る独立行政法人通則法第44条の規定の整理を行ってなお積立金（機構法第31条第1項の積立金に相当する金額をいう。）があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、機構法第15条に規定する審査業務及び安全対策業務の財源に充てることとする。				

4. その他参考情報

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

(副作用救済勘定)

(単位：百万円、%)

	令和 6 年度（初年度）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	16,963				
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—

運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当期の運営費交付金交付額（a）	－	－	－	－	－
うち年度末残高（b）	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率（b÷a）	－	－	－	－	－

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（感染救済勘定） （単位：百万円、％）

	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	7,484				
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当期の運営費交付金交付額（a）	－	－	－	－	－
うち年度末残高（b）	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率（b÷a）	－	－	－	－	－

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（審査等勘定） （単位：百万円、％）

	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	23,660				
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	0				
当期の運営費交付金交付額（a）	2,466				
うち年度末残高（b）	－				
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.0％				

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（特定救済勘定） （単位：百万円、％）

	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	－	－	－	－	－
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－	－	－	－	－
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当期の運営費交付金交付額（a）	－	－	－	－	－
うち年度末残高（b）	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率（b÷a）	－	－	－	－	－

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

(受託・貸付勘定)

(単位：百万円、%)

	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	14				
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金					
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当期の運営費交付金交付額（a）	－	－	－	－	－
うち年度末残高（b）	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率（b÷a）	－	－	－	－	－

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

(受託給付勘定)

(単位：百万円、%)

	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	14				
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金					
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当期の運営費交付金交付額（a）	－	－	－	－	－
うち年度末残高（b）	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率（b÷a）	－	－	－	－	－

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。